

平成21年度

# 包括外部監査結果報告書

平成22年3月

大分県包括外部監査人

河野光雄



## 包括外部監査の結果報告書

### 目次

第1. 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件(テーマ)	1
3. 事件として選定した理由	1
4. 監査手続の概要	2
5. 外部監査の実施状況	3
6. 外部監査従事者	4
7. 利害関係	5
8. 本報告書の全般に共通する注記事項	5
第2. 特別会計の概要	6
1. 特別会計の設置根拠と設置目的	6
2. 特別会計の歳出額推移	7
3. 特別会計の繰越額推移	8
4. 特別会計に関連する県債残高推移	9
5. 特別会計に関連する減債基金残高推移	9
6. 特別会計から一般会計及び出資法人等への貸付	10
第3. 特別会計の監査結果及び監査意見の要約	11
1. 資金貸付事業	12
2. 投資回収・維持管理事業	25
3. 事務管理効率化事業	31
第4. 特別会計の監査結果(個別報告書)	39
1. 母子寡婦福祉資金特別会計	39
2. 中小企業設備導入資金特別会計	52
3. 農業改良資金特別会計	71
4. 林業・木材産業改善資金特別会計	90
5. 沿岸漁業改善資金特別会計	107
6. 流通業務団地造成事業特別会計	116
7. 県営林事業特別会計	125
8. 臨海工業地帯建設事業特別会計	139
9. 港湾施設整備事業特別会計	145

1 0.	公債管理特別会計	165
1 1.	心身障害者扶養共済制度特別会計	178
1 2.	公共用地先行取得事業特別会計	192
1 3.	用品調達特別会計	204

## 第1. 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

#### （1）外部監査対象

特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について

#### （2）外部監査対象期間

自平成20年4月1日 至平成21年3月31日

（但し、必要に応じて過年度に遡り、また平成21年度予算も参考とする。）

### 3. 事件として選定した理由

平成21年3月策定の大分県中期行財政運営ビジョンでは、「夢と希望あふれる大分県」の実現に向けて、「安心・活力・発展プラン2005」のさらなる推進のため喫緊に取り組むべき政策目標を掲げ、併せて、これを実現できる強靱な行財政基盤の構築に向けたさらなる改革の取組が骨太に盛り込まれている。

行財政改革の柱となるのは、財政構造の改革であり、「事務事業の抜本的見直し」、「義務的経費の見直し」、「歳入の確保」について、具体的な数値目標が設定されている。「事務事業の抜本的見直し」の1項目として、特別会計等の見直しが盛り込まれており、重要課題の1つとなっている。

このような状況の中で、特別会計に係る事務の執行及び事業の管理の重要性が高まってきており、それぞれの特別会計の検証を実施することで、その実態の透明性を高めていくことは有意義であると判断し、特定の事件として選定した。

## 4. 監査手続の概要

### (1) 監査の基本方針

今回の監査では、大分県のすべての特別会計（13特別会計）を監査対象として、その事務の執行及び事業の管理について、会計処理方法の妥当性の観点に加えて、事業の有効性、滞留債権管理の適切性、事務の効率性等の観点から監査を行った。

### (2) 主な監査手続

今回の監査において実施した主要な監査手続は次のとおりである。なお、監査対象ごとの個別監査手続については、第4. 特別会計の監査結果（個別報告書）に記載している。

- ①事務の執行が法令規則に準拠し効率的に行われているかを事業に関する各種管理書類等のサンプリングやヒアリング等にて確認した。
- ②滞留債権等についてその発生原因の把握や回収可能性についての管理が適切に行われているかを滞留債権の管理簿等の閲覧やヒアリング等にて確認した。
- ③事業は経済性、効率性及び有効性の観点から適切に行われているかを歳入歳出決算書・予算書等の閲覧やヒアリング等にて確認した。
- ④特別会計は設置の趣旨に添って効率的に運営されているかを設置条例・関連法令等の閲覧やヒアリング等にて確認した。
- ⑤過去の包括外部監査の結果に基づき講じた措置が適切に実施されているかをヒアリング等にて確認した。

## 5. 外部監査の実施状況

### (1) 実施期間

自平成21年6月1日 至平成22年3月31日

### (2) 監査日数

#### ①監査日数

内容	監査延日数
所管部署への1次ヒアリング	17
特別会計の監査 (②特別会計の監査日数の内訳参照)	42
所管部署への2次ヒアリング	7
報告書作成他	91
合計 (うち包括外部監査人)	157 (33)

②特別会計の監査日数の内訳

特別会計名	監査日数	
	日数	延日数
母子寡婦福祉資金特別会計	2	5
中小企業設備導入資金特別会計	1	3
農業改良資金特別会計	1	3
林業・木材産業改善資金特別会計	1	3
沿岸漁業改善資金特別会計	1	4
流通業務団地造成事業特別会計	1	1
県営林事業特別会計	1	4
臨海工業地帯建設事業特別会計	1	1
港湾施設整備事業特別会計	3	6
公債管理特別会計	1	4
心身障害者扶養共済制度特別会計	1	3
公共用地先行取得事業特別会計	1	3
用品調達特別会計	1	2
合計 (うち包括外部監査人)	16 (13)	42 (12)

※1日未満の端数は切上げている

6. 外部監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	河野 光雄
補助者	公認会計士	小川 芳嗣
	公認会計士	栗林 栄太
	システム監査技術者	池邊 博史



## 7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 8. 本報告書の全般に共通する注記事項

本報告書中、必要がある場合には、金額、比率について、表示単位未満の端数を四捨五入して記載している。従って、報告書内の数値の合計等が一致しない場合がある。

## 第2. 特別会計の概要

### 1. 特別会計の設置根拠と設置目的

大分県の特別会計には、設置条例によりその設置が定められている場合と、特に定められていないものがある。また、特別会計の設置を法律により定められているものと、任意に設置できるものがある。平成20年度末時点における特別会計の設置年度、設置条例の有無、設置目的等を一覧にまとめると次のとおりとなる。

特別会計名	設置年度	設置条例	設置目的	法定任意の別
母子寡婦福祉資金特別会計	平成6	無	母子及び寡婦福祉法の規定に基づき、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付を行う	法定
中小企業設備導入資金特別会計	昭和31	無	中小企業高度化資金及び中小企業設備近代化資金の貸付事業の経理を行う	法定
農業改良資金特別会計	昭和32	無	農業改良資金助成法の規定に基づき、同法の政府助成制度の対象となる貸付を実施する	法定
林業・木材産業改善資金特別会計	昭和51	無	林業・木材産業改善資金助成法の規定に基づき、同法の政府助成制度の対象となる貸付を実施する	法定
沿岸漁業改善資金特別会計	昭和54	無	沿岸漁業改善資金助成法の規定に基づき、同法の政府助成制度の対象となる貸付を実施する	法定
流通業務団地造成事業特別会計	平成8	有	地方自治法第209条第2項の規定に基づき、流通業務団地造成事業の円滑な運営とその経理の適正を図る	任意
県営林事業特別会計	昭和31	有	県有林産物の生産及び処分並びに造林事業の適正、かつ、円滑な運営を図る	任意
臨海工業地帯建設事業特別会計	昭和39	有	地方自治法第209条第2項の規定に基づき、大分県臨海工業地帯建設事業及びこれに関連する事業の円滑な運営とその経理の適正を図る	任意
港湾施設整備事業特別会計	平成19	有	地方自治法第209条第2項の規定に基づき、港湾施設整備事業の円滑な運営とその経理の適正を図る	法定

公債管理特別会計	平成 17	有	地方自治法第209条第2項の規定に基づき、一般会計予算における実質的な予算規模を把握し、公債管理の一層の明確化を図る	任意
心身障害者扶養共済制度特別会計	昭和 45	有	地方自治法第209条第2項の規定に基づき、心身障害者扶養共済制度の円滑な運営とその経理の適正を図る	任意
公共用地先行取得事業特別会計	平成 9	有	地方自治法第209条第2項の規定に基づき、公共用地先行取得事業の円滑な推進とその経理の適正を図る	任意
用品調達特別会計	昭和 28	有	県支弁用品の調達業務を行う	任意

## 2. 特別会計の歳出額推移

単位：千円

特別会計名	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
母子寡婦福祉資金	81,370	84,246	71,416	73,959	109,828
中小企業設備導入資金	2,000,701	904,677	489,164	557,868	4,498,855
農業改良資金	132,825	130,770	195,165	58,635	233,580
林業・木材産業改善資金	847,586	794,381	1,019,726	795,320	905,173
沿岸漁業改善資金	76,739	68,622	43,842	56,515	63,093
流通業務団地造成事業	803,473	3,556,021	7,205,101	886,825	909,634
県営林事業	1,684,614	287,636	331,328	559,472	458,703
臨海工業地帯建設事業	3,685,192	727,165	1,684,289	1,461,535	87,683
港湾施設整備事業	—	—	—	1,887,883	2,272,311
公債管理	—	111,065,886	116,568,704	122,932,796	129,970,757
心身障害者扶養共済制度	167,847	177,029	174,862	174,709	178,599
公共用地先行取得事業	2,423,358	2,309,026	2,221,096	2,178,619	1,912,098
用品調達	1,741,359	1,783,336	1,876,953	1,989,767	1,920,555
合計	13,645,064	121,888,794	131,881,646	133,613,904	143,520,869

※繰越金を含めていないため、個別報告書の歳入及び歳出の状況の数値と異なる場合がある。

※平成20年度以前に廃止となった特別会計は除外している。

### 3. 特別会計の繰越額推移

単位：千円

特別会計名	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
母子寡婦福祉資金	157,237	170,061	193,055	206,915	182,369
中小企業設備導入資金	966,311	642,524	738,108	815,860	862,288
農業改良資金	280,035	421,394	467,919	571,649	467,613
林業・木材産業改善資金	726,930	754,919	552,764	579,864	495,028
沿岸漁業改善資金	233,300	256,279	304,442	321,758	328,982
流通業務団地造成事業	2,861	714	828	1,672	2,024
県営林事業	4,681	8,174	91,667	42,509	41,625
臨海工業地帯建設事業	171	15,317	1,991	200	143
港湾施設整備事業	—	—	—	44,918	34,705
公債管理	—	0	0	0	0
心身障害者扶養共済制度	193	269	168	283	365
公共用地先行取得事業	139,919	104,487	74,472	150,693	397,119
用品調達	5,253	10,424	6,588	6,090	5,373
合計	2,516,891	2,384,562	2,032,002	2,742,411	2,817,634

特別会計の繰越金は、歳計現金（支払準備金）として、一般会計と同様に、普通預金口座で管理を行っている。なお、年間計画及び月別計画に基づき、資金の状況の把握及び予測を行い、資金に余裕が見込まれる場合は、効率的な運用となるよう普通預金以外の有利な金融商品に組替えて管理を行っている。なお、運用益については各特別会計に配分して、利息繰入（諸収入）を行っている。

#### 4. 特別会計に関連する県債残高推移

単位：千円

特別会計名	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
母子寡婦福祉資金	413,585	413,585	413,585	408,129	375,303
中小企業設備導入資金	4,168,416	3,880,058	3,601,054	2,972,729	6,577,981
農業改良資金	242,000	272,900	303,250	333,056	327,958
流通業務団地造成事業	12,254,000	12,254,000	11,254,000	11,002,000	11,002,000
県営林事業	3,050,379	2,988,614	2,860,943	2,790,182	2,709,938
臨海工業地帯建設事業	7,004,000	7,004,000	7,004,000	7,004,000	7,004,000
港湾施設整備事業	—	—	13,664,694	13,442,685	12,966,157
合計	27,132,380	26,813,157	39,101,526	37,952,781	40,963,337

平成18年度での増加の主な理由は、港湾施設整備事業特別会計が平成19年度に新たに設置されたことによるものである。

平成20年度での増加の主な理由は、中小企業設備導入資金特別会計における地域中小企業応援ファンドへの基金造成資金として（独）中小企業基盤整備機構からの40億円の無利子借入があるためである。

#### 5. 特別会計に関連する減債基金残高推移

単位：千円

特別会計名	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
流通業務団地造成事業	1,165,874	1,565,119	1,121,142	1,640,642	2,443,225
臨海工業地帯建設事業	1,563,216	1,521,679	1,497,015	1,465,280	1,420,456
合計	2,729,090	3,086,798	2,618,157	3,105,922	3,863,681

6. 特別会計から一般会計及び出資法人等への貸付

単位：千円

特別会計名	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
中小企業設備導入資金	1,027,878	949,592	869,657	735,636	4,685,742
農業改良資金	234,000	249,540	269,086	272,812	265,160
林業・木材産業改善資金	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300
公共用地先行取得事業	1,880,000	1,880,000	1,880,000	1,880,000	1,880,000
合計	3,151,178	3,088,432	3,028,043	2,897,748	6,840,202

中小企業設備導入資金は、(財)大分県産業創造機構に対する貸付である。農業改良資金は、(社)大分県農業農村振興公社に対する貸付である。林業・木材産業改善資金は、(財)大分県森林整備センターに対する貸付である。公共用地先行取得事業は、大分県土地開発公社への貸付によるものであり、年度末に全額返還を受け、翌年度に新たに貸付ける形で行われている。なお、特別会計から一般会計への貸付はない。

### 第3. 特別会計の監査結果及び監査意見の要約

特別会計について事業の性質や特徴により以下のとおり分類整理し、関連事業別に監査結果及び監査意見を整理した。

#### I 資金貸付事業

1. 母子寡婦福祉資金特別会計
2. 中小企業設備導入資金特別会計
3. 農業改良資金特別会計
4. 林業・木材産業改善資金特別会計
5. 沿岸漁業改善資金特別会計

#### II 投資回収・維持管理事業

6. 流通業務団地造成事業特別会計
7. 県営林事業特別会計
8. 臨海工業地帯建設事業特別会計
9. 港湾施設整備事業特別会計

#### III 事務管理効率化事業

10. 公債管理特別会計
11. 心身障害者扶養共済制度特別会計
12. 公共用地先行取得事業特別会計
13. 用品調達特別会計

## 1. 資金貸付事業

### (1) 事業の概要

#### ①事業内容の要約

資金の貸付を行っている特別会計は5つである。それぞれの特別会計で実施している貸付制度は次のとおりである。

	特別会計の名称	貸付制度
1	母子寡婦福祉資金特別会計	母子寡婦福祉資金
2	中小企業設備導入資金特別会計	中小企業高度化資金 中小企業設備近代化資金 小規模企業者等設備導入資金(設備資金貸付) 小規模企業者等設備導入資金(設備貸与)
3	農業改良資金特別会計	農業改良資金 就農支援資金
4	林業・木材産業改善資金特別会計	林業・木材産業改善資金 木材産業等高度化推進資金 林業就業促進資金
5	沿岸漁業改善資金特別会計	沿岸漁業改善資金

#### ②貸付及び償還に関する事務処理要領等

貸付制度毎に貸付事務に関する要領等を設けて、それに沿った事務を実施している。貸付制度毎の貸付事務に関する要領等は次のとおりである。

	貸付制度	貸付事務に関する要領等
1	母子寡婦福祉資金	大分県母子寡婦福祉資金貸付事務処理要領
2	中小企業高度化資金	大分県中小企業高度化資金貸付事務取扱要領
	中小企業設備近代化資金	—
	小規模企業者等設備導入資金(設備資金貸付)	— (設備資金貸付事業事務取扱規程)
	小規模企業者等設備導入資金(設備貸与)	—
3	農業改良資金	大分県農業改良資金事務処理要領
	就農支援資金	就農支援資金大分県貸付金貸付等要領
4	林業・木材産業改善資金	大分県林業・木材産業改善資金事務処理要綱
	木材産業等高度化推進資金	—
	林業就業促進資金	大分県林業就業促進資金貸付金貸付等要領
5	沿岸漁業改善資金	大分県沿岸漁業改善資金事務処理要綱

※ ( ) 内は (財) 大分県産業創造機構の規程

「—」は該当なし



### ③延滞債権に関する事務処理要領等

貸付制度毎に延滞債権に関する要領等を設けて、それに沿った事務を実施している。貸付制度毎の延滞債権に関して規定している要領等は次のとおりである。

	貸付制度	延滞債権に関する要領等
1	母子寡婦福祉資金	大分県母子寡婦福祉資金貸付事務処理要領
2	中小企業高度化資金	大分県中小企業高度化資金貸付金に係る債権管理事務処理要領
	中小企業設備近代化資金	－
	小規模企業者等設備導入資金 (設備資金貸付)	－(設備貸与事業及び設備資金貸付事業に係る債権管理規程)
	小規模企業者等設備導入資金 (設備貸与)	－(設備貸与事業及び設備資金貸付事業に係る債権管理規程)
3	農業改良資金	大分県農業改良資金滞納整理事務処理要領
	就農支援資金	就農支援資金大分県貸付金貸付等要領
4	林業・木材産業改善資金	大分県林業・木材産業改善資金滞納整理事務処理要領
	木材産業等高度化推進資金	－
	林業就業促進資金	－
5	沿岸漁業改善資金	大分県沿岸漁業改善資金滞納整理事務処理要領

※ ( ) 内は (財) 大分県産業創造機構の規程

「－」は該当なし

なお、貸付金に関する延滞債権については、次のように管理を行うことが、地方自治法等にて定められている。

#### i) 督促

納入すべき金額が納期限を経過しても納付されない場合は、期限を定めて督促しなければならない(地方自治法第231条の3第1項など)。

この督促は、債務の不履行を請求する行為であるだけでなく、時効中断の効力を有する(地方自治法第236条第4項)。

#### ii) 延滞利息、違約金等

契約の締結に当たっては、契約の性質又は目的により必要のない場合を除き、履行遅滞その他債務不履行の場合の遅滞利息、違約金その他の損害金に関する事項を契約書に記載しなければならない(大分県契約事務規則第3条)。

従って、当該契約に基づき遅滞利息、違約金等を徴収することとなる。

### iii) 時効中断措置

#### ○債権の消滅時効

##### ア 時効期間

貸付金償還金債権は、民法第167条第1項により消滅時効期間は10年（貸付先が商法上の商人であり、当該貸付が事業資金である場合などは商法第522条により5年）である。

##### イ 時効の援用

貸付金償還金債権は、民法145条の適用を受けるため、時効の援用が必要となる。

#### ○時効中断措置

法令の規定により行う督促は、時効中断の効力を有する。

### iv) 強制執行等

督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止の措置をとる場合又は履行期限を延長する特約等をする場合その他特別の事情があると認める場合を除き、担保権の実行（保証人の保証がある債権については、保証人に対する履行の請求）、強制執行手続及び訴訟手続による履行の請求の措置をとらなければならない（地方自治法施行令第171条の2）

### v) 徴収停止

履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていない債権について、次のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる（地方自治法施行令第171条の5）

ア 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。

イ 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。

ウ 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

### vi) 履行延期の特約等及び免除

#### ○履行延期の特約等

次のいずれかに該当する場合には、履行期限を延期する特約又は処分をすることができる（地方自治法施行令171条の6）

ア 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき

イ 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

ウ 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

エ 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

オ 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付を行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、（ア）から（ウ）までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

#### ○免除

債務者が無資力又はこれに近い状態にあることによって履行延期の特約等を行った債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる（地方自治法施行令第171条の7）。

#### vii) 不納欠損処分

不納欠損処分とは、地方公共団体の歳入決算において、地方自治法の規定に基づく債権の徴収停止、債務の免除、時効による債権徴収権の消滅等により、既に調定されている歳入が徴収し得なくなった場合にこれを不納欠損額として表示することである。

大分県会計規則では、不納欠損処分ができる場合として、次のように規定されている。

## 大分県会計規則

### 第41条（不納欠損処分）

県税外諸収入が次の各号の一に該当するときは、これを不納欠損処分するものとする。

- 1 時効により権利が消滅したとき。
- 2 滞納処分の執行を停止した後これを取り消すことなく三年を経過したとき。
- 3 権利を放棄したとき。
- 4 施行令第七十一条の七の規定により債権を免除したとき。

### (2) 監査の着眼点

- ①貸付における審査の適正性
- ②債権の回収の効率性・適正性
- ③回収不能となった債権の処理の適正性
- ④定められた違約金の徴収状況の確認
- ⑤利用度の低い貸付制度の有無の確認

### (3) 監査結果の要約

#### ①貸付における審査の適正性

貸付に関する事務手続は、おおむね適正に行われていると認められる。なお、監査において確認した主な事項は次のとおりである。

#### ◎母子寡婦福祉資金

- ・貸付期間が本来3年であるところ4年としていた事例や、連帯保証人の年齢要件に抵触しているが、その場合に必要となる特別な理由を記載した書面がない事例、誓約書における借主と連帯借主の印鑑が同一であると思われる事例があった。
- ・貸付審査基準における収支バランスの確認は、貸付期間のみで行っており、償還期間中に滞りなく返済が可能か否かを客観的に判断できる資料は存在しない。
- ・事前審査の項目と各評価の基準が明確ではない。「母子寡婦福祉資金福祉事務所長の意見書」に審査会の審査結果があるのみで、どのような審査がなされたのかその内容が不明である。

#### ◎農業改良資金

- ・直接貸付2件のうち1件については、申請時に既に多くの借入があり、

また現在の事業も厳しい状況にあるなど、貸倒リスクが低いとは言い難い貸付であった。

- ・審査会での審査記録の保管期間が5年のため、それ以降は審査内容を確認できず、申請内容から減額等あった場合はその理由が確認できない。

#### ◎林業・木材産業改善資金

- ・600万円超の貸付の場合、原則転貸貸付方式となるが、直接貸付方式による貸付が2件あった。その場合、直接貸付方式となった経緯やその理由等を記載した書面が必要と考えられるが、整備されていなかった。

#### ◎木材産業等高度化推進資金

- ・振興局から県へ貸付案件の持ち込みを行う基準が明文化されていないため、その基準が明確になっているとは言い難い。

#### ◎沿岸漁業改善資金

- ・大分県沿岸漁業改善資金貸付基準は、実際には資金毎に貸付の対象となる相手方と貸付申請書の提出期日・貸付決定時期を定めているに過ぎず、個々の貸付の適否を判断する際の基準とはなっていない。

### ②債権の回収の効率性・適正性

おおむね要領等に沿った債権の回収が行われている。なお、監査において確認した主な事項は次のとおりである。

#### ◎母子寡婦福祉資金

- ・償還に関する事務については、福祉事務所等にて実施することとなっているため、その責任は基本的に福祉事務所等にあることになる。しかしながら、福祉事務所等から少子化対策課へ対応を依頼する基準は明確になっていない。

#### ◎中小企業高度化資金

- ・債権管理事務処理要領の規定に従って債権の分類がおこなわれているか資料の提出を求めたところ、提示できなかった。決算書は入手しているが、分類を判定した結果を示す書類がなく、判定は行われていない。

#### ◎農業改良資金

- ・長期延滞債権については、催告状は適正に発送されているが、連帯保証

人への連絡については、債務者が嫌がるケースが多く、苦情を受けたりトラブルに発展する場合もある。

◎沿岸漁業改善資金

- ・貸付契約上、連帯保証人は徴収するものの、担保は基本的に徴収しないこととなっている。そのため、貸付用途である船舶等が無断で売却された場合、その代金を回収するすべがなく、未収債権の回収が進みにくい状況がおきている。

③回収不能となった債権の処理の適正性

平成16年度～20年度に実施した、不納欠損処分の金額は次のとおりである。

不納欠損処分の状況

単位：千円

貸付制度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
母子寡婦福祉資金	-	-	-	-	-
中小企業高度化資金	-	-	1,547	490,966	196,322
中小企業設備近代化資金	15,322	18,037	13,211	17,957	-
小規模企業者等設備導入資金 (設備資金貸付)	-	-	-	-	6,500
小規模企業者等設備導入資金 (設備貸与)	-	-	-	-	-
農業改良資金	-	-	14,052	-	-
就農支援資金	-	-	-	-	-
林業・木材産業改善資金	-	-	159	-	-
木材産業等高度化推進資金	-	-	-	-	-
林業就業促進資金	-	-	-	-	-
沿岸漁業改善資金	-	-	-	-	-

平成16年度～20年度に実施した、不納欠損処分のうち、1件のみ時効の援用によるものであり、他はすべて、県議会での権利の放棄の議決を経たものである。

不納欠損処分の方法 (平成16～20年度)

単位：貸付先

貸付金種別	権利の 放棄	時効の 援用	その他	計
母子寡婦福祉資金	-	-	-	0
中小企業高度化資金	5	-	-	5
中小企業設備近代化資金	17	-	-	17
小規模企業者等設備導入資金 (設備資金貸付)	1	-	-	1
小規模企業者等設備導入資金 (設備貸与)	-	-	-	0
農業改良資金	1	1	-	2
就農支援資金	-	-	-	0
林業・木材産業改善資金	1	-	-	1
木材産業等高度化推進資金	-	-	-	0
林業就業促進資金	-	-	-	0
沿岸漁業改善資金	-	-	-	0

回収不能となった債権の処理については、おおむね適正に行われていると認められる。

その他、不納欠損処分について確認した事項は次のとおりである。

◎母子寡婦福祉資金

- ・平成8年を最後に不納欠損処分は実施していない。それ以降実施していないのは、マンパワーが不足し、事務手続が実施できてないのが実情のようである。

④定められた違約金の徴収状況の確認

今回監査対象とした貸付金のうち、違約金に関する規定の状況と、基本的な処理は次のとおりである。

延滞時の違約金徴収の規定と基本的な処理

貸付金種別	規定			基本的な処理	
	徴収	免除	年率	調定	徴収
母子寡婦福祉資金	要	申請可*1	10.75%	なし	-
中小企業高度化資金	可	-	10.75%	一部	一部
中小企業設備近代化資金	要	可	10.75%	免除	-
小規模企業者等設備導入資金 (設備資金貸付)	要	可	10.75%	-	-
小規模企業者等設備導入資金 (設備貸与)	要	可	10.75%	-	-
農業改良資金	要	-	12.25%	調定	一部
就農支援資金	要	-	10.75%	-	-
林業・木材産業改善資金	要	-	12.25%	調定	一部
木材産業等高度化推進資金	-	-	-	-	-
林業就業促進資金	要	-	14.6%	-	-
沿岸漁業改善資金	要	-	12.25%	調定	一部

\*1 災害その他やむを得ない理由があると認められる場合に限る

※「-」該当なし

◎母子寡婦福祉資金

- ・違約金は原則徴収することになっており、災害その他やむを得ない理由があると認められる場合に限って免除可能な規定となっているが、違約金は過去から徴収していない。

◎中小企業高度化資金

- ・違約金は徴収「できる」規定である。このため、延滞額と延滞日数が確定した時点で違約金を請求しているケースも見られるが、基本的には請求していない。

◎中小企業設備近代化資金

- ・期限前償還請求を行った場合などを除き、調定前に違約金の免除の起案を行い、経営金融支援室長決裁にて免除を行っている。大分県中小企業設備近代化資金貸付規則では「やむを得ない理由があると認められるときは、違約金の全額又は一部の徴収を免除することができる。」と規定されているが、その具体的な事例についての規定はない。



◎農業改善資金、林業・木材産業改善資金、沿岸漁業改善資金

- ・延滞となった場合の違約金の徴収については強制的な規定になっており、県としても貸付先に対して違約金を請求している。しかし、短期延滞は回収しているものの、長期延滞は元本回収後に違約金の請求手続きを採っている場合が多い。

⑤利用度の低い貸付制度の有無の確認

貸付のための予算は毎年度確保しているものの、実際に貸付を実行した金額は当初予算に対して少なくなっている場合が多い。

貸付金の平成20年度当初予算と実績の対比

単位：千円

貸付金種別	当初予算	実績	差異
母子寡婦福祉資金	272,180	54,669	217,511
中小企業高度化資金	4,023,482	4,023,482	0
中小企業設備近代化資金	-	-	-
小規模企業者等設備導入資金 (設備資金貸付)	-	-	-
小規模企業者等設備導入資金 (設備貸与)	-	-	-
農業改良資金	300,000	40,730	259,270
就農支援資金 *1	59,554	0	59,554
林業・木材産業改善資金	250,000	150,364	99,636
木材産業等高度化推進資金	375,000	375,000	0
林業就業促進資金 *2	659	659	0
沿岸漁業改善資金	200,000	61,960	138,040

\*1 農業者等へ貸付を行う（社）大分県農業農村振興公社への貸付がなかったものであり、この制度での貸付がなかったわけではない。

\*2 林業者等への貸付を行う（財）大分県森林整備センターへの貸付金額であり、センターから林業者等への貸付はない。

平成20年度予算と実績の差異がある貸付金および林業就業促進資金の状況は次のとおりである。

◎母子寡婦福祉資金

- ・貸付実績は減少傾向であり、平成19年度、平成20年度に貸付原資の返還を国と一般会計に行っている。

#### ◎農業改良資金

- ・余剰部分については自主納付という形で国庫への返還を行っている。また同時に一般会計からの繰入金についても、国庫への自主納付の割合に応じて一般会計への繰戻しを行っている。

#### ◎就農支援資金

- ・3年連続で貸付実績が大幅に計画を下回っていることから、平成20年度末では2年以上の貸付原資が（社）大分県農業農村振興公社に眠ってしまっている。県への償還が延滞となった場合には、10.75%の延滞金を納付する義務が公社に生じるが、公社は無利息貸付であるため、そのリスクを回避することが困難であり、また貸倒引当金の制度も整備されていない。

#### ◎林業・木材産業改善資金

- ・貸付実績は伸び悩んでおり、繰越金が多くなってきていることから、平成18年度に自主返納という形で国庫に100,000千円、一般会計に50,000千円をそれぞれ返納している。

#### ◎林業就業促進資金

- ・設立以来貸出実績がなく、資金の存在意義に疑問を感じざるを得ない。貸付実績がない理由は、林業への新規就業者の技能・技術習得を支援する同様の制度として、「緑の雇用担い手対策事業」制度があり、この制度を利用する事業体が多いことが大きな理由である。

### (4) 監査意見の要約

#### ①全般的事項

- ・資金の貸付業務は、県の各担当部署にて直接行うのは非効率かつ高リスクであるため、可能な限り外部機関を通じた貸付とするのが望ましい。
- ・長期延滞債権の回収業務を県の各担当部署にて直接行うのは非効率であるため、外部機関に委託することを検討する必要がある。また県の中で行うのであれば、専門の部署を設け集中的に行うのが望ましい。
- ・事実上回収不能となった貸付金については、時効の援用や権利の放棄により不納欠損処分を迅速に進める必要がある。
- ・回収困難である違約金の処理をさらに進めるため、違約金の免除が可能である貸付金の場合はその免除基準を明確にし、免除ができない貸付金の場合はその最終的な処理方法を検討する必要がある。

- ・今後も貸付実績が大きく増えることが見込めない貸付金については、貸付原資を国庫や一般会計へ返納するなどの方法により、効率的な資金運用を行う必要がある。

## ②貸付金毎の個別事項

### ◎母子寡婦福祉資金

- ・ 貸付要件を満たしているかどうかの判断のミスを防ぐため、チェックリストを作成しそれに沿った確認を行う必要がある。
- ・ 貸付審査が適正になされことを示す根拠書類の整備が不十分である場合がみられるため、その書類の整備が必要である。
- ・ 償還に関する事務の責任所在を明確にし、延滞債権の回収を効率的に行うためにも、福祉事務所等から少子化対策課へ対応を依頼する場合の基準を明確にする必要がある。
- ・ 事実上回収不能となった貸付金については、時効の援用や権利の放棄により不納欠損処分を迅速に進める必要がある。
- ・ 違約金は原則として徴収するよう規定されているため、徴収を行う必要がある。

### ◎中小企業高度化資金

- ・ 債権管理事務処理要領に規定された方法により、債権を分類判定した結果を書面に残す必要がある。

### ◎中小企業設備近代化資金

- ・ 違約金の免除が可能となる「やむを得ない理由があると認められるとき」に該当する具体的な事例を規定する必要がある。

### ◎小規模企業者等設備導入資金(設備資金貸付)

特になし

### ◎小規模企業者等設備導入資金(設備貸与)

特になし

### ◎農業改良資金

- ・ 貸付審査が適正になされことを示す根拠書類の整備が不十分である場合がみられるため、その書類の整備が必要である。

- ・連帯保証人への連絡による苦情・トラブル等については、連帯保証人への連絡方法に関する手法や取り決めに明確にすることで、円滑かつ確実な回収を進めるべきである。
- ・事実上回収不能となった貸付金については、時効の援用や権利の放棄により不納欠損処分を迅速に進める必要がある。
- ・長期延滞債権については違約金が累積し続けるが、実務上その全額回収は困難であり、また免除規定がなく免除できないため、その処理の方針や手続きを検討する必要がある。

#### ◎就農支援資金

- ・貸倒れが生じた場合のリスク回避策について県と（社）大分県農業農村振興公社とで検討を行い、眠っている資金の貸し出しについて、有効な手段を検討すべきである。

#### ◎林業・木材産業改善資金

- ・長期延滞債権については違約金が累積し続けるが、実務上その全額回収は困難であり、また免除規定がなく免除できないため、その処理の方針や手続きを検討する必要がある。

#### ◎木材産業等高度化推進資金

- ・振興局における貸付案件の選定基準を明文化する必要がある。

#### ◎林業就業促進資金

- ・貸出実績が存在しないのは、貸出制度自体のPR不足も影響しているのではないかと考えられるため、PRの方法等を検討しなおす必要がある。

#### ◎沿岸漁業改善資金

- ・貸付審査が適正になされことを示す根拠書類の整備が不十分である場合がみられるため、その書類の整備が必要である。
- ・船舶等貸付用途の動産についての担保の徴収について検討が必要と考える。
- ・長期延滞債権については違約金が累積し続けるが、実務上その全額回収は困難であり、また免除規定がなく免除できないため、その処理の方針や手続きを検討する必要がある。

## 2. 投資回収・維持管理事業

### (1) 事業の概要

	特別会計の名称	事業内容の要約
1	流通業務団地造成事業特別会計	大分流通業務団地の造成事業とその分譲および管理を行っている。
2	県営林事業特別会計	約 16,863ha の県営林の管理（造成事業、分収造林事業）と処分（伐採事業）を行っている。
3	臨海工業地帯建設事業特別会計	大分県臨海工業地帯建設事業として、1号地から7号地までの造成を行ってきたが、現在は未売却の6号地C-2地区の管理を行っている。
4	港湾施設整備事業特別会計	港湾施設整備事業として、①大分港大在コンテナターミナル管理運営事業、②港湾施設維持修繕事業及び港湾施設管理、③港湾機能施設整備事業を行っている。

### (2) 監査の着眼点

#### ①流通業務団地造成事業特別会計

- i) 流通業務団地の売買価格・売買時期
- ii) 貸付特約付土地売買契約のリスク

#### ②県営林事業特別会計

- i) 事業別の採算
- ii) 委託業務の妥当性
- iii) 工事の発注等手続
- iv) 分収林・県民有林の将来性
- v) 公債の償還計画

#### ③臨海工業地帯建設事業特別会計

- i) 公債償還スケジュールの合理性
- ii) 臨海工業団地の売買価格・売買時期

#### ④港湾施設整備事業特別会計

- i) 港湾別の採算
- ii) 委託業務の妥当性
- iii) 工事の発注等手続
- iv) 公債の償還計画

### (3) 監査結果の要約

#### ①流通業務団地造成事業特別会計

##### i) 流通業務団地の売買価格・売買時期

当初の計画では、平成15年度に全工区の宅地を完売する予定であったが、事業計画を平成40年度まで延長し、更なる企業誘致活動を行うものとした。

見直しの計画では、その間の維持経費等として、年間15,000千円程度を予定しており、また、未整備である3工区の造成費用として8億円の支出を見込んでいることから、事業費の負担も残されている。

##### ii) 貸付特約付土地売買契約のリスク

貸付特約付土地売買契約は、貸付期間を3年、期間中の貸料を年額土地販売価格の1%、3年後にその土地を売買する契約で、契約時に保証金として土地販売価格の10%を預かり、契約の解除があった場合には、違約金として土地販売価格の10%を徴収するものである。なお、建物等の保証金の徴収はしていない。

借主が建物の所有権等の権利設定又は移転を行う場合には、県の承認が必要となる。借主がこれに違反した場合は、契約が解除となり、土地の原状回復義務を負うことになっている。

#### ②県営林事業特別会計

##### i) 事業別の採算

###### ア) 県営林事業

- ・ 伐採事業については、木材単価の低迷により歳入が歳出をわずかに上回る程度である。
- ・ 造成事業については、県債の償還金の負担が大きいため、一般会計からの繰入をしているものの、歳出が歳入を上回っている。
- ・ 分収造林事業については、木材価格の低迷と伐採・維持コストの上昇により、分収契約の延長が生じており、その結果、歳入が歳出をわずかに上回る程度となっている。

###### イ) 県民有林事業

- ・ 標準伐採年齢未満が90%を占めており、伐採収益が多く見込めず、財源確保が困難な状況が生じている。

##### ii) 委託業務の妥当性

旧林業公社の受け皿である(財)大分県森林整備センターへ県民有林事業の管理を委託している。委託契約の内容を確認した結果、委託契約の内

容に問題点は認められなかった。

iii) 工事の発注等手続

県営林の造成及び維持・管理に関する工事に関しては、外部に工事を発注しており、その工事の手続きを含む合规性と妥当性について検討を行った結果、特段の問題点は認められなかった。

iv) 分収林・県民有林の将来性

分収林の今後の展望について、伐採しても赤字が出ない限りは伐採していくが、所有者の義務である伐採後の植林を考慮すると、伐採は所有者からストップがかかることが多く、長伐期として契約を延長して、材積分収による処分が増加する傾向にある。

なお、県民有林において標準伐採年齢が到来した時の対応についても同様である。

v) 公債の償還計画

公債の発行手続きについて、所定の書類が整備され、適法に発行手続が行われているか、サンプリングにて検討した結果、所定の書類は整備され、適法に発行手続が行われていることを確認した。

公債の償還については、返済財源の確保が困難であるため、一般会計から繰り入れを行い、償還を実施している。

③臨海工業地帯建設事業特別会計

i) 公債償還スケジュールの合理性

公債の償還計画では、平成26年度までに完了する計画となっており、平成22年度償還分については、減債基金を財源に返済することは可能である。

しかし、その他の公債はC-2地区の残地が売却されないと、財源を一般会計に求めるしかなく、一般会計も厳しい財政状況であることを考慮すると、平成25年度・26年度償還分については延伸で対応することになる可能性が高い。

ii) 臨海工業団地の売買価格・売買時期

C-2地区の売却予定価格は、平米当たり23,500円で、大分県のホームページで募集しており、未売却地の面積は349,000 m<sup>2</sup>である。従って、売却予定価格は8,201,500千円となる。

他方、C-2地区の造成工事費は周辺関連工事も含めて、10,484,767千円となっているが、C-2地区全体の面積は、700,000㎡となっているので、未売却地分を面積割で計算すると、造成工事費は5,227,405千円となり、収支差額は2,974,095千円となる。なお、実質公債残高（県債残高－減債基金残高）は5,595,480千円である。

一方で、売却予定価額が現実的な数値かについては、平成19年度の近辺路線価は18,000円となっており、現実的な金額とは言い難い。但し、公債の実質償還金額と一致する売却価格は16,034円となり、路線価を参考にした価格での売却でも公債の償還のみは可能である。

#### ④港湾施設整備事業特別会計

##### i) 港湾別の採算

豊後高田、別府、臼杵土木事務所管轄を除き、歳出が歳入を上回っている。

一方、港湾施設整備事業のトータルでは収支差額はマイナスであり、今後の使用料収入の増加が必要であるが、今後の増収が見込まれるのは中津港のみであり、他の港湾は現状維持できればよいというところである。

##### ii) 委託業務の妥当性

年度終了後に指定管理者から提出されている事業報告及び収支報告を入手し、その内容を検討した結果、平成20年度の事業報告書を見る限りでは、適切に指定管理者の業務を行っているものと認められた。

ただし、以下の点は妥当性に疑問が残る。

- ・大在コンテナターミナルの予算と実績を比較すると「その他支出」が予算1,824千円に対して、実績7,653千円と大きな予算超過が発生していた。このため内容を確認したところ、役員報酬及び役員に係る法定福利費の負担額3,866千円が人件費とは別に「その他支出」に含まれていた。
- ・別府港機械管理駐車場等の収支報告の支出項目として、負担金2,106千円が計上されており、内容を確認したところ、別府ポートフェスタの主催団体である別府国際観光港みなとまちづくり協議会の負担金が2,040千円と大半を占めていた。みなとまちづくり協議会負担金は、300千円を除いて別府港機械管理駐車場等の収益から負担しており、大分県の補助金と合わせると3,723千円（92%）を大分県が実質負担していることになる。

##### iii) 工事の発注等手続



(別府土木事務所)

・港湾機能施設整備事業

工事の発注等手続の妥当性、特に工事業者の決定方法の妥当性について検討した結果、概ね適正に実施されている事を確認した。

(臼杵土木事務所)

・港湾機能施設整備事業

一般競争入札は要件設定型で行われているが、落札率も90%以下となっており、競争原理が働いているといえる。他方、指名競争入札2件については、管内の地元業者を指名し、落札率は98%前後と高くなっている。

予算上の理由による施工範囲を拡大した追加工事や前年度や翌年度の実施工事に当年度の予算を充当するために別に工事番号を設定した工事があった。

工事に係る書類の整備状況については、特に問題はなかった。

・港湾施設維持修繕事業

1者随意契約の理由を確認したが、妥当なものと認められた。

また、舗装工事的な補修工事を同一の業者が落札しており、不自然に思われた。これらの工事は2者の競争見積りで契約しているが、平成19年度の見積業者は落札業者とA者、平成20年度の見積業者は、落札業者とB者の組み合わせで、各年度3件ずつ見積りを取っていた。落札率は91.6%~96.4%の間となっている。

iv) 公債の償還計画

起債原因と借入額の妥当性、償還についての承認関係と支払事務の妥当性について検討した結果、問題点は認められなかった。

なお、返済原資は、港湾使用料等の収入からなり、不足額については、一般会計からの繰入金によって、充当されているので、将来の港湾使用料収入が増加しなければ、一般会計からの繰入金が増加する事になる。

(4) 監査意見の要約

①流通業務団地造成事業特別会計

- ・インフラの見直し等（ニーズの高い面積の区割りにする他）により、出来るだけ収益性の高い団地の造成に努め、宅盤の早期売却により、補助金の増額など一般会計の負担のかからない運営を行う必要がある。
- ・貸付特約付土地売買契約については、保証金を土地のみに限定しているため、売買前の貸付期間中に買主（借主）が建物等の設備を建築し、その建物等を県に相談なく無断で転売又は貸付をした場合は借地権に関するリス

クがあるため、その回避方法について十分な検討が必要と考える。

#### ②県営林事業特別会計

- ・ 今後は、管理手法の再考によりコストの徹底的な削減を行うと共に、市場の木材価格をリードするような方策を練る必要があると判断する。旧林業公社の受け皿である（財）大分県森林整備センターのノウハウをフル活用する必要がある。

#### ③臨海工業地帯建設事業特別会計

- ・ 未売却地の売却については、商工労働部で売却先を探してはいるが、景気の動向が好転するまでは、難しいものと予想される。現実的には、当面10年間は売れないものと想定して、今後のことを考える必要がある。いずれ売却することが前提のため難しいとは思われるが、未売却地を有効利用（例えば、イベント会場）して収入増を図り、減債基金からの毎年の繰入を減少させることの検討をお願いしたい。

#### ④港湾施設整備事業特別会計

- ・ 大在コンテナターミナルの指定管理者では、事業費支出の15%以内の収支差額であれば、管理費相当分として認めているので、直接業務に係っていない役員の報酬や法定福利費まで、事業費の中の「その他支出」として計上してしまうことには、問題があるのではないかと思われる。人件費の負担率が高いことについても、特に根拠資料の提示はなかったので、妥当性を再検証してもらいたい。
- ・ 別府港機械管理駐車場等のみなとまちづくり協議会負担金については、別に補助金が県から出ている上に、その大半をさらに負担する必要があるのか非常に疑問である。実質的に迂回補助金となっている。利用料金制のため収入の範囲内であれば、支出は自由というものでもないであろう。支出内容の適正性について、詳細を所管部署は毎年度検証する必要がある。
- ・ 指名競争入札での指名の方法について、もう少し競争原理が働くような指名の方法がないか、検討する必要がある。
- ・ 予算上の理由により施工範囲を拡大した追加工事について、単純に30%基準による入札省略を適用することには疑問が生じる。施工範囲が異なることになる工事は、原則、別工事として新たに入札すべきと考える。また、一般競争入札と指名競争入札の適用判断基準をもう少し厳しくする方向で見直す必要があるのではないかと考える。
- ・ 予算上の理由により、前年度や翌年度の実施工事に当年度の予算を充当す

ることは、従来の予算主義的な考え方に基づけば、問題はないのかも知れないが、一般企業の観点や厳しい県財政を考えれば、違和感がある。少なくとも、このような行為を行うに当たっては、異例処理として相当に厳しい承認手続きが必要である。

- ・臼杵土木事務所の港湾施設維持修繕事業の舗装工事について、2年間の工事6件をすべて同一業者が落札しているのは、いかにも不自然であり、地元業者を大事にするのであれば、他の業者にも回るように配慮すべきである。例えば、一つの工事を取った場合、次の工事の見積業者には入れない、見積業者数を増やす等の方法が考えられる。
- ・将来の港湾使用料収入が増加しなければ、一般会計からの繰入金が増加する事になり、公債の償還計画に変更が生じる可能性がある。

### 3. 事務管理効率化事業

#### (1) 事業の概要

##### ①事業内容の要約

	特別会計の名称	事業内容の要約
1	公債管理特別会計	①借換債の起債、償還、管理を行っている。 ②減債基金を取崩して、償還財源に充当。
2	心身障害者扶養共済制度特別会計	基本的には、(独)福祉医療機構が行っている事業(制度)の窓口業務である。
3	公共用地先行取得事業特別会計	道路等の公共用地を先行取得する方式として、次の2つがある。 ①土地開発基金から特別会計への繰入金を原資とする方式(基金繰入方式) 取得用地は、特別会計から一般会計に売却 ②特会から大分県土地開発公社への貸付による方式(貸付金方式) 取得用地は、大分県土地開発公社から一般会計に売却
4	用品調達特別会計	共通物品は部署が個々に購入すると規格や価格面で不経済が生じる、調達事務は、一元化した方が人員等の面で効率的である等の理由により、用度管財課において物品を集中調達している。

##### ②事務管理効率化の観点から見た特別会計の設置効果

	特別会計の名称	設置効果
1	公債管理特別会計	借換債の増加に伴い、借換債相当額を一般会計の歳入歳出から除外（圧縮）することで、一般会計の歳入歳出総額が見かけ上膨らむのを避け、実質的な予算規模を把握できるようにする。
2	心身障害者扶養共済制度特別会計	他県では一般会計の中で扱っている場合が多いが、大分県では特別会計を設置している。所管課は、「本制度は加入者及び受給者である特定の者を対象に掛金納入及び年金支給事務を行うものであるから、特別会計とすることにより、経理の効率化と明瞭化を図っている。」との認識である。
3	公共用地先行取得事業特別会計	予算執行の都合に縛られずに効率的な用地取得を行うことができる（公共用地先行取得事業の円滑化）。
4	用品調達特別会計	用品の購入・交付・支払い等一連の物品調達を集中調達方式により行うにあたり、各部署（一般会計）から擬似的に用度管財課（特別会計）に発注し、支払う処理を行ない、また、納入業者へは特別会計から一括支払することで、事務の効率化・簡素化を図っている。

## （２）監査の着眼点

### ① 公債管理特別会計

- i) 起債手続と起債の根拠の確認
- ii) 公債償還手続の適正性
- iii) 減債基金の運用方法の妥当性
- iv) 財政健全化指標の数値の確認

### ② 心身障害者扶養共済制度特別会計

- i) 申込・審査手続及び掛金の減額・免除手続の適正性
- ii) 加入者納付金（掛金）に係る未収金の管理・回収の適正性
- iii) 不納欠損処分の実施状況の確認
- iv) 年金等の交付事務の適正性
- v) 本特別会計を設置することによる効果の確認

### ③ 公共用地先行取得事業特別会計

- i) 貸付方式に一本化する理由
- ii) 土地の先行取得手続の適正性
- iii) 一般会計に買い戻されていない土地についての合理性

iv) 大分県土地開発公社への貸付金の年度末処理の確認

④ 用品調達特別会計

平成19年度の包括外部監査（以下、前回監査という）で本特別会計を取り上げているので、以下の i から iii についてフォロー手続を行った。また、補足手続として、iv を実施した。

- i) 特別会計を継続するか否かの検討結果
- ii) 電子入札システムの導入はメリットがあるかの検討結果
- iii) 前回監査で改善依頼した事項の改善状況
- iv) 特別会計の余剰金による庁用備品の整備についての確認

(3) 監査結果の要約

① 公債管理特別会計

i) 起債手続と起債の根拠の確認

財政投融资資金の借入は国（財務省）、銀行等引受けや市場公募の場合は民間金融機関（シンジケートローン）が引受先となるが、いずれも国（総務省）に起債予定額一覧表を提出した上で、協議が必要となる。従って、国に対する手続を経た上で起債が行われるため、手続上の問題が発生する可能性は低い。

借換債は、当初の起債が銀行等引受けや市場公募の場合に発生する。国との協議上は、長期返済計画の公債であっても、民間金融機関の貸出期間には限度があるため、例えば、期間10年で一旦返済し、借り換えることになる。

以下の特殊な種類の公債については、起債の根拠等は次のとおりである。

種類	根拠法	限度
退職手当債	地方財政法第33条の5の5	将来の人件費削減効果により償還財源を確保できる範囲内
減収補てん債	地方財政法第33条の5の2	総務省令で定める方法により算
臨時税収補てん債	地方財政法第33条の5の2	定した額の範囲内

(注) 減収補てん債及び臨時税収補てん債の償還財源については、それぞれ75%、100%が国の負担となる。

ii) 公債償還手続の適正性

関係書類を閲覧した結果、償還手続は適正に行われていた。なお、平成19年12月より、借換を迎えた起債の償還条件を変更して、長期化（トータル30年に変更）することで毎期の償還額を平準化する措置を行っている。

これは、施設の耐用年数に応じた年限に償還期間を見直したものである。

### iii) 減債基金の運用方法の妥当性

譲渡性預金を中心に、大口定期、普通預金、地方債等にて運用している。預金及び債券（元本の償還及び利息の支払が確実なもの）での運用を規程している「大分県基金等運用方針」に従った運用を行っていると認められた。

### iv) 財政健全化指標の数値の確認

大分県の平成20年度決算における各指標はいずれも早期健全化基準（資金不足比率については経営健全化基準）を下回っている。

また、普通会計ベースにおける平成20年末の公債残高は、約10,001億円であるが、このうち、臨時財政対策債（地方交付税の代わりに発行する地方債であり、その全額が後年度に交付税措置される。）を除く通常債は、8,288億円である。平成15年度末では9,084億円であったが、5年間では796億円減少しており、健全化がなされている。

なお、通常債に比較して、臨時財政対策費は、平成15年度末の733億円から、平成20年度末では1,713億円と980億円の増加となっていることから、国の財政状況を勘案すると不安要素である。

## ② 心身障害者扶養共済制度特別会計

### i) 申込・審査手続及び掛金の減額・免除手続の適正性

サンプリングで書類の検討を行ったが結果、処理の迅速性の面で若干の不備があったが、内容的な問題はなかった。

### ii) 加入者納付金（掛金）に係る未収金の管理・回収の適正性

未収金は加入者が脱退するまで、県が立て替えて（独）福祉医療機構に払っている。脱退時に脱退一時金と相殺することはできる。ただし、脱退一時金を超える部分は、事実上回収不能である（脱退した滞納者にとって、未収金を支払うことに何のメリットもなく、未収金の納入が期待できないため、催告書の送付を控えている。）。滞納者の現状把握は不十分で、未収金の回収を前提とした管理を行っているとは言い難い状況であった。

### iii) 不納欠損処分の実施状況の確認

未収債権の不納欠損処分に関する独自の規程はなく、10年の消滅時効を待って、福祉保健部長の決裁で処理しているのが実態である。なお、議会の承認なしで処理できるのは、債務者から時効援用申立書の提出があった場合

である。

iv) 年金等の交付事務の適正性

年金及び弔慰金は、支給事由が発生した時に（独）福祉医療機構に書類を提出して、交付される。支給事由が発生したことの把握が遅れたことから、福祉医療機構への請求事務が遅れたケースが見られた。

v) 本特別会計を設置することによる効果の確認

心身障害者扶養共済制度は、全国共通の制度であり、各都道府県にて同様の事務手続を行っているが、法的に特別会計の設置が義務付けられているものではないため、実際に特別会計を設置している自治体は少ない。

そこで、本県において特別会計の設置の必要性と意義を担当者に確認したところ、「一般会計とは別に独立の会計を設置することで、当該事業の経理の適正化、明瞭化を図ることができる。」との回答を得た。

③ 公共用地先行取得事業特別会計

i) 貸付方式に一本化する理由

大分県土地開発公社への貸付金方式の方が、事務手続が容易であることが主な理由である。具体的には、次のような点である。

- ・基金繰入方式では特別会計として予算組みが必要となるが、先行取得事業の性格上、予算を見積もるのが困難である。
- ・基金繰入方式では特別会計で用地取得するので、取得した土地が確実に一般会計に売却できるものに限定される（塩漬けになると以降の財源に影響する）。

ii) 土地の先行取得手続の適正性

事務的な若干の不備事項はあったが、内容的には特に問題はなかった。

iii) 一般会計に買い戻されていない土地についての合理性

一般会計に買い戻されていない土地が3件（特別会計所有：1件、大分県土地開発公社所有2件）あったが、いずれも平成20年度に取得した土地であり、平成20年度末時点で事業の未了（事業全体としての取得が終わっていない）案件である。事業完了後、買戻し予定である。

iv) 大分県土地開発公社への貸付金の年度末処理の確認

大分県土地開発公社への貸付は4月初めに実行され、その同額を3月末に返還を受ける形で毎年度行われている。大分県土地開発公社では、年度末の県への返済のため、市中金融機関からの融資を、翌年度新たに県から貸付を受けるまでの数日間受けている。従って、年度末時点では県から大分県土地開発公社への貸付残高は無い形となっているものの、実質的には県から大分県土地開発公社へ常時貸付が行われているのと同じといえる。

#### ④用品調達特別会計

##### i) 特別会計を継続するか否かの検討結果

平成13年度に調達執行額に数パーセントの上乗せを行って特別会計の収入とする加算金制度が廃止された関係で、特別会計を継続すべきか否かが検討課題となっていたが、集中調達方式を継続する上での事務処理上の問題もあった。一般会計で集中調達方式を行うことは可能ではあるが、システム開発に相当のコストがかかる等の問題があるため、用度管財課としては特別会計の存続も含め引続き検討している。

##### ii) 電子入札システムの導入はメリットがあるかの検討結果

他県の動向を調査しながら、今後も検討したいとのことではあるが、検討結果としては、現時点では、1,907件の発注のうち、入札となる件数が143件程度でもあり、システムの開発コストや維持費を考慮すると導入メリットは疑問であるというものであった。

##### iii) 前回監査で改善依頼した事項の改善状況

###### ア) 適用除外申請の削減

平成18年度は230件あった申請が、平成20年度は64件に大きく減少している。特に事務上の都合によるような理由での申請は激減しており、改善が認められた。

###### イ) 単価契約品・在庫品の取扱方法の見直し

単価契約品のうち在庫するものを共用印刷物に絞り込み、その他の単価契約品は要求部署への直接配送に統一した。在庫品の払出も随時行うようにし、特にかいの利便性を高めており、改善が認められた。

###### ウ) 無駄な備品購入の排除への取り組み

規格の統一や共同利用については、一部検討を進めている。備品管理システムの導入も調達システムと一緒に検討中である。



iv) 特別会計の余剰金による庁用備品の整備についての確認

特別会計の余剰金による庁用備品の整備は、現状、余剰金を翌年度に一般会計（用度管財課）に繰り出して、特別会計を通さずに庁用備品を購入しており、用品調達特別会計条例の例外扱いとなっているので、検討を依頼したところ、特別会計を通して購入するように変更するとの回答を得ている。

(4) 監査意見の要約

① 公債管理特別会計

- ・地方公共団体財政健全化法による財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）については、早期健全化基準の指標をクリアーしており、特に喫緊の問題となることはないと考ええる。

② 心身障害者扶養共済制度特別会計

- ・債権回収マニュアルを作成し、滞納者の状況を把握して、回収に努める必要がある。
- ・平成19年度以降、時効の援用による不納欠損処分を行っていない。未収債権のほとんどは脱退者のものであり、多くは回収可能性が極めて低い。従って、早期に不納欠損処分を行う必要がある。
- ・加入者、心身障害者の状況を常に把握しておかないと未収延滞債権の回収や年金等の交付事務の面で諸問題が生じ、処理の長期遅れの原因になる。従って、市町村との連携も含め、状況把握体制を整備する必要がある。
- ・本特別会計を設置することによる効果については、明確な回答を得られなかった。他県では特別会計を設置せず一般会計の中で扱っている場合が多いことから、本県においても一般会計にて扱うことも可能と考えられる。特別会計を廃止した場合には、その設置目的である経理の適正化と明瞭化が図れなくなるのかどうか検討の必要がある。

③ 公共用地先行取得事業特別会計

- ・大分県土地開発公社への貸付方式に一本化されると、特別会計から大分県土地開発公社に貸付を行っているため、この部分の処理だけが特別会計に残ることになる。その結果、貸付金の年度末処理の関係で歳入・歳出に同額が発生し、繰越金は常にゼロという異様な特別会計となる。また、本来的には、基金繰入方式で土地取得することを主目的として、特別会計を設置しているので、本特別会計の必要性は大きく低下する。しかし、廃止すると、この貸付処理部分についての取扱いが問題となる。本特別会計を廃

止すべきか否か、貸付金の処理について別の方法はないかという点を踏まえて検討をすべきと思われる。

#### ④用品調達特別会計

- ・集中調達方式では、要求部署と発注・購入事務を行う部署（用度管財課）が分離されているため、内部牽制の面では問題はないと思われるが、より透明性、公正な条件下での競争性を高め、物品調達事務の効率化を図るためには、経済合理性にかなったシステムの導入が望まれるため、電子入札システムの導入の検討を引続きお願いしたい。
- ・地下倉庫の不要物品の整理はある程度進んでいるが、動きのない印刷物もまだ残っており、廃棄手続等の規程化は未着手であった。在庫品の棚卸と関連づけて、不要物品の廃棄手続きを規程化する必要がある。
- ・規格の統一や共同利用、備品管理システムの導入などの点について推進の必要性は感じており検討中とのことだが、重要なことなので改善を進めて欲しい。

## 第4. 特別会計の監査結果（個別報告書）

### 第4. 1 母子寡婦福祉資金特別会計

#### 1. 特別会計の概要

##### （1）設置目的

母子及び寡婦福祉法の規定に基づき、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付を行うため、平成6年度にこの特別会計が設置された。

##### （2）関連法令等

法令	大分県規則・要領
母子及び寡婦福祉法	大分県母子及び寡婦福祉法施行規則
母子及び寡婦福祉法施行令	大分県母子寡婦福祉資金貸付事務処理要領

##### （3）所管部署

福祉保健部少子化対策課

##### （4）事業の概要

母子及び寡婦福祉法は、母子家庭等（母子家庭及び父子家庭）及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。

本特別会計では、一般家庭と比べると社会的・経済的基盤の弱い母子家庭及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な資金の貸付を行うことにより、母子家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図る。

なお、貸付の原資として国と一般会計から2：1の割合で借り受けている。

##### ①母子福祉資金

母子家庭の経済的自立を図る制度として、母子福祉対策のなかで重要な地位を占めている。この制度は、母子福祉法の前身である母子福祉資金の貸付等に関する法律に基づき、昭和28年から実施されているものであり、現在は母子及び寡婦福祉法に基づき行われている。

都道府県を実施主体として20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子又はその扶養している児童に対し貸付けられている。

## ②寡婦福祉資金

子が20歳に達したことにより母子福祉法の対象外となった母子、また子のない寡婦のなかには、社会的、経済的になお不安定な状態にあるものが多くみうけられることから、これらの者を対象として母子福祉資金貸付制度と同様の制度を設け、資金の貸付を行うもので、昭和44年から実施されている。

大分県母子寡婦福祉資金貸付金は、平成21年3月31日現在、次の12種別からなる。

資金の種別	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
事業開始		1年	7年以内	無利子
事業継続		6箇月	7年以内	無利子
修学	修学期間中	6箇月	貸付期間の3倍以内	無利子
技能習得	習得期間中(3年以内)	1年	20年以内	無利子
修業	習得期間中(3年以内)	1年	貸付期間の3倍以内(又は6年以内)	無利子
就職支度		1年	6年以内	無利子
医療介護	医療介護期間中(1年以内)	6箇月	5年以内	無利子
生活	知識技能習得中(3年以内)	6箇月	20年以内	年3% 又は 無利子
	7年未満の母子家庭		8年以内	
	医療介護資金借受中(1年以内)		5年以内	
	失業期間中(1年以内)		5年以内	
住宅		6箇月	6年以内 (特別7年以内)	年3%
転宅		6箇月	3年以内	年3%
就学支度		6箇月	修学期間の2倍以内	無利子
結婚		6箇月	5年以内	年3%

貸付金は、月賦、半年賦又は年賦のいずれかの方法による元利均等償還を原則とし、いつでも繰上償還をすることが出来る。

また、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後より上記利率を適用する。

## (5) 歳入及び歳出の状況

単位：千円

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
貸付金元利収入	91,036	87,327	88,468	81,354	78,670
雑入（預金利息）	80	91	362	1,038	1,108
一般会計繰入金	6,550	9,652	5,580	5,427	5,504
前年度繰越金	140,941	157,237	170,061	193,055	206,915
歳入合計	238,607	254,308	264,471	280,874	292,197
貸付金	74,795	74,562	65,777	60,250	54,669
償還金利子及割引料	-	-	-	5,456	32,825
一般会計繰出金	-	-	-	2,794	16,808
報償費	306	78	78	78	-
旅費	857	374	262	247	256
需用費	878	690	856	719	712
役務費	214	261	216	188	146
委託料	1,843	5,502	1,606	1,606	1,995
使用料及賃借料	461	461	-	-	-
負担金補助及交付金	2,016	2,319	2,621	2,621	2,418
次年度繰越金	157,237	170,061	193,055	206,915	182,369
歳出合計	238,607	254,308	264,471	280,874	292,197

※負担金補助及交付金は、市町村に対する貸付金の償還金の徴収に対する事務費（貸付金償還金徴収事務費交付金）であり、交付金交付要綱に従い、概算払いにより交付されている。

※委託料は、貸付システムの運用支援のための維持管理委託料である。

## (6) 予算規模

平成 21 年度 263,716 千円（平成 20 年度 327,532 千円）

（内訳）

貸付金 258,589 千円（財源 償還金等 75,388 千円、繰越金 183,201 千円）

貸付事務費 5,127 千円（財源 一般会計繰入金 5,055 千円、償還金利子の一部（2/3）72 千円）

## (7) 貸付の状況

単位：千円

年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
貸付額	74,795	74,562	65,777	60,250	54,669
事業開始	-	1,230	1,180	2,500	-
事業継続	-	-	-	-	-
修学	47,539	52,343	40,664	28,495	35,139
技能習得	4,660	3,181	4,592	5,144	2,369
修業	4,732	3,550	2,748	4,456	5,395
就職支度	100	200	640	770	100
医療介護	-	450	-	-	-
生活	4,574	2,960	7,560	6,376	2,587
住宅	-	-	-	-	-
転宅	1,010	200	710	915	-
就学支度	12,180	10,448	7,683	11,594	9,079
結婚	-	-	-	-	-

## 2. 母子・寡婦福祉資金の貸付事務

## (1) 概要

貸付手続は、全て福祉事務所を窓口として行われている、

## ①母子・寡婦福祉資金貸付審査基準

## i) 貸付対象

	母子福祉資金	寡婦福祉資金
1	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの。	配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であったもの
2	母子福祉団体	40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外のもの
3	配偶者のない女子が扶養している児童	母子福祉団体
4	父母のない児童	寡婦が扶養している子等
5	修学資金、修業資金の貸付を受けていた母子家庭の母が死亡したときに、当該資金の貸付を受けて就学又は知識技能の習得をしていた児童	修学資金、修業資金の貸付を受けていた寡婦が死亡したときに、当該資金の貸付を受けて就学又は知識技能の習得をしていた20歳以上である子等

各資金、対象者毎に具体的な条件規定があるが、実際には母子福祉資金の上記1を対象者とした貸付が大半である。「配偶者のない女子」は、8つのケースが規定されており、経済的実質において配偶者がいないのと同様な場合を含んでいる。また、「児童」とは20歳に満たないものをいい、「扶養」は、民法第877条の規定による扶養を指している。

なお、修学資金、修業資金、就職支度資金及び就学支度資金について、母親が借主となる場合には、当該資金により修学等をする児童が連帯借主となる必要がある（連帯借主の要件）。

#### ii) 申請者の要件

主な要件は、次の4項目であるが、償還能力の面で他の負債の状況等が考慮される要件となっている

- ・ 自立意欲、生活意欲があり、償還意志が明らかで、計画的であること。
- ・ 原則として、償還完了時点で65歳以下であること。
- ・ 家庭の経済状況等から貸付が必要と認められること。
- ・ 租税、公共料金等の滞納が著しくないこと。

#### iii) 連帯保証人要件

連帯保証人は、1名を必要とし、原則として次のような形式要件を満たすとともに、保証能力を有する（償還期間を通じて収入が見込める又は一定の資産を有する）ものであること、及び保証能力を疑う事実（滞納や破産等）のないことが要件となる。

- ・ 県内に6か月以上居住していること。
- ・ 3親等以内の親族であること。
- ・ 申請者と同一生計に属するものでないこと。
- ・ 償還完了時点で65歳以下であること。

ただし、平成21年6月5日付けで母子及び寡婦福祉法施行令が改正され、従来必置とされていた連帯保証人が原則不要となった。

#### iv) 各資金の基準

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金の12資金があるが、資金毎に貸付の対象となる必要費用の範囲、自己資金の割合、将来的効果が見込めること、貸付期間等に係る基準が詳細に定められている。

なお、各資金の対象、貸付限度額、貸付期間、据置可能期間、最長の償還

期間、金利については、施行令で定められているので、別に「大分県母子寡婦福祉資金貸付金一覧表」に取りまとめられている。

## ②貸付事務手続

### i) 事前相談

福祉事務所長が、内容について十分に聞き取った上で、次の点を確認する。

- ・法令や審査基準等に照らし合わせて、貸付対象となり得るのかどうか。
- ・他の制度と比べてこの資金を借りることが、最善の方法であるのかどうか。
- ・経済的自立や生活意欲の助長につながるかどうか。

### ii) 貸付申請書及び添付書類の提出

申請者は、貸付申請書に次の書類を添付し、福祉事務所に提出する。

#### 添付書類一覧

必須のもの	戸籍謄本又は抄本（申請者及び扶養の子）
	所得証明（申請者及び保証人）
	住民票（申請者及び扶養の子、保証人）
	誓約書の写し（申請者及び連帯借主、連帯保証人）
修学資金	在学証明書又は入学決定証明書
技能習得資金	技能習得先、期間が明らかな書類
修業資金	修業先、期間が明らかな書類
	必要経費が確認できる書類
就職支度資金	採用通知書
生活資金	技能習得先、期間が明らかな書類
	養育費取得に係る裁判等の費用が明らかな書類
	雇用保険受給資格者証、又は退職辞令等の離職証明書の写し
就学支度資金	在学証明書又は入学決定証明書
	入学金等必要経費が確認できる書類

### iii) 福祉事務所長の意見

本人、連帯借主、連帯保証人に面接し、償還意思等を確認し（誓約書を徴収）、また、必要に応じて町村担当者、母子相談協助手等々の意見を聞き、申請者の状況、他の借入金の状況等を把握した上で、貸付が適当であるかどうか



判断して、貸付申請書に意見書を添付する。

iv) 少子化対策課の審査等

福祉事務所長から借主の貸付申請書（添付書類含む）と意見書を受け取ると、貸付審査会を開き、貸付の可否、貸付金額、資金種類、貸付期間等を決定する。貸付けることを決定した場合には、貸付決定通知書及び借用書を申請者に直接送付し、申請者は借用書を提出する。貸付けない場合には、貸付不承認通知書を福祉事務所長及び町村長を経由して申請者に送付する。

(2) 監査手続

- ① サンプルングにより貸付審査基準に従って貸付が行なわれているか確認した。
- ② サンプルングにより貸付申請書及び添付書類に不備はないか確認した。
- ③ 貸付審査会での審査の内容について確認した。

(3) 監査結果

① 審査基準への合規性

サンプルングにて12件について確認したが、次のような事例があった。

【不備事項】

i) 貸付期間が本来3年であるところ4年としていた事例 1件

貸付後、誤っていたことが発見され、理由書が添付されていた。基本的には、県側のミスであったため、そのまま4年の貸付期間のままとしていた。

ii) 「原則として、償還完了時点で65歳以下であること。」という連帯保証人の要件に抵触している事例 1件

上記要件については、特別な理由があると認められる者については、この限りでないという但書が付されているが、特別な理由を記載した書面はなかった。

② 貸付申請書及び添付資料の完全性

サンプルングにて12件について確認したが、提出すべき書類はすべて提出されているものと認められた。ただし、次のような事例があった。

### 【不備事項】

誓約書における借主と連帯借主の印鑑が同一であると思われる事例 1件  
母親が借主、長男が連帯借主というパターンでは、母親と長男の誓約書での印鑑が同一であると思われる事例あり。連帯借主の認識・承諾等が疑われ、誓約書の本来の目的が達成できていないと感じられる。

### 【監査意見】

- i) 「母子・寡婦福祉資金貸付審査基準」において、貸付審査基準が細かく定められており、その基準を満たしているかどうかの判断ミスを防ぐためにも貸付申請毎にチェックリストを作成して確認する必要がある。
  
- ii) 貸付審査基準における収支バランスの確認は、貸付期間のみで行っており、償還期間中に滞りなく返済が可能か否かを客観的に判断できる資料は存在しない。償還の確実性を十分に検討した根拠資料として、償還期間中の収支計画も作成し審査を行う必要がある。

### ③貸付審査会での審査の内容

「母子寡婦福祉資金貸付金審査運営要領」では、事務局が事前審査によりA（貸付は適当）、B（条件つきで貸付は適当）、C（貸付は不適当）に分類し、審査会の協議に付することとなっている。

審査会での審査結果として、審査会ごとに「係評価、審査結果、決定額、理由等」の項目が記録された書類を作成しているが、この書類は、「貸付決定・不承認」ファイル（5年保存）に綴じられていた。貸付申請書等を保管している「貸付申請書ファイル」（常用）とは別管理になっている。

### 【監査意見】

- i) 事前審査の項目と各評価の基準が明確ではない。「母子寡婦福祉資金福祉事務所長の意見書」に審査会の審査結果があるのみで、どのような審査がなされたのかその内容が不明である。事前審査の項目と各評価の基準を明確に規定すべきである。
  
- ii) 審査会にて、申請額から減額等あった場合、「貸付決定・不承認」ファイルに綴じられた審査記録を参照しないとその理由はわからない。また、5年経つとこのファイルは廃棄されるため、それ以降は減額等の理由がわからなくなる状態であった。「貸付申請書ファイル」にも審査会の審査結果の書類を綴じて保管する必要がある。

### 3. 母子・寡婦福祉資金の滞納貸付金の回収

#### (1) 概要

貸付金の償還・管理は県（少子化対策課）にて行っている。償還・滞納状況は毎月県から福祉事務所に送付され、滞納者へは福祉事務所（母子自立支援員）からの指導を依頼している。

#### ①償還開始

支払期の第1回目及び支払猶予期間後の最初の支払期日の3か月前に、借主、連帯借主及び保証人あてに償還開始の案内と償還計画表を送付する。また、福祉事務所長に償還開始予定者一覧表及び償還台帳を送付する。

#### ②納入

平成11年度からは原則として口座振替による償還とするよう指導しているが、償還方法が金融機関窓口納付のものについては、福祉事務所長を経由して償還者に納入通知書を送付し、納付を依頼する。

#### ③滞納時の事務手続

##### i) 督促状発送

借主等が、納入期限内に償還金の全部を納付しなかった場合、納入期限から20日以内に督促状を送付する。

##### ii) 納入督促

ア) 督促状送付後なお、償還金を納付せず、相談もなかった者に対し、福祉事務所にて、電話、面接や文書にて催促する。また、借主等との交渉経過は全て記録し、償還が全て完了するまで保管する。

イ) 督促状送付後2か月経過し相談や納付がないものについて、借主、連帯借主、保証人に対し知事名の文書（催告書等）で指導する。

ウ) 催告書による納入期限を過ぎても、相談や納付がない場合は、連帯借主に対し債務の履行請求を行う。

エ) 連帯借主へ請求しても相談や納付がない場合、連帯借主あて督促状を発送する。

オ) 連帯借主へ督促状を発送して2か月経過しても相談や納付がないものについては、連帯借主あて催告書を発送する。

カ) 連帯借主への催告書による納入期限を過ぎても、相談や納付がない場合は、保証人に対し債務の履行請求を行う。

- キ) 保証人へ請求しても、相談や納付がない場合は、保証人あて督促状を発送する。
- ク) 保証人へ督促状を発送して2か月経過しても相談や納付がないものについては、保証人あて催告書を発送する。
- ケ) 保証人へ催告書による納入期限を過ぎても、相談や納付がないものについては、借主、連帯借主、保証人を呼出し、償還指導を行う。
- コ) 上記呼出しに応じない場合及び償還指導に応じない場合又は、知事が必要と認めた場合、法的措置を検討する。

#### ④償還金の免除

「大分県母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の償還金の免除に関する条例」の第二条に償還免除に関する規定がある。

#### 第二条

知事は、次の各号の一に該当する場合において貸付金を返還することが著しく困難と認められるときは、その償還金の全部又は一部を免除することができる。

- 一 貸付金の貸付を受けた者が死亡したとき。
- 二 貸付金の貸付を受けた者が精神又は身体に著しい障害を受けたとき。

#### ⑤違約金の徴収

母子及び寡婦福祉法施行令第17条において、償還金を延滞した場合は10.75%の違約金を徴収することになっている。ただし、災害その他やむを得ない理由があると認められる場合はこの限りでなく、大分県母子及び寡婦福祉法施行規則第18条において、違約金の免除を申請できる規定となっている。

#### (2) 監査手続

- ①未収金を減らすためにどのような対策を実施しているか確認した。
- ②延滞先の一覧を入手し、延滞の発生状況を確認した。
- ③滞納者の管理方法を確認した。
- ④不納欠損処分の状況を確認した。
- ⑤違約金の請求は行っているか確認した。

#### (3) 監査結果

- ①未収金対策の状況

未収金対策として、これまで次のような事項を実施してきている。

・債権管理非常勤職員の配置

平成4年度から、1人配置（月18日勤務）し、各福祉事務所と協力し、滞納者を訪問指導している。

・償還強化月間の実施

全ての滞納者の状況を把握し、納入指導を行っている。平成8年度から年2回実施。

・月賦、口座振替による納付

平成8年度から開始し、平成11年度からは申請時に原則として月賦・口座振替による償還を選択するよう指導している。

②滞納状況

平成20年度原因別滞納状況（母子・寡婦合計）

単位：千円

未収理由	県福祉		市福祉		少子化対策課		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
低収入	45	8,196	241	48,477	19	6,118	305	62,792
病気療養中	-	-	5	2,308	-	-	5	2,308
多重債務	2	242	48	11,944	1	107	51	12,293
行方不明	-	-	10	2,951	4	1,050	14	4,002
借主死亡	4	2,132	18	3,590	2	1,284	24	7,007
その他	1	43	3	861	1	433	5	1,337
合計	52	10,615	325	70,133	27	8,993	404	89,742

上記の金額には、回収期限が到来している債権のうち、償還が行われていないもののみを対象としている。

平成20年度最終償還時期別滞納状況（母子・寡婦合計）

単位：千円

滞納者の状況（404名）	滞納者の状況（404名）					合計
	平成20年度中に償還があった者	平成20年度中に償還がなかった者（70名）				
		1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	
件数	334	37	14	7	12	404
金額	61,943	13,576	8,585	2,052	3,586	89,742

全滞納事案については、毎年8月と12月を「母子寡婦福祉資金償還強化月間」と定め、各福祉事務所にて借主の現況、滞納原因、今後の指導方針等を調査し状況調査表（定型書式）を作成している。

これは定型書式に記載された項目から○を付ける簡単なものであるため、これだけで具体的な状況がわかるものではない。

### ③滞納者の管理方法

償還に関する事務については、「大分県の事務処理の特例条例」に基づき一義的には市（福祉事務所）が償還事務を行っており（町村部は県保健所地域福祉室）、個別ケースとのやりとりについては福祉事務所等において所管している。福祉事務所等では、滞納者との交渉記録を残しているものの、記載事項や書式などは取り決めはなく、福祉事務所等間での統一はなされていない。

少子化対策課においてはシステムにより償還状況をはじめとする基本情報を管理しながら、①旧佐賀関町分の滞納ケース、②滞納ケースのうち特に対応困難等の理由で福祉事務所等から依頼のあったもの、については、債権管理担当職員が直接該当ケースと交渉などの対応を行っている。しかしながら、福祉事務所等から少子化対策課へ対応を依頼する基準は明確になっていない。

### 【監査意見】

償還に関する事務については、福祉事務所等にて実施することとなっているため、その責任は基本的に福祉事務所等にあることになる。償還に関する事務の責任所在を明確にし、延滞債権の回収を効率的に行うためにも、福祉事務所等から少子化対策課へ対応を依頼する場合の基準を明確にする必要がある。

### ④不納欠損処分について

平成8年を最後に不納欠損処分は実施していない。それ以降実施していないのは、マンパワーが不足し、事務手続が実施できてないのが実情のようである。

「大分県母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の償還金の免除に関する条例」第二条に該当する可能性がある貸付金として、次のような事例があった。

不納欠損処理の検討が必要な事例

単位：円

貸付番号	資金種類	貸付日	貸付額	未回収額*1*2	入金額*2
106465	事業開始	S54. 3. 6	1, 000, 000	1, 116, 122	0

\*1 金利が含まれる

\*2 平成20年度末現在の金額

この事例では、約30年前に貸付した全額が未収となっている。貸付した借主・連帯保証人が死亡し、借主の相続人が相続放棄をしたため、連帯保証人の相続人を探している状況であった。平成15年度時点で、連帯保証人に妻・子の存在が確認されていたが、これらの者が償還できないかの検討はこれまでなされていない。

**【監査意見】**

長期滞納となっている債権については、事実上回収不能となっているものも少なくないと思われるため、権利の放棄等による不納欠損処理や免除規定の適用を進める必要がある。

⑤違約金の請求

違約金は過去から徴収していないとのことであった。

**【不備事項】**

母子及び寡婦福祉法施行令第17条において、違約金は原則徴収することになっており、災害その他やむを得ない理由があると認められる場合に限って免除可能な規定となっている。従って、原則として違約金を徴収する必要がある。

## 第4.2 中小企業設備導入資金特別会計

### 1. 特別会計の概要

#### (1) 設置目的

中小企業高度化資金及び中小企業設備近代化資金の貸付事業の経理を行うため、昭和31年度にこの特別会計が設置された。

#### (2) 関連法令等

法令	大分県規則・要領
独立行政法人中小企業基盤整備機構法	大分県中小企業高度化資金貸付規則 大分県中小企業高度化資金貸付要綱
中小企業近代化資金等助成法	大分県中小企業高度化資金貸付事務取扱要領
小規模企業者等設備導入資金助成法等	大分県中小企業高度化資金貸付金に係る債権管理事務処理要領 大分県中小企業設備近代化資金貸付規則 大分県小規模企業設備資金貸付要綱 等

※中小企業近代化資金等助成法は、平成11年12月の改正（施行は平成12年4月）により、小規模企業者等設備導入資金助成法となった。

#### (3) 所管部署

商工労働部経営金融支援室

#### (4) 事業の概要

本特別会計では、次の4つの貸付制度を実施している。

##### ①中小企業高度化資金

中小企業組合が経営体質の改善、環境変化への対応を図るために工場団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業等に対して必要な資金の概ね8割を県が低利又は無利子で貸付ける制度である（原資は、（独）中小企業基盤整備機構借入3分の2、県一般会計繰入3分の1）。

##### ②中小企業設備近代化資金

中小企業設備近代化資金貸付制度は、中小企業者が設備の近代化を図るため、設備の設置に必要な資金の2分の1を県が無利子で貸付ける制度である



(原資は、国補助金2分の1、県一般会計繰入2分の1)。

なお、平成12年4月の小規模企業者等設備導入資金助成法の施行により、平成12年度からは、小規模企業者等設備導入資金貸付に変更となった。

③小規模企業者等設備導入資金（設備資金貸付）

平成12年度の小規模企業者等設備導入資金助成法の施行により、それまでの中小企業設備近代化資金による貸付に代わって、創設された制度である。

小規模企業者等が導入する設備の購入資金の一部（2分の1以内）を実施機関である（財）大分県産業創造機構が貸付ける。

④小規模企業者等設備導入資金（設備貸与）

小規模企業者等が必要とする設備を実施機関である（財）大分県産業創造機構が購入し、これを割賦もしくはリースする。

(5) 歳入及び歳出の状況

単位：千円

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
一般会計繰入金	13,527	4,873	2,758	2,754	25,836
前年度繰越金	1,645,616	966,311	642,524	738,108	815,860
利子収入	1,124	646	1,512	4,089	4,801
貸付金元利収入	1,306,661	575,339	580,478	623,160	514,646
高度化資金分	1,146,909	493,139	496,744	543,158	467,726
小規模企業設備資金分 *1	50,282	30,614	33,815	30,518	14,091
小規模企業貸与資金分	109,470	51,586	49,919	49,484	32,829
違約金及延滞利息	84	33	-	-	-
雑入	-	-	-	5,618	-
起債	-	-	-	-	4,000,000
歳入計	2,967,012	1,547,202	1,227,272	1,373,729	5,361,143
小規模企業設備資金	-	400,013	-	-	-
償還金利子及割引料	-	200,013	-	-	-
繰出金	-	200,000	-	-	-
高度化資金	1,151,474	498,248	483,620	547,438	4,494,823
貸付金	6,952	-	-	-	4,023,482
償還金利子及割引料	700,242	288,375	278,913	325,420	276,009
繰出金	444,280	209,873	204,707	222,018	195,332

小規模企業貸与資金	844,121	2,382	1,261	539	141
負担金補助及交付金	4,095	2,382	1,261	539	141
償還金利子及割引料	420,026	-	-	-	-
繰出金	420,000	-	-	-	-
小規模企業設備資金貸付事務費 *1	3,590	3,119	2,961	8,647	2,756
旅費	8	46	108	139	6
需用費	258	80	2	103	109
役務費	-	55	-	50	-
使用料及賃借料	365	100	100	-	-
負担金補助及交付金	2,959	2,838	2,751	2,736	2,641
償還金利子及割引料	-	-	-	5,619	-
高度化資金貸付事務費	1,516	916	1,324	1,246	1,136
旅費	498	550	866	655	610
需用費	766	161	125	465	256
役務費	-	84	96	33	210
使用料及賃借料	252	121	237	93	60
次年度繰越金	966,311	642,524	738,108	815,860	862,288
歳出計	2,967,012	1,547,202	1,227,272	1,373,729	5,361,143

\*1 中小企業設備近代化資金に関するものも含む。

#### (6) 予算規模

平成21年度 1,039,465千円(平成20年度 4,524,925千円)

(内訳)

高度化資金 1,030,403千円(財源 償還金1,015,475千円、一般会計繰入金14,928千円)

小規模企業貸与資金 27千円(財源 一般会計繰入金27千円)

小規模企業設備資金貸付事務費 3,334千円(財源 一般会計繰入金2,216千円、利子収入1,118千円)

高度化資金貸付金貸付事務費 2,701千円(財源 利子収入2,701千円)

予備費 3,000千円(財源 繰越金3,000千円)

(7) 貸付の状況

① 中小企業高度化資金

単位：千円

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
貸付額	6,952	-	-	-	4,023,482
回収額	1,146,909	493,139	496,084	543,158	465,891
不納欠損額	-	-	1,504	490,966	196,322
残高	6,684,807	6,191,668	5,694,080	4,659,957	8,021,226

※平成 20 年度末残高のうち 4,645,000 千円は (財) 大分県産業創造機構に対する貸付である。

② 中小企業設備近代化資金

単位：千円

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
貸付額	-	-	-	-	-
回収額	3,032	2,443	2,279	2,442	1,526
不納欠損額	15,203	17,913	13,211	17,957	-
残高	86,879	66,523	51,033	30,635	29,109

※平成 20 年度末残高の全額が未収金である。

③ 小規模企業者等設備導入資金貸付金 (設備資金貸付)

単位：千円

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
貸付額	-	-	-	-	-
回収額	20,016	26,701	30,016	27,536	12,565
不納欠損額	-	-	-	-	6,500
残高	129,268	102,568	72,552	45,015	25,950

※ (財) 大分県産業創造機構に対する貸付及び回収である。

④ 小規模企業者等設備導入資金貸付金 (設備貸与)

単位：千円

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
貸付額	-	-	-	-	-
回収額	109,470	51,586	49,919	49,484	32,829
不納欠損額	-	-	-	-	-
残高	198,610	147,024	97,105	47,621	14,792

※ (財) 大分県産業創造機構に対する貸付及び回収である。

(8) 貸付の内訳

① 中小企業高度化資金

単位：千円

貸付	種別	金額	備考
平成 16 年度	特定中小企業団体(設備リース)	6,952	(独) 中小企業基盤整備機構
平成 20 年度	〃	13,482	〃
〃	地域中小企業応援ファンド	4,010,000	(財) 大分県産業創造機構

※その他の3資金(中小企業設備近代化資金、小規模企業者等設備導入資金貸付金(設備資金貸付)、小規模企業者等設備導入資金貸付金(設備貸与))については、貸付実績なし。

2. 中小企業高度化資金貸付金

(1) 概要

① 制度の概要

中小企業者が共同して経営基盤の強化を図るために組合などを設立し、工業団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や第三セクターや商工会などが地域の中小企業者を支援する事業に対して、資金およびアドバイスの両面から(独)中小企業基盤整備機構(以下、「中小企業基盤整備機構」という。)と各都道府県が一体となって支援する制度である。

高度化融資制度の中では、中小企業者が市街地に散在する工場や店舗などを集団で移転し、公害問題などのない適地に工場団地や卸団地を建設する集団化事業、商店街を街ぐるみで改造して街全体の活性化を図る集積区域整備事業などが代表的な貸付対象事業となっている。

② 貸付対象事業の種類

中小企業者が実施する事業	集団化事業(事業協同組合等、その組合員)
	集積区域整備事業(事業協同組合等、商店街振興組合等、それらの組合員)
	施設集約化事業(事業協同組合等、協業組合、合弁会社、出資会社)
	連鎖化事業(事業協同組合等、出資会社)
	共同施設事業(特定中小企業団体、協業・企業組合)
	設備リース事業(特定中小企業団体)
	経営改革事業(特定中小企業団体、出資会社)
	経営革新計画承認グループ事業(経営革新計画承認グループ)

	下請振興事業計画承認グループ事業（下請振興事業計画承認グループ）
	企業合同事業（合弁会社、出資会社）
	異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業（異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ）
	総合効率化計画認定グループ事業（総合効率化計画認定グループ）
第三セクター 一等が実施 する事業	地域産業創造基盤整備事業（特定会社、公益法人、商工会等、市町村、特別区）
	商店街整備等支援事業（特定会社、公益法人、商工会等）

### ③貸付方式

#### i) A方式

高度化事業に参加しようとする中小企業者の事務所又は事務所の全てが大分県内にあるもので、当該事業も県内で実施するもの

#### ii) B方式

以下のいずれかのもの

ア) 高度化事業に参加しようとする中小企業者の事務所又は事業所が2以上の県の区域にわたるもの

イ) 高度化事業に参加しようとする中小企業者の大部分が当該事業の実施に関しその事務所を他県の区域に移転するもの

### ④貸付条件

i) 金利：年1.10%（平成20年度において貸付決定を受けたもの）

又は

無利子（各事業の無利子貸付の要件に該当するもの）

ii) 償還期限：据置期間を含む20年以内

iii) 据置期間：3年以内

iv) 貸付割合：貸付対象施設の整備資金の80%以内（普通貸付の場合）

### ⑤債権管理事務処理要領の概要

高度化資金貸付制度は、経営基盤が弱く、資金力が乏しい中小企業等を対象としているため、経済変動の影響を受けやすいなど、経営不振等の状況に陥り貸付金の延滞が発生する可能性が高い。このため、貸付金の回収が完了するまでの間、履行状況及び保全状況に関する管理、履行困難となった場合の適切な対応措置に係る事務処理を定めている。

i) 債権の分類と管理方針

貸付先に対して、毎期決算後2か月以内に決算書及び利用状況報告書の提出を義務付け、これにより経営分析を行い、「債権分類」を行うとともに、いち早く経営不振・倒産等の実態を把握し、以降の債権回収が困難にならないよう未然防止に努めることとされている。

債権分類

区分	内容	具体的状況	管理方針
A正常	BからE以外のもの		①貸付先遵守事項の周知徹底
B要注意	業況が低調、不安定で財務内容に問題があり今後の管理に注意を要するもの	①元利金の支払いが6月未満の延滞があるもの ②直近の決算において債務超過があるもの	①電話、訪問による延滞の確認 ②催告及び原因の究明 ③方針決定一条件変更、分納等
C回収困難		①元利金の支払いが3月以上6月未満の延滞があり、債務超過が2期以上のもの ②元利金の支払いで6月以上の延滞があり、当期中に元利金の一部の入金があったもの	①再建計画、償還計画の作成指導 ②再建及び償還見込みの判断
D回収不能	法的、形式的な経営破綻の事実が発生していないが、深刻な経営難の状況にあり再建の見通しがないもの	①元利金の支払いが6月以上の延滞で当期中に入金が全くないもの ②元利金の支払いが12月以上の延滞で当期中に入金が一部あるが、債務超過が2期以上で、かつ、大幅な債務超過に陥っているもの	①期限の利益の喪失 ②担保権の実行 ③連帯保証人への請求 ④強制執行 ⑤履行期限の特約及び免除 ⑥徴収停止 ⑦権利放棄（議会の議決）
E破綻	法的、形式的な経営破綻の事実が発生しており、回収不能となっているもの	①破産、清算、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止	⑧不納欠損処分

## ii) 債権の保全と延滞債権の回収

貸付時の物的担保及び連帯保証人については、「大分県中小企業高度化資金に係る担保及び連帯保証人徴求基準」（平成14年4月1日施行）による。

3年毎の調査（物的担保の再評価、保証能力の再確認）により、担保不足や保証能力の減少が認められた場合には、追加担保や新たな保証人を徴求することとなっている。

延滞が発生すると、債務者の状況や担保物件について、実態を調査・把握し、対応方針を1か月以内に決定する。事業継続の場合は、再建計画・償還計画を作成させて、その見込を判断し、条件変更や分割納入等を検討する。再建が困難な場合や倒産の場合は、担保処分、仮差押、連帯保証人への請求を行う。

条件変更や分割納入等を行っても返済が困難となり、督促にも応じなくなると、期限の利益を喪失させて、担保権の実行や連帯保証人への請求を行い、最終手段として公正証書による債務名義に基づく強制執行の措置を講じる。

## iii) 回収不能債権の取扱い

債務者が無資力またはこれに近い状態にある場合等には、履行期限を延長する特約をすることができる。ただし、徴収上有利と認められる場合に限るが、履行期限から10年を経過して、なお、無資力またはこれに近い状態にあり、弁済見込がないと認められるときは、当該債権及びこれに係る違約金等を免除することができる。

債務者の事業休止や行方不明等により回収が著しく困難となった債権で、差押可能な財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合等には保全及び取立てをしないことができる（徴収停止）。徴収停止は県の内部手続きであるが、法的に債権を消滅させるには、議会の議決を得た上での権利放棄が必要となる。

## iv) 不納欠損処分

回収不能となった債権を整理する措置であり、以下の場合に行う。

- ・時効の完成（期間の経過と裁判上の援用）によって債権が消滅した場合
- ・徴収停止を行った後これを取り消すことなく3年を経過したとき
- ・権利を放棄したとき
- ・履行延期の特約をした場合、当初の履行期限から10年を経過した後において、なお、無資力またはこれに近い状況にあり、かつ弁済できる見込みがないと認められ当該債権及びこれに係る違約金等を免除したとき

なお、大分県が中小企業基盤整備機構に対して償還の免除を受けるには、議会の議決に基づいて権利の放棄を行う必要がある。

#### v) 専門家の利用

中小企業基盤整備機構は債権管理に関する各種制度（債権管理アドバイザーの派遣や調査・アドバイザリー業務等）を準備している。債権の管理・回収については、専門的な知識や経験が必要であり、職員だけでは対応が困難な場合もあることから、この積極的活用を促す規程が設けられている。

### (2) 監査手続

- ①貸付手続（中小企業高度化資金）の合规性および貸付書類の検討（書面の完備と審査の適法性・妥当性）を行った。
- ②債権の分類を実際におこなっているか確認した。
- ③延滞先の一覧を入手し、延滞の発生状況を確認した。
- ④不納欠損処分をしていない延滞先について、仮に分類するとすれば、どのような分類になるか確認した。
- ⑤平成16年度及び平成17年度に延滞が発生した2先について、決算書を入手し、返済財源がどの程度あるか確認した。また、再建計画が作成されているか確認した。
- ⑥昭和58年度及び昭和59年度貸付先について、担保の保全状況等を確認した。
- ⑦不納欠損処分をした債権についてその手続きを確認した。
- ⑧違約金の請求は行っているか確認した。

### (3) 監査結果

#### ①書面の完備と審査の適法性・妥当性

平成16年度～平成20年度までの貸付3件について、貸付手続に関する書面の完備と審査の適法性・妥当性について、確認したが、大分県中小企業高度化資金貸付要綱、大分県中小企業高度化資金貸付事務取扱要領等に沿っており、特に問題は認められなかった。



年度	平成16年度	平成20年度	
貸付先	(独) 中小企業基盤整備機構	(財) 大分県産業創造機構	
貸付日	H17. 3. 17	H21. 3. 13	H20. 9. 19
貸付額	6, 952 千円	13, 482 千円	4, 010, 000 千円
償還期限	H32. 3. 1 (15年間)	H36. 3. 1 (15年間)	H30. 9. 18 (10年間)
貸付金等の名称	設備リース資金貸付金 (有利子、B方式) 一般会計から基盤機構を通して転貸		地域中小企業応援ファンド 融資事業貸付金 (無利子、A方式)
貸付等の相手方	九州ガス事業協同組合 (転貸)		(財) 大分県産業創造機構
借入金交付請求書 (借入申請書)	H17. 1. 20	H21. 1. 21	H20. 6. 20 (創造機構→県)
貸付決定通知 (報告書)	H17. 2. 7	H21. 2. 19	H20. 6. 20
貸付金交付請求書	H17. 3. 1	H21. 2. 27	H20. 9. 5
金銭消費貸借契約 証書	H17. 3. 17 (県と基盤機構)	H21. 3. 13 (県と基盤機構)	H20. 9. 19 (基盤機構と県、 県と創造機構)
貸付実行報告書 (県→基盤機構)	—	—	H20. 10. 7
貸付等実行報告書 (基盤機構→県)	H17. 4. 11	H21. 4. 14	—

## ②債権の分類

債権管理事務処理要領の規定に従って債権の分類がおこなわれているか資料の提出を求めたところ、提示できなかった。

### 【不備事項】

決算書は入手しているが、分類を判定した結果を示す書類がなく、判定は行われていない。

### 【監査意見】

貸付先の件数が民間金融機関のように多くはないため、基準日を設けて一斉に査定する必要はないと思われるが、規定に従って分類判定した結果を書面に残す必要がある。年1回の返済であるため、分類表の具体的状況に記載

の延滞期間による判断は、目安にはなるが厳密には適用し難い面もある。また、貸付先が限られているため、延滞するとすぐに電話等で事情聴取を行って、その都度対応している。

とはいうものの、定例の査定は、貸付先毎に決算書を入手した時点で延滞状況も考慮して、管理方針をどのレベルにするのが適切かという観点から査定し、その上で、延滞状況の変化や経営状況に係る新たな情報が入手された場合には、分類変更を必要に応じて行うといった対応が望まれる。

### ③延滞の発生状況

平成18年度から平成20年度までに権利放棄による不納欠損処分を次のとおり行っており、いずれもA方式による貸付先である。

単位：円

年度	貸付先数	元利金	違約金	計
平成18年度	1	1,504,000	43,314	1,547,314
平成19年度	2	490,966,004	—	490,966,004
平成20年度	2	196,321,960	—	196,321,960
合計	5	688,791,964	43,314	688,835,278

債権放棄先を除いた延滞先の状況は次のとおりであり、いずれもA方式による貸付先である。

単位：千円

貸付年度	当初貸付金	平成15年度末未償還額	平成16～19年度回収額	平成19年度末未償還額	平成20年度回収額(発生額)	平成20年度末未償還額
昭和44・45	18,300	12,313	—	12,313	—	12,313
昭和53	66,740	65,249	—	65,249	—	65,249
昭和55	263,200	178,724	800	177,924	200	177,724
昭和56	77,690	22,384	2,830	19,554	870	18,684
昭和58・59	825,644	554,906	10,700	544,206	300	543,906
平成4	177,000	—	—	17,809	3,800 (11,800)	25,809
平成5	113,500	—	—	10,220	3,000 (6,860)	14,080
7先	1,542,074	833,576	14,331	847,275	8,170 (18,660)	857,765

注) 平成4年度及び平成5年度の貸付先は、それぞれ平成16年度及び17年度に延滞が発生しており、平成20年度末現在で期限未到来の残高はそれぞれ47,200千円、34,300千円となっている。その他の貸付金については、平成15年度末時点ですでに全額期限到来となっている。

#### ④延滞先の分類

債権の分類判定は行われていないが、担当者から状況をヒアリングして、仮に分類すると次のようになる。

貸付年度	分類	備考
昭和44・45 1先	E	倒産。21年度不納欠損処分予定。
昭和53 1先	E	倒産。
昭和55 1先	D	目的外使用。毎年一定額の返済あるも少額。
昭和56 1先	E	倒産。経営者の子供が肩代り返済中
昭和58・59 1先	D	休業中。関連会社が土地を借りて設備投資を行う計画があり、賃料収入で返済に入る可能性あり。
平成4 1先	C	返済財源が十分になく、遅れて返済中。
平成5 1先	C	返済財源が十分になく、遅れて返済中。

#### ⑤平成16年度及び平成17年度に延滞発生先の返済財源

単位：千円

貸付先	経常利益	減価償却費	償却前利益	純資産
平成4 1先	4,518	3,954	8,472	14,941
平成5 1先	△1,773	7,084	5,351	△10,353

※平成21年3月期の決算数値である。

両貸付先ともに、約定の年間返済額には足りないものの償却前利益はあるため、ある程度の返済は可能のようである。ただし、平成5年度借入先は債務超過となっており、短期借入金や仮受金が発生しており、資金繰りは厳しい状況と思われる。

なお、両貸付先を取り巻く経済環境が好転する見込みは乏しく、将来、収入が増加する可能性は低い。本来であれば、条件変更（返済額の猶予等）を行うことが望ましいが、現在延滞している先については、中小企業基盤整備機構の貸付制度上、条件変更の対象とならない。平成4年度貸付先については、約定額の返済が困難になった際、条件変更申請を行うことを検討したようであるが、返済期限を先送りするだけで先々延滞する可能性が高いため、条件変更申請を

行わないことを組合で決議した模様である。

#### ⑥担保の保全状況

未償還残高の大きな昭和58、59年度貸付先について、担保の保全状況を確認した。所有する土地及び建物に抵当権を設定しているが、原野や山林のため、担保物件の処分による回収はほとんど見込めない。

#### ⑦不納欠損処分の手続き

中小企業基盤整備機構に対して償還の免除を受けるには、議会の議決に基づいて権利の放棄を行う必要があるため、機構に対する免除申請の書類に当該議案と大分県議会議長の可決証明が添付されている。これにより、確認した結果、特に問題はなかった。

なお、権利放棄の議会承認を得るにあたって、債権の管理・回収専門機関である日立キャピタル債権回収機構(株)に関係人の返済能力等の調査を委託(費用は機構負担)しており、その調査報告書により回収可能性がないことを確認している。

#### ⑧違約金の請求

大分県中小企業高度化資金貸付規則第18条で、「…延滞した額につき年10.75%の割合で計算した違約金を請求することができる」となっているが、あくまで「できる」規定である。また、中小企業基盤整備機構の県に対する違約金(8.75%)の条項も同様に「できる」規定となっている。このため、延滞額と延滞日数が確定した時点で違約金を請求しているケースも見られるが、基本的には請求していない。

### 3. 中小企業設備近代化資金

#### (1) 概要

##### ①制度の概要

中小企業設備近代化資金貸付制度は、中小企業者が設備の近代化を図るため、設備の設置に必要な資金の2分の1を県が無利子で貸付ける制度である。貸付原資は国からの補助金及び県の一般会計からの繰入金(それぞれ2分の1)から成る。本貸付事業を廃止する場合には、国からの補助金は原則として国へ償還しなければならない。

平成12年4月、小規模企業者等設備制度導入資金助成法の施行により、

小規模企業者等設備導入資金貸付へ変更となったため、平成11年度で新規貸付は終了している。

## ②貸付条件

- i) 貸付率：対象設備の購入価格（税込）の2分の1以内
- ii) 貸付限度額：50万円以上4,000万円以下
- iii) 貸付利率：無利子
- iv) 貸付期間：据置期間を含む5年以内
- v) 返済方法：1年据置の4年年賦又は半年賦均等償還
- vi) 連帯保証人：県内居住者で、貸付金額の2分の1以上の年収がある者2名
- vii) 担保：貸付金額が1,000万円以上の場合徴収
- viii) 公正証書：金銭消費貸借契約に基づき公証人役場で公正証書を作成
- ix) 損害保険：貸付金と同額以上の損害保険をかける

## ③債権管理の規程

中小企業設備近代化資金の債権管理の規程等は特になく、大分県債権管理規則に従うこととなる。

## (2) 監査手続

- ①延滞先の一覧を入手し、延滞の発生状況を確認した。
- ②延滞先の回収方法についてヒアリングにて確認した
- ③不納欠損処分をした債権についてその手続きを確認した。
- ④違約金の請求は行っているか確認した。

## (3) 監査結果

### ①延滞の発生状況

平成16年度から平成20年度までに権利放棄による不納欠損処分を次のとおり行っている。

単位：円

年度	件数	元利金	違約金	計
平成 16 年度	6	15,203,303	118,789	15,322,092
平成 17 年度	7	17,912,635	123,973	18,036,608
平成 18 年度	3	13,211,000	—	13,211,000
平成 19 年度	3	17,957,000	—	17,957,000
平成 20 年度	0	0	—	0
合計	19	64,283,938	242,762	64,526,700

債権放棄先を除いた延滞先の状況は次のとおりである。

近代化資金未収金状況

単位：千円

年度	当初貸付金	平成 19 年度末未償還額	平成 20 年度中回収額	平成 20 年度末未償還額	事由
昭和 54	3,000	323	240	83	昭和 57 倒産
55	11,580	4,526	420	4,106	昭和 56 倒産
57	9,900	5,677	0	5,677	営業不振
57	6,980	2,257	98	2,159	昭和 63 解散
57	8,000	95	86	9	昭和 61 倒産
59	11,700	490	90	400	昭和 60 解散
59	13,780	11,170	240	10,930	昭和 60 倒産 平成 12 解散
59	3,740	722	77	645	昭和 62 破産
59	10,360	936	22	914	平成 3 和議
63	4,900	3,639	69	3,570	平成 3 和議
平成 6	2,200	321	70	251	平成 8 破産
6	2,800	142	98	44	平成 9 倒産
7	2,300	337	16	321	平成 10 倒産
合計	91,240	30,635	1,526	29,109	

## ②延滞先の回収方法

延滞となっている先には、定期的（3か月に1回程度）に訪問し、状況を把握している。回収は、納付書を毎月1回発行し納付を依頼する。その際の返済金額は交渉で決めるが、金額が確定できない場合は、白地の納付書を送ることになる。約束の入金が無い場合は、まず電話、さらに入金なければ文

書又は訪問で督促している。

### ③不納欠損処分の手続

不納欠損処理については、中小企業高度化資金貸付金の規定を準用しており、平成19年度に不納欠損処分した3件について、権利放棄の県議会の承認がなされていることを確認した。

### ④違約金の請求

元金完済時に、違約金の計算を行い請求することになるが、貸付条件違反等で期限前償還請求を行った場合などを除き、調定前に違約金の免除の起案を行い、経営金融支援室長決裁にて免除を行っている。

免除の根拠となる規定は、大分県中小企業設備近代化資金貸付規則第15条第3項に「知事は、・・・、やむを得ない理由があると認められるときは、違約金の全額又は一部の徴収を免除することができる。」とあり、大分県事務決裁規程において近代化資金に係る違約金の免除は経営金融支援室長の決裁となっている。しかしながら、「やむを得ない理由があると認められるとき」の具体的な事例の規定はない。

また、期限前償還請求を行った等の理由により、違約金が発生し、元金は完済したものの、違約金が未収となっている貸付は次のとおりである。

違約金延滞債務者リスト（元金完済・違約金のみ）

単位：千円

貸付年度	貸付金額	違約金残高	発理由	時効到来日	今後の方針
昭和61	5,120	869	申込対象設備と異なる設備設置による期限前償還	H5.12.26	不納欠損処分予定
昭和43	2,800	734	不明（時効到来10年経過簿冊処分）	S61.11.10	〃
昭和59	4,060	1,170	申込対象設備の値引を受けていたため期限前償還	H15.1.28	〃
昭和38	700	421	不明（時効到来10年経過簿冊処分）	S55.7.7	〃
昭和32	不明	30	〃	S59.12.15	〃
昭和35	不明	16	〃	S44.9.17	〃

## 【監査意見】

違約金の免除が可能となる「やむを得ない理由があると認められるとき」に該当する具体的な事例を規定する必要がある。

### 4. 小規模企業等設備導入資金貸付金（設備資金貸付）

#### （1）概要

##### ①制度の概要

平成12年度の小規模企業等設備導入資金助成法の施行により創設された制度であり、小規模企業等々の創業及び経営基盤の強化を図ることを目的とし、実施機関である（財）大分県産業創造機構（以下、「大分県産業創造機構」という。）が、小規模企業等々の導入する設備の購入資金の一部（購入価格の2分の1以内）を貸付ける。

##### ②貸付条件

- i) 貸付率：対象設備の購入価格（税込）の2分の1以内
- ii) 貸付限度額：50万円以上4,000万円以下
- iii) 貸付利率：無利子
- iv) 貸付期間：据置期間を含む7年以内
- v) 返済方法：1年据置の口座引き落としによる月賦払い
- vi) 連帯保証人：原則2名（社内1名、社外1名）
- vii) 担保：貸付金額が700万円以上の場合徴収
- viii) 保証金：不要

##### ③貸付の状況

平成12年度より、大分県が貸与機関である大分県産業創造機構に貸付けることとなったため、貸付金の管理が間接的となった。なお、平成15年度の貸付を最後に平成16年度からは、事業を休止している。

##### ④補助金交付の状況

大分県が支出した補助金は以下のとおりである。

単位：千円

交付先	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
大分県産業創造機構	2,959	2,838	2,751	2,736	2,641

大分県産業創造機構に対する補助金は、回収にかかる事務費（人件費）等に



充てるものである。

#### ⑤債権管理の規程

県からの貸付は、すべて大分県産業創造機構に対してのものとなるため、県の債権管理に関する規程等は特になく、大分県債権管理規則に従うこととなる。なお、機構においては、債権管理規程を設けている。

### (2) 監査手続

- ①延滞先の一覧を入手し、延滞の発生状況を確認した。
- ②不納欠損処分をした債権についてその手続きを確認した。

### (3) 監査結果

#### ①延滞の発生状況

県からの貸付は、すべて大分県産業創造機構に対してのものであり、これまで延滞なく返済されている。機構からの貸付先は、平成20年度末現在で3件であり、いずれも延滞なく回収されている。貸付先の状況等は、機構より年1回決算時に報告を受けている。

#### ②不納欠損処分の手続き

平成20年度に権利放棄による不納欠損処分を次のとおり行っている。

単位：円

年度	貸付先	元利金	違約金	計
平成20年度	1	6,500,000	—	6,500,000

これは大分県産業創造機構において、貸付先の倒産および連帯保証人の行方不明により回収不能となり、機構は県との損失補償契約に基づき、県に対し損失補償の請求をしたため、県は地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、県議会の議決を経て、機構に対する債権の権利放棄を行ったものである。また、県は九州経済産業局長に対し償還免除等届出書を提出し、補助金の償還免除を受けている。

## 5. 小規模企業等設備導入資金貸付金（設備貸与）

### (1) 概要

#### ①制度の概要

平成12年度の小規模企業者等設備導入資金助成法の施行により創設された制度であり、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化を図ることを目的とし、実施機関である大分県産業創造機構が、小規模企業者等の導入する設備を購入し、それを割賦販売又はリースするものである。

#### ②貸付条件（割賦の場合）

- i) 貸付限度額：100万円以上6,000万円以下
- ii) 貸付利率：割賦損料（年2.75%）
- iii) 貸付期間：割賦期間7年間
- iv) 返済方法：半年据置の口座引き落としによる月賦払い
- v) 連帯保証人：原則2名（社内1名、社外1名）
- vi) 担保：必要に応じて徴収
- vii) 保証金：割賦価格の10%

#### ③貸付の状況

平成16年度から事業を休止しており、平成16年度以降の貸付実績はない。

#### ④債権管理の規程

県からの貸付は、すべて大分県産業創造機構に対してのものとなるため、県の債権管理に関する規程等は特になく、大分県債権管理規則に従うこととなる。なお、機構においては、債権管理規程を設けている。

### （2）監査手続

- ①延滞先の一覧を入手し、延滞の発生状況を確認した。
- ②不納欠損処分をした債権についてその手続きを確認した。

### （3）監査結果

#### ①延滞の発生状況

県からの貸付は、すべて大分県産業創造機構に対してのものであり、これまで延滞なく返済されている。機構からの貸付先は、平成20年度末現在で1件であり、延滞なく回収されている。

#### ②不納欠損処分の手続き

平成16年度から平成20年度までに不納欠損処分されたものはなかった。

## 第4.3 農業改良資金特別会計

### 1. 特別会計の概要

#### (1) 設置目的

農業改良資金助成法の規定に基づき、同法の政府助成制度の対象となる貸付を実施するため、昭和32年4月1日にこの特別会計が設置された。

なお、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の規定により、同法に規定される就農支援資金の貸付けに関する経理も、この特別会計にて実施している。

#### (2) 関連法令等

法令	大分県規則・要領
農業改良資金助成法 農業改良資金助成法施行令 農業改良資金助成法施行規則	大分県農業改良資金貸付規則 大分県農業改良資金事務処理要領 大分県農業改良資金滞納整理事務処理要領
青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令	就農支援資金大分県貸付金貸付等要領

#### (3) 所管部署

農林水産部団体指導・金融課  
(農林水産部農山漁村・担い手支援課)

#### (4) 事業の概要

本特別会計での貸付制度は、農業改良資金は次の2つに区分される。

##### ① 農業改良資金

農業の担い手はその自主性や創意を活かしつつ、都道府県知事から貸付資格の認定を受けた農業改良措置（農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方法を導入すること）を実施する場合に必要な資金を無利子で貸付ける制度である。

この貸付の原資は、国の補助金（3分の2）、県の一般会計からの繰入金（3

分の1)である。

事業の内容	貸付限度額	償還期間 (据置期間)	貸付対象者	保証人 担保
新たな農業部門の経営の開始	農業者： 1,800万円	10年(3年)	認定農業者・認定 就農者・一定の一	(直貸) 保証人
新たな加工の事業の 経営の開始	法人等： 5,000万円	※エコファー マーの場合：	一般農業者・一定の 家族経営協定を締	
農畜産物又はその加 工品の新たな生産方 式の導入	※認定農業者以 外では必要な経 費の額の8割に	12年(3年)	結している者・一 定の集落営農組	(転貸) 担保
農畜産物又はその加 工品の新たな販売方 式の導入	相当する額と上 記の額のいずれ か低い額	※特定地域の 場合： 12年(5年)	を有しない任意団 体・エコファーマ ー	

## ②就農支援資金

青年等就農促進法に基づき、特別会計で管理した貸付金を就農促進に必要な無利子資金の財源として、青年農業者等育成センター、農協等に一旦貸付け、育成センター、農協等からの貸付により、農内外からの新規就農の確保とともに就農条件の整備を図ることを目的とするものである。

この貸付の原資は、国の貸付金(3分の2)、県の一般会計からの繰入金(3分の1)であり、無利子で貸付ける。

事業内容	貸付限度額	償還期間 (据置期間)	貸付 対象者	保証人 担保
就農研修資金		青年：12年(4年)	就農計画	(直貸)
農業大学等での資金	月5万円	中高年：7年(2年)	認定を受	保証人
先進農家等での資金	月15万円	条件不利地域に就	けた認定	
指導研修	200万円	農した場合は	就農者及	
就農準備資金	200万円	青年：20年(9年)	び認定農	(転貸)
就農施設等資金	3,700万円(2,800万円 を超える額は1/2以内) ※40歳以上 2,700万円 (1,800万円を超える 額は1/2以内)	12年 (5年)	業者	担保

## (5) 歳入及び歳出の状況

単位：千円

		平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
貸付勘定	繰入金	10,000	17,000	17,000	17,000	-
	諸収入	204,809	213,671	184,573	181,474	124,213
	県債	20,000	34,000	34,000	34,000	-
	前期繰越金	168,888	278,007	419,795	467,021	570,436
業務勘定	国庫支出金	106	23	-	-	-
	繰入金	5,715	6,690	4,765	5,654	4,510
	諸収入	512	744	1,352	389	134
	前年度繰越金	2,830	2,028	1,598	898	1,213
歳入合計		412,860	552,163	663,083	706,436	700,506
貸付勘定	農業改良資金	98,050	79,765	97,974	17,980	40,730
	就農支援資金	27,640	43,118	90,374	34,927	7,647
業務勘定	農業改良資金	6,889	7,685	6,053	5,137	4,682
	就農支援資金	246	202	764	591	521
歳出合計		132,825	130,770	195,165	58,635	53,580

※貸付勘定は、貸付に係る収入及び支出の経理を、業務勘定は、貸付の事業に関する事務費に係る収入及び支出の経理を表す。

## (6) 予算規模

平成21年度 388,760千円(平成20年度 556,259千円)

(内訳)

貸付金 379,949千円 (財源 償還金123,135千円、利息2千円、繰越金256,812千円)

貸付事務費 8,811千円(財源 一般会計繰入金8,807千円、雑入2千円、繰越金2千円)

(7) 貸付の状況

①農業改良資金

単位：千円

		平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
期首残高	約定額	855,095	749,106	619,596	486,866	343,035
	延滞額	50,604	54,463	61,103	48,542	60,929
	貸付残高	905,699	803,569	680,699	535,408	403,964
本年度貸付額		98,050	79,765	37,974	17,980	40,730
本年度発生延滞額		9,558	11,505	7,056	14,089	16,665
当年度 償還額	約定分	193,563	171,603	160,113	138,229	101,844
	延滞分	5,699	4,865	5,565	1,702	8,133
	一時	-	-	-	-	-
	繰上	918	26,167	3,535	9,493	10,800
	償還合計	200,180	202,635	169,213	149,424	120,777
不納欠損処分		-	-	14,052	-	-
期末残高	約定額	749,106	619,596	486,866	343,035	254,456
	延滞額	54,463	61,103	48,542	60,929	69,461
	貸付残高	803,569	680,699	535,408	403,964	323,917

※期末残高における約定額には、延滞の発生額及び償還額を考慮しない。

②就農支援資金

単位：千円

		平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
期首残高		303,281	326,430	354,053	424,522	423,923
本年度貸付額		27,640	38,468	84,899	28,636	-
本年度償還額		4,491	10,845	14,430	29,235	15,699
期末残高		326,430	354,053	424,522	423,923	408,224

※貸付先は、(社)大分県農業農村振興公社及び県下の農協である。

2. 農業改良資金

(1) 概要

①制度の概要

農業改良資金特別会計（農業改良資金）とは、農業経営の安定と農業生産

力の増強に資する目的で、県が農業者等に貸付を行う制度である。農業改良資金制度は、貸付に際し農家の創意や工夫を助長しつつ、併せて農業普及指導員が緊密な指導を行うシステムになっており、経営・技術能力の優れた農家の育成や産地の形成等に大きな効果が期待される。

根拠法令としては「農業改良資金助成法」があり、具体的には以下の内容となっている。

この法律は、農業者が農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することを支援するため、農業者等に対する農業改良資金（当該資金の貸付を行う融資機関に対する当該貸付に必要な資金を含む。）の貸付を行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もって農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とする。

## ②平成21年度予算

### i) 貸付金勘定

単位：千円

(1) 新規貸付金等 (諸収入による回転方式（償還金を再度貸付ける方法）)	300,000
--	---------

### ii) 業務勘定

単位：千円

(1) 事務委託料	4,402
① (社) 全国農業改良普及支援協会 委託手数料	(1,430)
② 大分県信用農業協同組合連合会 事務委託手数料	(2,972)
(2) 共済費その他（臨時職員コスト、交通費、通信費等）	3,649
(3) 補助金（大分県農業信用基金協会に対する補助）	-
合計	8,051

## ③制度の仕組み

国から3分の2の補助金と、県から3分の1の一般会計からの繰入金で基金を造成し、貸付を行うことになる。貸付金は全て無利子である。

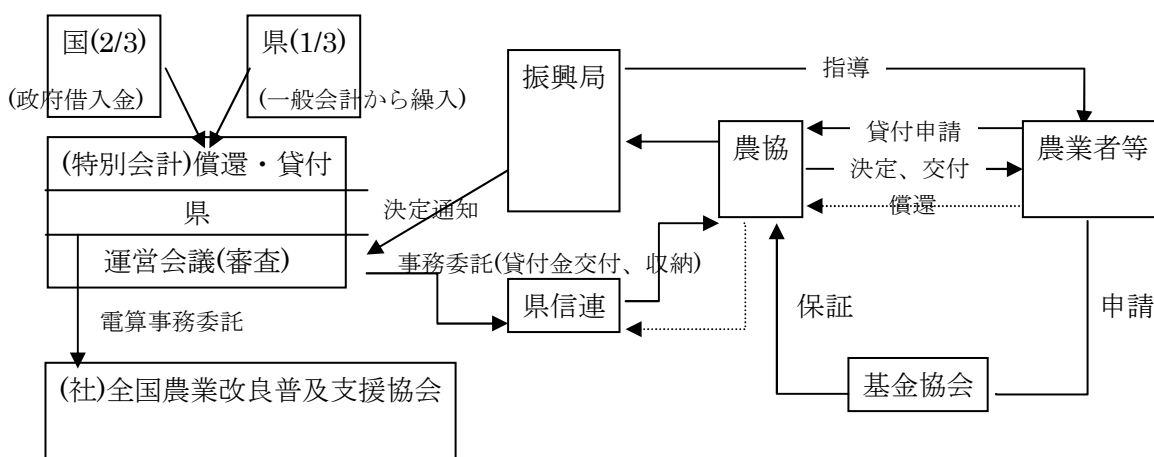
貸付は、原則として農協を通じた間接貸付（以下、「転貸」という。）だが、平成18年度まで行っていた直接貸付（以下、「直貸」という。）の制度も残っている。転貸と直貸の主な違いは、転貸の場合、契約先は農協であるため、貸倒れリスクは農協が負担するのに対し、直貸の場合は、契約者が農業者本人であるため、貸倒れリスクは県の負担となることである。

事務の委託については、大分県信用農業協同組合連合会（以下、「県信連」という。）に事務の委託を、(社) 全国農業改良普及支援協会に電算事務の委託を行っている。

実際の手続きの際には、農協が窓口となって申請を受け、貸付・償還を行うことになるが、貸付手続きについては、県は振興局の生産流通部を通して、改良資金としての要件を充たすかを書類審査する。

貸倒れのリスクについては原則農協が負うことになるが、倒産時については債務を保証する基金協会からの保証で農協は100%回収できる。しかし県は、基金協会が回収出来なかった債務の30%を補助金として交付するため、県が30%、基金協会が70%を負担することになる（県は一旦100%返済してもらい、基金協会に回収不能額の30%分を補助する仕組み）。

なお、貸出制度を図式化すると以下のようになる。



#### ④制度の拡充

資金対象が拡充され、都道府県及び市町村単独補助事業に係る補助残分（独自の補助金で足りない部分）を貸付対象に追加することが出来るようになった。その結果、資金対象が広がることとなり、利用範囲が増えることとなった。

#### ⑤貸付審査

貸付を行うにあたっては、「大分県農業改良資金貸付規則」に基づき行われることとなる。具体的には以下の様な手順で行われることになる。

##### i) 貸付資格の認定

県は経営改善資金計画書に基づき、農業改良資金の貸付資格の認定を行うこととなる。具体的には、従来取り組んでいない新規の作物区分への進出、



新たな農畜産物の加工の事業の開始等である。

ii) 貸付対象者

県は農業従事者であるかの他、後継者等が存在すること等の条件を審査することとなる。

iii) 貸付条件

県は貸付金限度額、償還期間等を決定する。

iv) 農業改良資金の内容

県は農業改良資金の内容として、施設の取得資金、農機具等の購入資金、品種転換に必要な資金等を確認し、農業改良資金としての要件を充たすかの検討を行う。

v) 直貸・転貸の手続き

直貸、転貸によって手続きの方法は異なるものの、基本的には借入申込書に基づき貸出しの手続きを進めていくことになる。

⑥回収手続き

回収手続きは以下のように行われることになる。なお、返済は年に一回であり、返済時期は借入日から一年以内に設定し、以降は毎年同月に返済となる。

○転貸の場合の回収手順と書類

納入通知（納付書）、償還金一覧表、償還案内書を県信連経由で農協へ送付し、回収を依頼する。なお、振興局へも納付書以外の資料を送付しておく。

回収は農協が納付書で支払を行ってもらうか、引き落としにより行う。

その後、農協から県信連経由で県に入金され、入金の実実は収納済通知書にて確認できる。

延滞については、毎月初めの県信連からの通知（延滞者明細書）によって認識することとなる（延滞処理については後述）。

○直貸の場合の回収手続と書類

基本的には転貸と同じであるが、延滞が生じたときは県がリスクを負うことになるので、早期に認識し回収に努めていく。

⑦延滞管理

延滞の管理については、県が直貸を行った農業改良資金の償還金について、滞納が発生した場合には、「大分県債権管理規則」に定めるもののほか、「大分県農業改良資金滞納整理事務処理要領」（以下、「要領」という）に従って

事務処理される。

具体的には、要領の第3条から第5条に次のように定められている。

- i) 事務委託先の県信連から、毎月末時点の延滞発生等の状況を翌月5日までに報告（農業改良資金延滞発生状況報告書）。報告を受けた団体指導・金融課から関係振興局にも通知。
- ii) 償還期日後20日以内に滞納者へ督促状を送付。
- iii) 償還期日後3カ月経過  
滞納者へ催告状Ⅰ、連帯保証人に対し納入依頼書Ⅰを送付。  
滞納者と面接し、誓約書の提出を求める。
- iv) 償還期日後6カ月経過  
滞納者へ催告状Ⅱ、連帯保証人に対し納入依頼書Ⅱを送付。  
滞納者及び連帯保証人と面接し、誓約書Ⅱの提出を求める。
- v) 誓約書、誓約書Ⅱ提出後に延滞が発生した場合には、滞納者へ催告状Ⅲ、連帯保証人に対し納入依頼書Ⅲを送付。

次の段階として、要領第6条から第8条に連帯保証人の追加・交換や担保の追加・変更、担保の付されている債権についての債務承認弁済公約公正証書の作成、担保処分、競売その他の担保権の実行手続き、担保が付されていない債権についての訴訟手続きにより履行を請求（対象者を選考委員会で決め、最終催告状、連帯保証債務履行請求書を内容証明郵便で送付し、償還ない場合は、弁護士に依頼して、訴訟手続きに入る）を行うよう定められている。

最後に債務名義を得たものについて強制執行する（要領第9条）。

管理事務としては、要領第10条で団体指導・金融課で3か月以上経過の滞納者について滞納整理台帳を作成し、保管するとともに振興局に送付することとなっている。振興局は督促の状況を滞納整理台帳に記入し、債権回収完了後5年間保存する。

#### ⑧繰越金の返納処理

国からの借入れについては、かつては補助金として受け取ったものであり償還の義務は存在しない。しかし、実際には毎年一定額以上が貸出されない余剰資金として計上されている。そのため、余剰部分については自主納付という形で国庫への返還を行っている。また同時に一般会計からの繰入金についても、国庫への自主納付の割合に応じて一般会計への繰戻しを行っている。

自主納付の状況

単位：千円

	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
政府へ自主納付額	-	-	40,000	-	120,000
一般会計へ繰戻額	-	-	20,000	-	60,000

(2) 監査手続

- ①貸付手続が、農業改良資金助成法、大分県農業改良資金貸付規則、大分県農業改良資金事務処理要綱等に則して適正に実施されているかどうか、貸付関係書類を閲覧し確認した。
- ②貸付の審査が適正になされているか確認した。
- ③予算に対して貸付実績の少ない理由を確認した。
- ④回収手続きについて、必要書類が完備され、適切に行われているかをサンプルを抽出して検討した。
- ⑤延滞の状況について滞納整理台帳を元に確認した。
- ⑥長期延滞債権の管理について、規則に則り適時・適正に行われているかを検討した。
- ⑦違約金の請求を行っているか確認した。
- ⑧不納欠損処理の状況を確認した。

(3) 監査結果

①貸付手続について

平成18～20年度の貸付実行分のうち、直貸の2件すべてと転貸の28件のうち4件をサンプリングし確認したが、所定の書類の整備状況については、特に問題は認められなかった。

②貸付の審査について

上記①で確認した直貸の2件、転貸の4件について、貸付の審査会記録等の資料を確認したが、審査手続については特に問題は認められなかった。

【監査意見】

直貸2件のうち1件については、申請時に既に多くの借入があり、また現在の事業も厳しい状況にあるなど、貸倒リスクが低いとは言い難い貸付であった。農業信用基金協会の保証があるため、貸倒発生時の県の損失は一部に限られるものの、直貸は転貸に比べリスクが高いため、今後も極力転貸方式

での貸付を中心に行っていく必要があると考える。

### ③貸付実績の少ない理由

貸付件数は補助残融資により増加したが、貸付金額は特別会計以外の貸付制度である農業経営基盤強化資金（以下、「L資金」という。）・農業近代化資金の無利子化措置により減少傾向にある（なお、平成20年度の貸付金増加の主要因は、A重油高騰によるもの）。そのため、平成20年度は国庫への自主納付を行ったが、平成21年度以降の無利子化措置終了後の貸付財源確保のため、今後の需要に注意する必要がある。

L資金・農業近代化資金が伸びている主な理由は、農業改良資金は500万円を超えると会計検査院の検査が入るので農業従事者が敬遠するからである。他の理由としては、農業改良資金の方が据え置き期間が短い上に償還期間が短いこと、据え置き期間や償還期間の延長等ができず、非常に柔軟性に欠けていることなどがある。

なお、平成22年度より、農業改良資金の貸付主体は(株)日本政策金融公庫に移管されるため、この特別会計からの新規貸付はなくなる予定である。

農業改良資金の貸付実績

単位：千円

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
貸付金額	98,050	79,765	37,974	17,980	40,730
件数 *1	7件(0件)	8件(0件)	4件(0件)	8件(6件)	18件(18件)
平均金額	14,007	9,971	9,494	2,248	2,263

\*1 ()内は補助残融資の件数

### ④回収手続きについて

回収手続きについて、必要書類が完備され、適切に行われているかをサンプルを抽出して検討した結果、いずれも必要書類は完備されており問題は見受けられなかった。

なお、回収手続きは概ね次のように行われる。

#### ○転貸

- ・回収は、償還期日が到来する都度、納入通知・償還金一覧表・償還案内書を県信連経由で農協へ送付し（振興局には償還金一覧表・償還案内書を送付）、農協側で引き落とし等を行う。
- ・入金は、収納済通知票で確認する。

- ・延滞は、農協からの入金ではわからないため、県信連から月初に送られてくる延滞者明細票によって認識する。

○直貸

- ・延滞は、納入期日に判明するため、延滞者に対して即座に回収に向けて行動する。
- ・滞納事務処理要領は転貸と同様である。

⑤延滞の状況について

延滞の状況については以下のとおりであるが、新規貸出の直貸は平成18年度までで、平成19年度からは転貸にすべて移行しているため、滞納整理台帳に残っている貸金は、貸付の実行が平成18年度以前のものである。なお、転貸については農協からの貸付になるので、大分県としては直接延滞管理は行っていない。

延滞の状況

単位：千円

振興局	延滞残高	平成19年度		延滞残高	平成20年度		延滞残高
	H19.5.31	発生額	入金額	H20.5.31	発生額	入金額	H21.5.31
東部	1,228	2,515	10	3,733	—	155	3,578
中部	3,360	1,285	446	4,199	—	995	3,204
豊肥	4,942	9,000	—	13,942	15,569	6,580	22,931
北部	38,595	1,289	829	39,055	1,096	403	39,748
合計	48,125	14,089	1,285	60,929	16,665	8,133	69,461
件数	17	5(3)	11	20	4(1)	12	21

注：（ ）内の数字は新規発生件数である。

平成21年8月までに新規に2件（北部1件、西部1件）922千円の延滞が発生し、そのうち140千円は入金があった。

平成21年5月31日時点の延滞先

単位：千円

振興局	延滞 件数	貸付金額	延滞残高	最終償還日後の経過年数			
				未経過	3年内	5年内	5年超
東部	3	29,139	3,578	—	2,375	—	1,203
中部	1	9,000	3,204	—	3,204	—	—
豊肥	3	41,429	22,931	18,289	4,642	—	—
北部	13	76,775	39,748	—	26,792	1,866	11,090
合計	20	156,343	69,461	18,289	37,013	1,866	12,293
延滞先の過去2年間の入金額				6,280	1,570	1,290	278

最終償還日経過後5年を超えるとほとんど入金がないか、あっても不規則の入金となっている。

**【監査意見】**

最終償還日経過後5年を目安として、法的手続きを実行、又は不能欠損処理を検討すべきである。なお、平成21年5月31日時点での当該先は8先であるが、うち5件は2年間入金がなく、2件はわずかな入金しかない。また、残りの1件は残高も少なく連帯保証人からの入金もあり、間もなく元本は完済可能と思われる。

⑥長期延滞債権の管理について

長期延滞債権の管理について、規則に則り適時・適切に行われているかを検討した結果、規則通り管理はされているものの、実際には回収が困難を極めているものも発見された。

なお、催告状は適正に発送されているが、連帯保証人への連絡については、債務者が嫌がるケースが多く、苦情を受けたりトラブルに発展する場合もある。

**【監査意見】**

- i) 返済財源はあるが、他の金融機関との取り合いになっているケースもあり、県の返還を優先させる又は公平となるように他の金融機関とより交渉すべきである。

- ii) 連帯保証人への連絡による苦情・トラブル等については、連帯保証人への連絡方法に関する手法や取り決めに明確にすることで、円滑かつ確実な回収を進めるべきである。

#### ⑦ 違約金の請求

農業改良資金助成法第11条で、「…延滞金額につき年12.25%の割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。」となっている。強制的な規定になっているため、県としても貸付先に対して違約金を上記率により請求しているものの、現実には、短期延滞は違約金も含めて回収しているが、長期延滞の一部入金、元本に先ず充当を行い、元本回収後に請求手続きを採っている場合が多い。

#### 【監査意見】

長期延滞の場合は、違約金の全額回収は実務上困難であるため、処理の方針や手続きを決める必要がある。

#### ⑧ 不納欠損処理の状況

これまで不納欠損処理を行ったのは、平成18年度の2件（14,052千円）のみであり、このうち1件は時効の援用等によるものであり、もう1件は県議会の議決による権利の放棄によるものである。

### 3. 就農支援資金

#### (1) 概要

##### ① 事業の概要

青年等就農促進法に基づき、特別会計で管理した貸付金を就農促進に必要な無利子資金の財源として、青年農業者等育成センター、農協等に貸付け、農内外からの新規就農の確保とともに就農条件の整備を図るものである。国 → 県 → 農業者等の貸付の流れにおいて、金利は全て無利息である。

根拠法令としては、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」となっており、以下のような文例となっている。

この法律は、農村における高齢化の進展その他の農業を取り巻く環境の変化に伴い、青年農業者その他の農業を担うべき者の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、就農支援資金の貸付け等の特別措置を講ずることにより、青年等の就農促進を図り、もって農業の健全な発展と農村の活性

化に寄与することを目的とする。

## ②資金の種類

### i) 就農研修資金

農大・民間教育施設での研修、先進農家等での研修に充てられる資金の貸付である。

青年農業者等育成センター（(社)大分県農業農村振興公社、以下「公社」という。）を用いた転貸で、償還は公社と県の計画に基づいて行われる。国への償還も国と県との計画に基づいて行われる。なお、公社へは予算に基づき一括して貸付が行われ、当該資金の貸付をどの程度行うかは公社の自由判断である。

対象者に当てはまるかの審査は県が行い（就農計画認定委員会）、同時に貸付審査を公社が行うことになる。保証等は存在しないものの、最終的な回収リスクは公社が負うことになる。

### ii) 就農準備資金（手続は就農支援資金と同じ）

就農先の調査旅費、転居費等に充てられる資金の貸付である。

### iii) 就農施設等資金

施設の設置費、機械・資材の購入費等（資材の購入費等、運転資金は経営開始初年度のみ利用可。経営開始次年度以降は機械の購入、施設設置の場合のみ利用可。）に充てられる資金の貸付である。

農協を用いた転貸を行い、さらに農業信用基金協会の保証が付くため、回収リスクは負わないものの、農業信用基金協会の保証料については県から農業信用基金協会に対する補助金で賄っている。具体的には補助金の金額は代位弁済額のうち回収不能額の30%となるようになっており、予算と補正予算に基づき年度末に支払われる補助金が積立金となって農業信用基金協会に残っており、毎年の貸金に見合う補助金として拠出しているわけではない。また、貸付残高に応じた返還等も行われるわけではない。

対象者に当てはまるかの審査は県の就農計画認定委員会で行われ、貸付審査は県の制度資金審査会（月次）で行う。



③平成21年度予算

i) 貸付勘定

単位：千円

(1) 就農支援資金貸付事業費	79,949
①貸付金(国から2/3借入)	69,587
(就農研修・準備資金分)	(0)
(就農施設等資金分)	(69,587)
②政府貸付金の償還	6,908
③一般会計への繰出	3,454

ii) 業務勘定

単位：千円

(1) 資金貸付事務費：委託料	760
①大分県信用農業協同組合連合会に対する就農施設等資金の貸付事務委託料 貸付金の0.81%、償還金の0.405%	652
②(社)全国農業改良普及支援協会に対する就農施設等資金の管理事務委託料	108
(2) 就農支援資金促進費：補助金	-
①大分県農業信用基金協会が、財務基盤の強化を図り保証基盤を強化するための保証責任準備と求償権償却引当に積み立てる準備金に対する補助金	-

④貸付対象者

就農計画の認定を受けた認定就農者及び認定農業者(※)

(※)新たに就農しようとする青年等を雇用し、農業に従事させようとする農業法人等

⑤制度の仕組み

i) 就農研修資金、就農準備資金

- ・県から青年農業者等育成センター((社)大分県農業農村振興公社)へ貸付・償還。
- ・公社から信連を通して認定就農者・農業者へ貸付・償還。

ii) 就農施設等資金

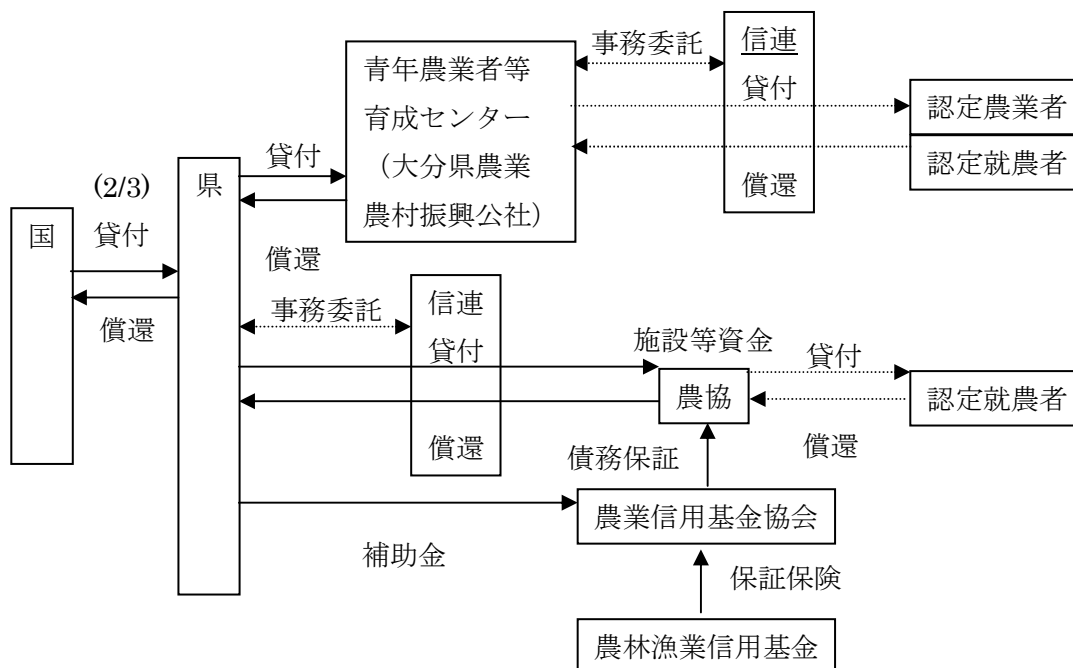
- ・農協へ信連を通して貸付・償還。
- ・農協から認定就農者へ貸付・償還。

iii) 農協へのみ間接的に債務保証(債務保証機関である農業信用基金協会へ

貸金の30%を補助金拠出)

iv) 延滞については、貸付全てが転貸であるため公社・農協がリスクを負うことになる。そのため、滞納は全て公社・農協が把握している。

以上の仕組みを図式化すると以下のようなになる。



## ⑥貸付手続き

貸付手続きについては、①借入の申し込み、②貸付の審査、③貸付の実行の順で行われるが、手順については以下のようになっている。

### i) 借入の申込

#### ○就農研修資金・就農準備資金（公社経由貸付分）の場合

公社が貸付計画を毎年度策定し、それに基づく必要資金を県に対し借入の申請を行う（年1回の申請）。なお、実際の借入希望者（就農者等）は、公社に申込みことになる。

#### ○就農施設等資金（農協経由貸付分）の場合

借入希望者（就農者等）からの申込みの都度、農協が県に借入を申請する。

### ii) 貸付の審査

#### ○就農研修資金・就農準備資金（公社経由貸付分）の場合

県から公社への貸付は、毎年度の予算策定の中で確定する。公社から借入希

望者（就農者等）へ貸付は、大分県就農計画認定委員会及び就農支援資金貸付審査会（公社、県担当課、信連等の審査委員から構成、年4回開催）にて審査される。

○就農施設等資金（農協経由貸付分）の場合

農業関係制度資金審査会（県担当課、信連、基金協会等の審査委員から構成、月1回）にて審査される。

iii) 貸付実行

○就農研修資金・就農準備資金（公社経由貸付分）の場合

県が、県貸付金貸付決定通知書を公社へ交付し、公社は県へ県貸付金交付請求書及び県貸付金借用証書を提出する。その後、県は、公社へ口座振替により貸付金を交付する（公社から借入申込者（就農者）へは、口座振替により貸付金を交付）。

○就農施設等資金（農協経由貸付分）の場合

県が、県貸付金貸付決定通知書を農協へ交付し、農協は、県へ県貸付金交付請求書及び県貸付金借用証書を提出する。その後、県は、貸付金を農協へ口座振替により貸付金交付する（農協は、借入申込者（就農者）へ口座振替により貸付金を交付）。

⑦延滞管理

県からの貸付けについては、全てが青年農業者等育成センター（（社）大分県農業農村振興公社）と農協を通じた転貸であり、延滞の発生時には転貸先が責任を負うことになる。

公社もしくは農協は、県への償還が遅れた場合には、償還すべき金額の10.75%を延滞金として県に納めなければならない。同様に、県は国への償還が遅れた場合には、償還すべき金額の10.75%を延滞金として国に納めなければならない。

従って、公社も農協も延滞債権については全て把握している。なお、制度開始から監査日時点まで、貸付金の貸倒れは生じていない。

⑧繰越金の返納処理

制度開始以来、繰越金の返納処理は行われておらず、返納処理については省略する。

(2) 監査手続

①貸付手続が、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法、

就農支援資金大分県貸付金貸付等要領等に則して適正に実施されているかどうか、貸付関係書類を閲覧し確認を行う。

- ②貸付の審査が適正になされているか、貸付規則等に順守して行われているかを確認する。
- ③公社への貸付金額の決定プロセスと、公社の貸付原資の次年度繰越額について確認を行う。

### (3) 監査結果

#### ①貸付手続について

平成19年度貸付の7件のうち、次の1件をサンプリングし確認したが、所定の書類の整備状況については、特に問題は認められなかった。

就農施設等資金 くにさき農協 H20.4.28 貸付 850,000 円

#### ②貸付の審査について

上記①で確認した1件について、貸付の審査会記録等の資料を確認したが、審査手続について、特に問題は認められなかった。

#### ③公社への貸付金額の決定について

公社への貸付金額は、公社にて策定した計画をもとに次年度の県予算に盛り込まれる。この計画では、公社の貸付原資の次年度繰越額（見込み）と、就農者等への貸付予定額、就農者等からの償還予定額、県への償還額をそれぞれ算出し、次々年度の繰越見込み額を0円とした場合に不足する資金を県から借入ることとし算定している。

しかし、実際の次年度繰越額は、平成18～20年度のいずれも、60,000千円前後となっていた。その原因は、就農者等への貸付予定額が毎年度の実績と大きな差異が生じているためであった。実績を示すと以下のようになる。

公社の就農支援資金の貸付金の当初計画と実績の対比

単位：千円

	当初計画	実績	差異
平成18年度	84,131	25,300	-58,831
平成19年度	101,777	32,550	-69,227
平成20年度	81,612	19,800	-61,812
3ヵ年平均	89,173	25,883	-63,290

公社の就農支援資金の次年度繰越額の当初計画と実績の対比

単位：千円

	当初計画	実績	差異
平成 18 年度	0	64,390	64,390
平成 19 年度	0	69,650	69,650
平成 20 年度	0	68,023	68,023
3 ヶ年平均	0	67,354	67,354

【監査意見】

3年連続で貸付実績が大幅に計画を下回っていることから、平成20年度末では2年分以上の貸付原資が公社に眠ってしまっている。その原因の一つとして考えられるのは、平成27年度まで公社から県への償還金額が増えていくことから、償還資金を確保しておこうという意識があるためと考えられる。就農者等からの償還の未収が増加するなどの事態が生じ、県への償還が延滞となった場合には、10.75%の延滞金を納付する義務が公社に生じる。しかしながら、公社は無利息貸付であるため、そのリスクを回避することが困難であり、また貸倒引当金の制度も整備されていない。

そのため、貸倒れが生じた場合のリスク回避策について県と公社とで検討を行い、眠っている資金の貸し出しについて、有効な手段を検討すべきである。

## 第4.4 林業・木材産業改善資金特別会計

### 1. 特別会計の概要

#### (1) 設置目的

林業・木材産業改善資金助成法の規定に基づき、同法の政府助成制度の対象となる貸付を実施するため、昭和51年6月1日にこの特別会計が設置された。

#### (2) 関連法令等

法令	大分県規則・要領
林業・木材産業改善資金助成法 林業・木材産業改善資金助成法施行令 林業・木材産業改善資金助成法施行規則	大分県林業・木材産業改善資金貸付規則 大分県林業・木材産業改善資金事務処理要綱 大分県林業・木材産業改善資金滞納整理事務 処理要領
林業経営基盤の強化等の促進のための資金 の融通に関する暫定措置法	大分県木材産業等高度化推進資金制度運営 要綱
林業労働力の確保の促進に関する法律	大分県林業就業促進資金貸付金貸付等要領

#### (3) 所管部署

農林水産部団体指導・金融課

#### (4) 事業の概要

林業・木材産業改善資金助成法の趣旨に従い、林業従事者等が林業・木材産業経営の改善又は林業労働の労働災害の防止・林業労働者の確保を目的として、新たな林業・木材産業の経営を開始し、林産物の新たな生産・販売方式、又は林業労働の安全衛生施設・林業労働者の福利厚生施設の導入を支援するため、林業従事者等に対する資金の貸付を行う。具体的には、次のような貸付を実施することで、林業経営及び木材産業経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉向上に資する。

##### ①林業・木材産業改善資金

林業者・木材産業事業者等が経営改善等のために行う新たな事業の開始、生産や販売方式の導入等の先駆的取組に対し、無利子で中・短期の資金を貸付けるものである。

この制度の原資は、国庫からの補助金が3分の2、一般会計からの繰入が

3分の1で造成される。

平成15年7月の制度改正に伴い、対象事業を木材産業まで拡大し、それまでのメニュー方式から資金の一本化を図り、県からの直接貸付（以下「直貸」とする。）に加え、民間の融資機関による間接貸付（以下、「転貸」とする。）方式を導入している。

事業の内容	貸付限度額	償還期間 (据置期間)	貸付対象者	保証人 担保
新規林業部門の経営開始	個人：1,500万円 会社：3,000万円	10年(3年) ※一部特例あり	①林業従事者の個人 ②木材産業に属する事業を営む者 ③①又は②に掲げる者の組織する団体 ④林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの ⑤農商工等連携事業計画の認定を受けた中小企業者	直貸： 保証人 (600万円超の場合、担保要) 転貸： 基金への出資金・保証料
新規木材産業部門の経営開始	団体：5,000万円 ※ただし、木材産業			
林産物の新たな生産方式の導入	の事業を実施する場合：それぞれ1億円			
林産物の新たな販売方式の導入				
林業労働の安全衛生施設の導入				
林業労働者の福利厚生施設の導入				

(原則) 直貸：貸付金額 600 万円以下

転貸：貸付金額 600 万円を超えるもの

## ②木材産業等高度化推進資金

木材の生産・流通の合理化を促進し、木材供給の円滑化、効率的・安定的な林業経営の育成を図るため、木材生産・流通を担う事業者に対し、事業の合理化を推進するための資金及び林業経営改善の資金を低利で融通し、木材関連産業及び林業の健全な発展に資することを目的とする。

この制度の原資は、(独)農林漁業信用基金（以下、「農林漁業信用基金」という。）と一般会計からそれぞれ2分の1で造成され、必要な資金を金融機関に預託（転貸のみ）した上で、貸付を行うこととなる。なお、金融機関へは農林漁業信用資金からの貸付利率にて貸付けている。

貸付対象者	知事から合理化計画又は林業経営改善計画の認定を受けた以下の者 ①森林組合、森林組合連合会、その他の森林所有者の組織する団体 ②森林所有者 ③素材生産業者、木材製造業者、木材卸売業者、木材市場開設者等 ④③の組織する団体
保証・担保	保証人

貸付については、農林漁業信用基金が100%保証している。

### ③林業就業促進資金

新たに林業に就業しようとする者の円滑な就業を支援するために、平成9年度に（財）大分県森林整備センター（以下、「森林整備センター」とする。）に、就業に必要な研修その他就業の準備に必要な資金として9,300千円を無利子で貸付け、森林整備センターから林業就業希望者への貸付を通じて、新たな林業労働力の確保を促進するものである。

この制度の原資は、国庫からの補助金が3分の2、一般会計からの繰入が3分の1で造成されている（転貸のみ）。

貸付対象者	①林業への新規就業者 ②認定事業主
貸付利率	無利子
保証・担保	不要

### (5) 歳入及び歳出の状況

単位：千円

		平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
貸付 勘定	繰入金	201,250	187,500	187,500	187,500	187,500
	諸収入	695,508	632,747	625,996	629,074	628,901
	繰越金	672,911	726,313	754,255	552,475	579,493
業務 勘定	繰入金	-	812	2,010	1,081	1,992
	諸収入	2,708	1,310	2,064	4,765	5,105
	繰越金	2,139	617	664	289	371
歳入合計		1,574,516	1,549,299	1,572,489	1,375,184	1,403,362
貸付 勘定	林業・木材産業改 善資金	38,145	42,124	266,215	41,956	150,364
	木材産業等高度化 推進資金	805,000	750,000	750,000	750,000	750,000
	林業就業促進資金	581	581	581	620	659



業務 勘定	林業・木材産業改 善資金	3,624	1,424	2,566	1,413	2,554
	木材産業等高度化 推進資金	236	251	363	1,331	1,596
歳出合計		847,586	794,380	1,019,725	795,320	905,173

(6) 予算規模

平成21年度 1,156,374千円(平成20年度 1,005,989千円)

(内訳)

貸付金 1,150,698千円 (財源 償還金 446,095千円、繰越金 329,603千円、農林漁業信用基金借入 187,500千円、一般会計繰入金 187,500千円)

貸付事務費 5,676千円(財源 一般会計繰入金 4,056千円、諸収入 1,620千円)

(7) 貸付の状況

単位：千円

	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
林業・木材産業 改善資金 *1	38,145	42,124	116,215	41,956	150,364
木材産業等高度化推 進資金 *2	1,122,294	1,041,500	989,500	980,500	978,400
林業就業促進資金*1	0	0	0	0	0
合計	1,160,439	1,083,624	1,105,715	1,022,456	1,128,764

\*1:各年度の貸付実績 \*2:各年度の貸付実績(ピーク時)

## 2. 林業・木材産業改善資金

(1) 概要

①制度の概要

林業・木材産業改善資金とは、林業者・木材産業事業者等が経営改善等のために行う新たな事業の開始、生産・販売方式の導入等の先駆的取組に対し、無利子の中・短期(償還期間10年以内、うち据置期間3年以内)の資金の貸付を行う設備資金である。

根拠法としては、林業・木材産業改善資金助成法があり、内容は以下のようになっている。

この法律は、林業従事者等が林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することを支援するため、林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金（当該資金の貸付を行う融資機関に対する当該貸付に必要な資金を含む。）の貸付を行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もって林業経営及び木材産業経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉の向上に資することを目的とする。

## ②貸付金の概要

設備投資資金の無利子貸付（延滞の際の違約は 12.25%）の貸付制度で、償還期間は 10 年以内（据置期間 3 年以内、耐用年数の 5 年程度が一般的）である。

貸付の資金については、一般会計からの繰入が 3 分の 1、国庫からの補助金が 3 分の 2 で基金を造成し、貸付を行っている。

貸付限度額については、個人であれば 1,500 万円、法人であれば 3,000 万円、団体は 5,000 万円、木材産業に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合は 1 億円までとなる。ただし、県が必要と認める場合においては、これらの貸付限度額にかかわらず、農林水産大臣と協議をして定めた額となる。

貸付先は林業・木材産業者であるため、大分県森林組合連合会や大分県木材協同組合等が事務委託機関となり、林業者と取引をすることになる。

## ○貸付の際の手続きの流れ

- i) 県の改善資金の対象となるかの審査を行い、認定を行う。
- ii) 審査にて認定を受ければ、直貸であれば県にて財務内容の審査を行い、貸付を行うかを検討する。一方、転貸であれば、金融機関が財務内容の審査を行うことになる。

直貸：600 万円以下が対象。

600 万円を超えるものでも金融機関が貸せない場合（金融機関が事務処理できない場合。実際は日田信用金庫と大分銀行／豆田支店のみに限られ、これは、高額な借入希望者に日田地

区の製材業者が多いため。)は直貸。

貸付の際には 600 万円を超えるものは、公正証書、担保 1 位設定、複数の連帯保証人をつける（担保・連帯保証人等については、貸付金額に応じた規定あり。事務処理要綱 第 5 章参照）

事務委託機関が申請・償還・延滞手続きを行うため、県の方では貸付の審査と書類のチェックのみ。

事務委託・再委託機関には貸し倒れリスクはないものの、延滞時には督促・催促・回収手続きを行うことになる。

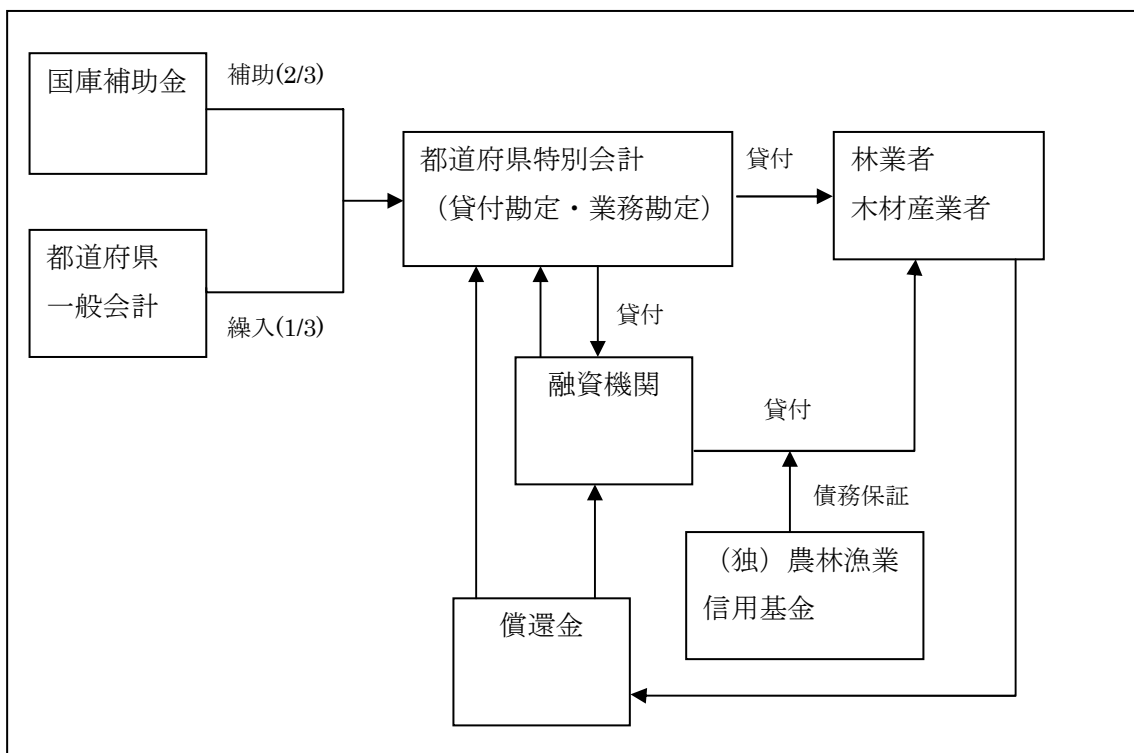
転貸：600 万円を超えるものが対象であり、限度額は前出の 1 億円までである。

貸倒れリスクは農林漁業信用基金が信用保証するため、金融機関に貸し倒れリスクは生じない。そのため、金融機関には金利は支払われず、事務手数料等が県から支払われるだけ。なお、信用保証料は借受者が負担することとなる。

延滞発生時には金融機関が県に延滞利息 12.25%を支払うことになる。

貸倒引当金対象額の把握は委託先・再委託先からの自主的な連絡のみで、自らの把握は行っていない。

貸付の際の取引の流れを図式化すると、以下のようなになる。



なお、延滞者については、元金回収後も違約金の減免は行っていない。

貸付額の推移

単位：千円

年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
運用利息等 (A)	230	370	400	1,520	3,020
償還金 (B)	91,177	69,666	62,915	65,954	65,742
不納欠損金 (C)	-	-	159	-	-
前年度繰越金 (D)	672,681	725,943	753,855	550,955	576,473
貸付原資 (E=A+B+D-F)	764,088	795,979	667,170	618,429	645,235
自主返納 (F)	-	-	150,000	-	-
貸付実績 (G)	38,145	42,124	116,215	41,956	150,364
次年度繰越金 (H=E-G)	725,943	753,855	550,955	576,473	494,871
貸付残高 (I)	253,837	226,295	279,436	255,438	340,060

貸付実績は伸び悩んでおり、平成20年度末の貸付残高は約340,000千円で、繰越金が約495,000千円となっている。繰越金が多くなってきていることから、平成18年度に自主返納という形で国庫に100,000千円、一般会計に50,000千円をそれぞれ返納している。

③貸付審査

貸付審査は、先ず県の改善資金の対象となるか審査を行い、貸付資格の認定を行う。これは、概ね年4回開催される審査会（県の関係課室及び振興局の職員にて構成）の意見をもってなされるが、具体的には、以下の内容について審査を行うことになる。

- ・貸付対象者（林業従事者であるか、事業として木材産業を営んでいるか等）
- ・貸付資格（新たな林業部門の経営の開始、新たな生産方式の開始等）
- ・貸付条件（貸付金額、貸付期間等）
- ・連帯保証人又は担保（連帯保証人の人数、担保設定の必要性等）

以上の内容について、改善資金の貸付先として適切であるかを審査し、適切であれば、融資の審査を受けることになる。

融資の審査については、直貸であれば県にて財務内容の審査を行い、貸付を行うかを検討する。一方、転貸であれば、金融機関が同様に財務内容の審査を行うことになる。

具体的には、以下の手順で行われることになる。

i) 貸付の申し込み

○県直接貸付（直貸）の場合

借入申込者は、事務委託機関に、貸付資格認定申請書および貸付申請書を提出する。事務委託機関は、貸付審査に係る調査・意見書を作成・添付、振興局林業担当課へ提出する振興局林業担当課は、資格認定意見書を添付し、団体指導・金融課へ提出する。

○融資機関貸付（転貸）の場合

融資機関に、貸付資格認定申請書および借入申込書を提出する。融資機関は、貸付資格認定申請書に借入申込書（写）を添付、振興局林業担当課へ提出する。振興局林業担当課は、資格認定意見書を添付し、団体指導・金融課へ提出する。

ii) 貸付実行

○県直接貸付（直貸）の場合

団体指導・金融課は、貸付決定通知書を振興局林業担当課、事務委託機関を経由して、借入申込者へ交付する。借入申込者は、事務委託機関、振興局林業担当課を経由し、借用証書を団体指導・金融課へ提出（貸付金額は 600 万円を超える場合は、加えて、公正証書による債務承認弁済契約を締結）する。団体指導・金融課は、借入申込者へ口座振替により貸付金を交付する。

○融資機関貸付（転貸）の場合

団体指導・金融課は、県貸付決定通知書を融資機関へ交付し、融資機関は、借受者貸付決定通知書を借入申込者へ交付する。借入申込者は、融資機関へ借受者借用証書を提出し、融資機関は、県貸付金支払請求書および県貸付金借用証書を団体指導・金融課へ提出する。団体指導・金融課は、融資機関へ口座振替により貸付金を交付し、融資機関は、借入申込者へ口座振替により貸付金を交付する。

④滞納処理

滞納処理については滞納整理事務取扱要領に基づき、以下のように行われる。

- i) 滞納が発生した場合は、県から滞納者に対して、納入期限から 20 日以内に督促状を発送する。
- ii) 償還金が納入期限後 30 日を経過してなお償還されないときには、事務再委託機関がその理由を滞納者ごとに調査し、その結果を延滞状況報告

書により 10 日以内に事務委託機関に報告し、事務委託機関はこれを取りまとめ、償還期限経過後 50 日以内に県に提出する。

- iii) 県は以下の場合には催告状の発送等を行うことになる。
- ・納入期限後 3 カ月を経過した場合、滞納者に催告状Ⅰ、連帯保証人に納入依頼書Ⅰを送付し、滞納者に誓約書Ⅰを提出させる。
  - ・納入期限後 6 カ月を経過した場合、滞納者に催告状Ⅱ、連帯保証人に納入依頼書Ⅱを送付し、滞納者と連帯保証人に誓約書Ⅱを提出させる。
  - ・誓約書を提出させた場合は滞納者に催告状Ⅲ、連帯保証人に納入依頼書Ⅲを送付する。
- iv) 催告状の送付、誓約書の徴求を行ってもなお償還されない場合は、公正証書を作成し、法的手続を行うこととなる。

#### ⑤違約金の徴収

林業・木材産業改善資金助成法第 11 条において、償還金を延滞した場合は年 12.25%の違約金を徴収することとなっている。

#### ⑥繰越金の返納処理

予算 834,000 千円のうち実際に貸付に使用されているのは 340,000 千円程度で、残りの 494,000 千円は繰越金として每期保存している。

従って、平成 18 年度に自主返納として 150,000 千円は国と一般会計へ抛割割合に応じて返納しており、平成 21 年度にも国と一般会計へ自主返納 150,000 千円を行うこととなっている。

### (2) 監査手続

- ①貸付手続が、林業・木材産業改善資金助成法、大分県林業・木材産業改善資金貸付規則、大分県林業・木材産業改善資金事務処理要綱等に則して適性に実施されているかどうか、貸付関係書類を閲覧し確認を行う。
- ②貸付の審査が適正になされているか確認を行う。
- ③貸付方法（直貸と転貸）の決定手続が適正になされているか確認を行う。
- ④延滞債権回収手続が、大分県林業・木材産業改善資金滞納整理事務取扱要領等に則して適正に実施されているかどうか、回収関係書類を閲覧し確認した。
- ⑤違約金の請求と徴収がなされているか確認した。
- ⑥不納欠損処理の状況を確認した。

### (3) 監査結果

#### ①貸付手続について

平成18～20年度の31件の貸付のうち、直貸1件、転貸1件をサンプリングにより抽出し確認したが、所定の書類の整備状況については特に問題は認められなかった。

#### ②貸付の審査について

上記①で確認した2件について、貸付の審査会記録等の資料を確認したが、審査手続について、特に問題は認められなかった。

#### ③貸付方法（直貸と転貸）の決定について

大分県林業・木材産業改善資金事務処理要綱の第5条では、「貸付金額が600万円を超える場合は、原則として規則8条に定める転貸貸付方式によるものとし、知事は借受希望者と融資機関の調整を図るものとする。なお、転貸方式による貸付の協議が整わない場合に限り、直接貸付を協議するものとする。」としている。

しかし、平成20年度分貸付のうち、直接貸付方式で600万円超の貸付は2件あったが、その2件の融資方法決定に関する記録は残っておらず、転貸方式による貸付の協議が整わず、結果として直接貸付方式にせざるを得なかったという事実が、書面上確認できなかった。

#### 【監査意見】

現状において、転貸方式を引受可能な金融機関は一部に限られているということは理解できるものの、直接貸付方式となった経緯と理由について、書面にて明らかにしておく必要があると考える。

#### ④延滞債権回収手続について

平成20年度末で償還金が延滞となっている次の3件について、回収状況について、確認したが、回収手続上の問題は、特になかった。

また、定期的に債務者や連帯保証人と面談を行っており、いずれも少額ではあるものの、返済は続けられている。

償還金の延滞一覧

単位：千円

貸付先	貸付年度	貸付金額	延滞残高	返済の状況
A	平成 8年度	626	125	連帯保証人から定期的な入金あり
B	平成 6年度	3,600	3,600	債務者、連帯保証人と定期的な入金を約束
C	平成 3年度	633	252	現在、少額ではあるが償還中
合計		4,859	3,977	

⑤違約金の請求と徴収について

違約金は、支払期日に償還金を支払わなかった場合には、支払期日の翌日から支払当日までの日数により年利 12.25%で計算し、徴収することになる。

平成 20 年度末の違約金の延滞件数と延滞金額は次のとおりである。これらは、定期的に債務者や連帯保証人と面談を行っており、1 件を除きいずれも少額ではあるものの、返済は続けられている。

違約金の延滞

件数	金額
8 件	3,884 千円

⑥不納欠損処理の状況

これまで不納欠損処理を行ったのは、平成 18 年度の 1 件（159 千円）のみであり、これは債務者及び連帯保証人の破産により、県議会で権利放棄を議決したことによるものである。

3. 木材産業等高度化推進資金

(1) 概要

①制度の概要

木材産業等高度化推進資金とは、木材産業の発展と効率化のために、木材に関する生産者および事業者に対して、行う事業の合理化を促進するのに必要な資金を低利で融資する制度である。

根拠法令等としては、大分県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱があ



り、その内容は以下の様になっている

この制度は、木材の生産及び流通の合理化を促進による木材供給の円滑化並びに効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、県内の木材の生産又は流通を担う事業者に対し、その行う事業の合理化を促進するのに必要な資金及び林業者が行う林業経営の改善を推進するのに必要な資金（林業経営の規模を拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に伴い必要なものに限る）を低利で融通する措置を講じ、もって木材関連産業及び林業の健全な発展に資することを目的とする。

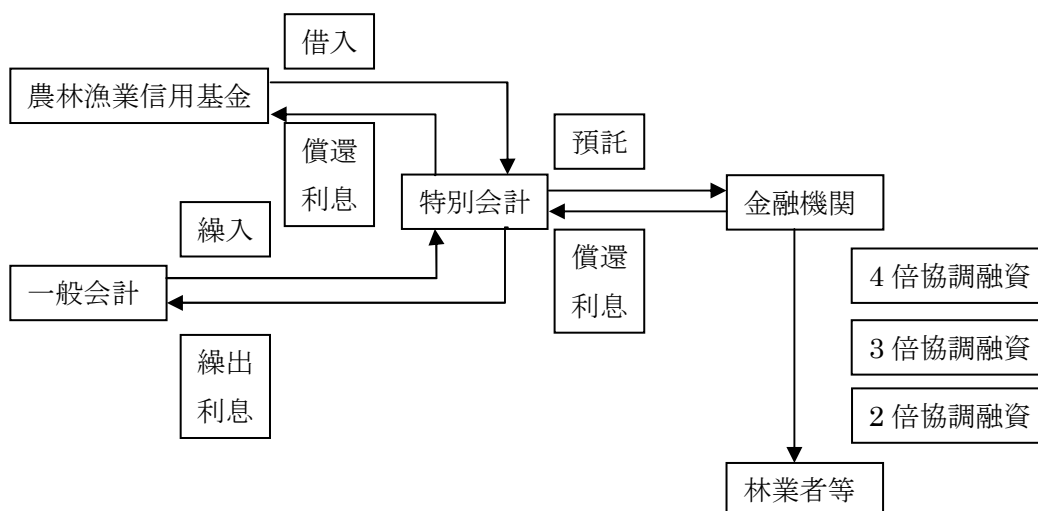
## ②貸付金の内容

県は、木材産業高度化推進資金を林業者等に貸付けるために、必要な資金を金融機関に預託し、金融機関は林材業者に対して協調融資する。具体的には製材ラインを持っている素材生産業者等の運転資金として貸付けられる。

貸付は県の認定を受けた事業者にのみ、運転資金として貸付けを行っている。

資金は農林漁業信用基金と一般会計から 50%ずつを拠出して基金を造成し、金融機関へ供給を行うが、金融機関へは農林漁業信用基金からの借入金利にて貸付ける。金融機関は県からの借入に独自の資金を加えて林業者に貸付しを行うが（協調融資）、その際には独自資金の割合に応じて2倍、3倍、4倍の貸付としており、倍数に応じて金利が設定されている。

貸付金の流れを図式化すると、次のようになる。



(独) 農業漁業信用基金と一般会計から 50%ずつ資金を調達し、金融機関を通じた預託という形で貸付を行うことになる。

### ③貸付金の実績

貸付枠の推移		単位：千円	
年度	貸付枠	貸付実績（ピーク時）	利用率（%）
平成 1 6	1, 440, 000	1, 122, 294	77. 9
平成 1 7	1, 440, 000	1, 041, 500	72. 3
平成 1 8	1, 440, 000	989, 500	68. 7
平成 1 9	1, 440, 000	980, 500	68. 1
平成 2 0	1, 440, 000	978, 400	67. 9

実績については減少傾向にあり、その原因としては林業自体が木材価格の下落により魅力がなくなってきたためと、他の無金利の制度融資が存在する為、そちらのニーズが増えてきたことによる。

### ④貸付審査

県の振興局経由で5カ年経営計画が県へ持ち込まれ、県にて高度化推進資金としての審査を行い、認定を行う。その後、金融機関で財務内容の審査を行い、貸付を行うこととなる。なお、売上高が経営改善計画の70%を達成できないときは計画の変更か、認定の取り消しとなる。

金融機関が貸付窓口となっているが、農林漁業信用基金が100%保証するため、最終的な回収不能リスクは金融機関にはない。信用保証料は借受け林業者が支払うことになる。

償還期間は1～10年以内であり、保証人は金融機関との取決めによる。

### ⑤滞納処理

延滞処理については、制度貸付が始まって以来延滞は生じておらず、また、金融機関の貸付については、延滞発生時の対応は不要である。そのため、延滞管理のための要領等は存在せず、延滞手続については省略する。

## (2) 監査手続

①農林漁業信用基金からの借入と返済に関する手続き、金融機関（大分銀行、商工中金）への資金供給と返済に関する手続きについて、平成20年度の

- 手続書面にて、貸付手続きが適切に行われているかを検討した。
- ②債権管理・回収手続きの適切性について、年度末には適切に利息の受け入れと回収手続きが行われているかを、平成20年度の一連の取引にて検討した。
- ③長期滞留債権の管理が適切に行われているか検討した。
- ④貸付実績がある貸付金についてその用途を確認した。

### (3) 監査結果

#### ①貸付手続の合規性の検討

平成20年度の一連の取引に関する書面にて手続が適切に行われているかを検討したところ、書面上手続に問題は認められないことを確認した。

#### 資金の借入、資金の供給の書面の検討（平成20年度）

	農林漁業信用基金		大分銀行		商工中金	
	県 →	→ 県	県 →	→ 県	県 →	→ 県
資金借入予定申込書	H20. 2. 4	—	—	—	—	—
資金貸付計画通知書	—	H20. 3. 3	—	—	—	—
資金借入申込書	H20. 3. 13	—	—	—	—	—
貸付決定通知書	—	H20. 3. 14	—	—	—	—
金銭消費貸借契約書	H20. 4. 1	—	—	—	—	—
貸付金送金通知書	—	H20. 4. 1	—	—	—	—
元金償還に伴う 支出命令書	H21. 3. 31	—	—	—	—	—
資金供給契約書	—	—	H20. 4. 1	—	H20. 4. 1	—
金融機関支払計算書	—	—	—	H21. 3. 31	—	H21. 3. 31

#### 【監査意見】

県の振興局経由で5カ年経営計画が県へ持ち込まれ、県にて高度化推進資金としての審査・認定を行い、その後の金融機関で財務内容の審査・貸付を行っている。

振興局から県への案件の持ち込みは、パンフレット及び林業関係者を通じたPRによって振興局に依頼があったもののうち、過去3か年の決算書において、債務超過が過大となっていないこと、債務超過が認められても、経営改善計画において改善が図れていることを確認した上で行われている。

しかし、その基準は明文化されていないため、明確とは言い難く、基準を

明文化する必要が感じられる。基準が明確でないと、振興局担当者の私的な感覚で貸付審査の対象が決まることも有り得るため、県の貸付資金としての平等な立場が保持できなくなる恐れがある。

#### ②債権管理・回収手続きの適切性

債権管理・回収手続きの適切性について、上記平成20年度の一連の取引にて確認したところ、手続きは適切に行われていることを確認した。

#### ③長期滞留債権の管理他

滞留債権は資金設立以来生じておらず、また転貸であることから長期滞留は生じえず、検討は省略する。

#### ④貸付金の使途

一度貸付を受けた後に再度運転資金が必要となったため、資金の借り換えが繰り返し行われている実態が存在する。その主な理由は、木材市場での取引が現金取引によるものであるため、運転資金が多額に必要となるからである。なお、この様な場合、一度認定を受けた計画も改めて再度計画認定を受けることとなる。

### 4. 林業就業促進資金

#### (1) 概要

##### ①制度の概要

新たに林業に就業しようとする者の円滑な就業を支援するため、森林整備センターに、9,300千円を就業に必要な研修その他就業の準備に必要な資金として、平成9年度に無利子で貸付けたが、当該貸付金の平成14年度からの償還に伴い、償還額を再度貸付することで、さらに就業の促進を図るものである。

林業制度資金において、林業への新規就業者に対する就業支援資金は他にはないため、林業を再生・振興する上で必要不可欠な資金である。

なお、根拠法令等として「林業労働力の確保の促進に関する法律」「大分県林業就業促進資金貸付金貸付等要領」が存在する。

##### ②貸付事業について

国庫から3分の2、一般会計から3分の1を財源に基金を造成し、森林整

備センターを通じた無利子の貸付を行っている（転貸）。

償還期間は21年以内（5年以内の据置期間を含む）であり、保証人・担保等不要である。

森林整備センターへは当初貸付の平成9年度末から平成14年度の最初の償還から毎年581千円の償還を受けているが、森林整備センターの残高が常に一定額（9,300千円）になるように毎年貸付を行っている。

なお、貸付実績は制度開始来行われておらず、貸付実績は存在しない。

### ③貸付手続・審査

貸付金の申請を行う際には、森林整備センターへ貸付申請書を提出する。

その後、県において当該申請に係る貸付金の申請が、法令等に違反していないかどうか、事業の目的及び内容が適正かどうか、金額の算定に誤りがないか等を調査することになり、その結果問題がなければ森林整備センターを通じて貸付決定を行うことになる。

### ④滞納処理

制度開始以来、貸付実績はなく、また森林整備センターを通じた転貸であるため、延滞時の処理手順は存在せず、延滞の処理については省略する。

## （2）監査手続

①森林整備センターへの貸付に関する書面の整備が適切になされているか確認した。

②制度開始以来、貸付実績がない理由を確認した。

なお、貸付手続の合規性、債権管理・回収手続きの適切性、長期滞留債権の管理他について、サンプルを抽出し、検討を行うべきであるが、制度設立以来貸付は行われていないため、検討は不要である。

## （3）監査結果

### ①貸付に関する書面の整備

県と森林整備センターとの資金のやり取りについての書面は適切に管理されており、問題は認められない。

### ②貸付実績がない理由

林業への新規就業者の技能・技術習得を支援する同様の制度として、「緑の雇用担い手対策事業」制度があり、この制度を利用する事業者が多いことが

大きな理由である。

**【監査意見】**

林業就業促進資金貸付金制度は、設立以来貸付実績がなく、資金の存在意義に疑問を感じざるを得ない。

貸付実績が存在しないのは、貸付制度自体のPR不足も影響しているのではないかと考えられるため、PRの方法等を検討しなおす必要がある。

## 第4.5 沿岸漁業改善資金特別会計

### 1. 特別会計の概要

#### (1) 設置目的

沿岸漁業改善資金助成法の規定に基づき、同法の政府助成制度の対象となる貸付を実施するため、昭和54年10月10日にこの特別会計が設置された。

#### (2) 関連法令等

法令	大分県規則・要領
沿岸漁業改善資金助成法	大分県沿岸漁業改善資金貸付規則
沿岸漁業改善資金助成法施行令	大分県沿岸漁業改善資金貸付基準
沿岸漁業改善資金助成法施行規則	大分県沿岸漁業改善資金事務処理要綱 大分県沿岸漁業改善資金滞納整理事務処理要領

#### (3) 所管部署

農林水産部団体指導・金融課

#### (4) 事業の概要

沿岸漁業従事者が漁業経営もしくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として、自主的に近代的な漁業技術等、沿岸漁業の経営方法等を導入することを促進、助長するために、次の資金を沿岸漁業者に無利子で貸付ける。  
なお、貸付の原資は、国の補助金（3分の2）、県の一般会計からの繰入金（3分の1）である。

	平成21年度 貸付枠	償還期間 限度額	内容	貸付対象者
経営等改善資金	148,500千円	2-10年 20,000千円	近代的な漁業技術等の導入資金(設備購入資金)	沿岸漁業を営む個人、組合等
生活改善資金	1,500千円	2-7年 1,500千円	合理的な生活の導入(生活資金)	沿岸漁業の従事者、組織団体
青年漁業者等養成確保資金	50,000千円	5-10年 50,000千円	漁業の基礎形成に必要な資金(漁船購入等の開始資金)	青年漁業者、沿岸漁業労働従事者、組織団体等

## (5) 歳入及び歳出の状況

単位：千円

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
前年度繰越金	203,695	233,300	256,279	304,442	321,758
償還金	104,778	90,248	90,498	71,108	67,459
他会計繰入金	1,324	951	523	961	806
諸収入	243	402	984	1,762	2,182
歳入合計	310,040	324,901	348,284	378,273	392,205
貸付金	75,279	67,304	42,817	55,450	61,960
業務費用	1,460	1,318	1,025	1,065	1,263
歳出合計	76,757	68,622	43,842	56,515	63,223
翌年度繰越金	233,300	256,279	304,442	321,758	328,982
収入未済額	20,721	24,291	25,621	27,888	28,923

※貸付勘定（貸付に係る収入及び支出の経理）と業務勘定（貸付の事業に関する事務費に係る収入及び支出の経理）を合算して記載している。

※収入未済額は、償還金の未収額であり、延滞債権残高と一致している。20年度末の延滞先は5件となっている。すべて「青年漁業者等養成確保資金」である。

※業務費用は、主に大分県漁業協同組合への事務委託費である。

※平成21年3月末現在の貸付金残高は、280,210千円である。

## (6) 予算規模

平成21年度 202,169千円(平成20年度 202,213千円)

(内訳)

貸付金 200,000千円(財源 償還金83,818千円、繰越金116,187千円)

貸付事務費 2,169千円(財源 一般会計繰入金)

## (7) 貸付の状況

単位：千円

年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
貸付額	75,279	67,304	42,817	55,450	61,960
経営等改善	74,479	67,304	24,817	35,450	54,560
生活改善	800	—	—	—	—
青年漁業者	—	—	18,000	20,000	7,400



## 2. 貸付事務

### (1) 概要

#### ①貸付条件

- i) 償還期間（据置期間含む）及び限度額は、資金使途（種類）により細かく定められている（沿岸漁業改善資金助成法施行令（以下、「令」とする。）第2条、沿岸漁業改善資金助成法施行規則第1条）。これを基に大分県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下、「大分県規則」とする。）第2条で資金の種類及び貸付の内容並びに沿岸漁業従事者等ごとの貸付限度額及び償還期間等の細則を規定している。なお、重複して貸付けた場合の1沿岸漁業従事者等の貸付限度額は、5,000万円である（大分県規則第3条）。
- ii) 担保又は保証人が必要（沿岸漁業改善資金助成法（以下、「法」とする。）第6条）。連帯保証人を優先し、保証人がない場合に担保提供を求める（大分県規則第5条）。連帯保証人の人数は、金額に応じて1～3人（大分県沿岸漁業改善資金事務処理要綱（以下、「大分県要綱」とする。）第30条）
- iii) 延滞利息は、延滞金額につき年12.25%（法11条）

#### ②貸付事務手続

##### i) 事務の委託

事務の一部（貸付の決定を除く）を漁業協同組合連合会その他政令で定める法人（漁業協同組合並びに農林中央金庫）に委託することができる（法13条、令第9条）。具体的には貸付に係る債権の保全及び取立てに関する事務を委託することができる（令第8条）。大分県は、貸付の決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定を除き、大分県漁業協同組合に委託している。（大分県規則第12条）

##### ii) 借受資格（大分県規則第4条）

- ア) 沿岸漁業の従事者である個人、沿岸漁業の従事者である個人の組織する団体又は沿岸漁業を営む会社（常時使用する従業員数20人以下）であること。

(注) 沿岸漁業の定義は、法第2条に規定されている。漁船を使用する場合は、無動力漁船及び総トン数20トン未満の動力漁船（小型の漁船）で行う水産動植物の採捕の事業が対象となる。漁具を定置して行う水産動植物の採捕、水産動植物の養殖の事業も対象となる。

- イ) 資金の種類に属する資金内容に係る事業等を適正に実施することが見込まれること。大分県沿岸漁業改善資金貸付基準により判断。

ウ) 沿岸漁業の従事者である個人の組織する団体のうち、法人格のない団体は、実体的活動を現に行っている（一部資金については、近い将来に行うことが確実なものを含む）ことやその規模・内容等が適当であること等が必要である。

iii) 貸付の申請と決定（大分県規則第6条、第7条）

ア) 貸付申請書に各資金の種類ごとの事業計画書を添えて、原則、事務委託機関を経由して知事に提出する。

※事務委託機関は、「金融上の意見書」を添えて、振興局長に送付する。（大分県要綱第3条）

※沿岸漁業改善資金地区運営協議会を設置している場合は、振興局長は、地区運営協議会の当該貸付申請の適否に関する意見及び貸付の決定に参考となるべき資料等を添えて知事に進達する。地区運営協議会は、東部、中部、南部、北部の各振興局に置かれている。

イ) 知事は、地区運営協議会の意見を斟酌して、法第8条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付を決定する。貸付決定通知書により通知（申請者、事務委託機関、振興局長）。貸付をしない旨を決定した場合も同様。

ウ) 貸付決定通知書を受け取った申請者は、借用証書を事務委託機関を経由して提出。

iv) その他（大分県規則第9、10、11、13条他）

ア) 貸付金の使用完了後20日以内に事業実施報告書（領収書写を添付）を貸付申請手続きに準じて知事に提出する。一定の資金については、証明書等の添付が必要。振興局長は、借受者調査書兼貸付確認調書を作成して、団体指導・金融課に送付。

イ) 支払猶予は、支払猶予申請書に知事が指定する者の証明書（例 火災の場合は、市町村長）を添え、償還期限の30日前までに事務委託機関及び振興局長を経由して知事に提出。相当と認めるときは、直ちに支払いの猶予を決定し、支払猶予決定通知書により通知する。

ウ) 知事は、必要があると認めるときは、貸付を受けた者又は事務委託機関から必要な報告を求め、又は職員に貸付金に関する帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

エ) 資金の交付は、大分県漁業協同組合（以下、漁協という）の特別口座に振替送金し、漁協は即日借受者の口座に振替送金しなければならない。漁協は、その後交付状況精算報告書を知事（団体指導・金融課）に提出する。（大分県要綱第14、15、16条）

- オ) 貸付金の償還は、納入通知書を漁協を経由して借受者に送付。借受者は漁協の特別口座に振り込み又は現金納付する。漁協は振込日から起算して5営業日以内に指定金融機関に納入する。(大分県要綱第20～26条)
- カ) 漁協は、指定金融機関に償還金を納入後、5日以内に委託金徴収報告書を作成して、知事(団体指導・金融課)に提出する。また、償還金が30日を経過してなお償還されないときは、その理由を借受者ごとに調査して、延滞状況報告書により10日以内に提出する。さらに、毎月末ごとに当月の貸付状況、貸付残高及び延滞等の状況がわかるように貸付・償還等報告書により翌月の10日までに提出する。(大分県要綱第25、35、36条)
- キ) 漁協は、委託手数料を、委託手数料請求書により翌年度の4月10日までに請求する。(4月30日までに支払う)。手数料率は、貸付支出ベース1.0%、償還ベース0.5%となっている。また、6か月以上延滞の取立に対する奨励金があり(払込額の3%)、延滞取立奨励金請求書により四半期毎に請求する(大分県要綱第38、39条)。手数料率については、事務委託契約書で定められている。
- ク) 漁協は、借受者毎に沿岸漁業改善資金管理簿を備え付け、記帳しなければならない。(大分県要綱第42条) 10年保管。収納済票、現金払込票・領収書は5年保管。

## (2) 監査手続

- ①大分県沿岸漁業改善資金貸付基準を入手し、貸付審査の基準等を確認した。
- ②貸付審査が適正に行われているか確認した。
- ③漁協への委託手数料の計算について妥当性を検討した。

## (3) 監査結果

### ①貸付審査の基準等

大分県沿岸漁業改善資金貸付基準は、実際には資金毎に貸付の対象となる相手方と貸付申請書の提出期日・貸付決定時期を定めているに過ぎず、個々の貸付の適否を判断する際の基準とはなっていない。ただし、審査書類としてどのようなものを徴求するかについては、各年度の審査スケジュールとともに別途関係者に連絡した書面に記載されていた。

### 【監査意見】

本資金については、法令の定める貸付対象者に該当すれば、実質要件と

しては「資金の種類に属する資金内容に係る事業等を適正に実施することが見込まれること。」という要件があるのみで、後は形式要件（提出書類、連帯保証人）を満たせば、定められた貸付条件の範囲内で必要資金を行うことは可能である。しかしながら、振興局・地区運営協議会で意見書を出す場合や直接団体指導・金融課がヒアリングを行う場合には、個々のチェック項目（計画の実施可能性、償還財源の見通し、保証人要件、貸付条件等）が実際には存在するものと思われる。これらチェック項目や提出書類の一覧表を「大分県沿岸漁業改善資金貸付基準」に記載するのが望ましい。少なくとも、地区運営協議会の意見書には、チェック項目を審査したことが明らかとなるような書面を添付して報告させる必要がある。

## ②貸付審査の適正性

サンプリング（7件）により、貸付の種類、貸付の内容、貸付限度額、償還期間等の貸付要件の妥当性について検討した結果、全てにおいて適切に要件を充たしており、妥当性に問題は認められなかった。

また、貸付申請書・事業計画書・借用証書等の必要書類についても全て漏れなく、適切に作成されており、問題等は認められなかった。

## ③漁協への委託手数料の計算の妥当性

大分県漁業協同組合から県への請求書入手し、委託手数料が所定の料率で適正に計算されているか検討した結果、特に問題はなかった。

# 3. 滞納整理業務

## (1) 概要

### ①滞納整理事務

沿岸漁業改善資金の償還金の滞納整理については、大分県債権管理規則に定めるもののほか、大分県沿岸漁業改善資金滞納整理事務処理要領の定めるところによる。

#### i) 督促状の発送

県は、滞納者に対して納入期限から20日以内に督促状を発送する。

#### ii) 延滞状況の報告

事務委託機関（大分県漁業協同組合）は、納入期限から30日を経過して

なお償還されないときは、その理由を滞納者ごとに調査し、延滞状況報告書にて10日以内に県（団体指導・金融課）に提出する。

### iii) 催告状の発送等

#### ア) 納入期限後3月経過した場合

県（団体指導・金融課）は、滞納者に対し催告状Ⅰを、連帯保証人に対し納入依頼書Ⅰを送付。関係振興局及び漁協は滞納者と面接を行い、誓約書Ⅰを提出させる。

#### イ) 納入期限後6月を経過した場合

県（団体指導・金融課）は、滞納者に対し催告状Ⅱを、連帯保証人に対し納入依頼書Ⅱを送付。団体指導・金融課は、関係振興局及び漁協は滞納者及び連帯保証人と面接を行い、誓約書Ⅱを提出させる。

#### ウ) 上記ア) イ) により誓約書を提出した場合

県（団体指導・金融課）は、滞納者に対し催告状Ⅲを、連帯保証人に対し納入依頼書Ⅲを送付する。

### iv) 連帯保証人の追加、公正証書の作成、訴訟手続等

滞納者及び連帯保証人が、県の指導に応じない場合は、連帯保証人の追加・変更又は担保の追加・変更を求めることができる。それによっても債権回収に進展が見られない場合は、債務承認弁済契約公正証書を作成する。納入期限を相当期間以上経過し、債権回収に進展が見られない滞納者に対しては、担保権の実行や訴訟手続による履行の請求、最終手段として公正証書による債務名義に基づく強制執行の措置を講じる

## (2) 監査手続

- ①延滞債権回収手続が、大分県沿岸漁業改善資金滞納整理事務処理要領等に則して適正に実施されているかどうか、回収関係書類を閲覧し確認した。
- ②違約金の請求と徴収がなされているか確認した。
- ③不納付欠損処理の状況を確認した。

(3) 監査結果

①延滞債権回収手続について

平成20年度末延滞債権（すべて青年漁業者等養成確保資金）

単位：千円

貸付先	貸付年度	貸付金額	延滞残高	返済の状況	備考
A	平成9年度	18,000	11,221	連帯保証人が18万/年返済を約束	・長期延滞のため違約金が累積している
B	平成10年度	10,000	7,900	連帯保証人が1万/月返済中	・長期延滞のため違約金が累積している
C	平成12年度	8,000	6,880	連帯保証人が4万/月返済中	・借入用途の漁船を無断で売却（後日判明したが、売却代金を回収できず） ・長期延滞のため違約金が累積している
D	平成11年度	20,000	2,022	H21.7で延滞分完済、残額は平成21年度分のみ	-
E	平成15年度	10,000	900	H21.8の交渉にて、10万/月返済を約束	-

平成20年度末で延滞となっている上記の5件について、回収手続及び現在の回収状況について、確認したが、回収手続上の問題は、特になかった。

また、定期的に債務者や連帯保証人と面談を行っており、いずれも少額ではあるものの、返済は続けられている。

【監査意見】

貸付契約上、連帯保証人は徴収するものの、担保は基本的に徴収しないこととなっている。そのため、貸付用途である船舶等が無断で売却された場合、その代金を回収するすべがなく、未収債権の回収が進みにくい状況がおきている。船舶等貸付用途の動産についての担保の徴収について検討

が必要と考える。

## ②違約金の請求と徴収について

平成20年度末で延滞となっている5件のうち、長期延滞である3件は、回収金額を元金に充当しており、元金返済終了後違約金を計算し請求する予定である。短期延滞である2件は延滞元金回収の都度違約金を徴収している。

### 【監査意見】

長期滞納者の3名については、回収額を元金に充当しており、違約金が累積し続けている。その最終処理をどのようにするのか、検討が必要である。

## ③不納欠損処理の状況

これまで不納欠損処理を行った債権はない。

## 第4.6 流通業務団地造成事業特別会計

### 1. 特別会計の概要

#### (1) 設置目的

地方自治法第209条第2項の規定に基づき、流通業務団地造成事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、平成8年4月1日にこの特別会計が設置された。

#### (2) 関連法令等

法令	大分県規則・要領
流通業務市街地の整備に関する法律	大分県流通業務団地造成事業特別会計設置条例

#### (3) 所管部署

商工労働部企業立地推進課

#### (4) 事業の概要

「流通業務市街地の整備に関する法律」に基づく流通業務団地造成事業であり、次の事項を目的としている。

- ①本県の地理的特性及び港湾や高速道路網整備の進展を活かして、東九州における広域的な商流・物流・情報交流の拠点を形成することに加え、大分市東部地域での県外大手企業の進出や設備投資に対応するため、加工組立型企業の集積を図る。
- ②集団化、共同化等による物流効率化の推進拠点として整備することにより、県内流通企業の経営体質の改善、競争力の強化を図る。
- ③県内外の流通関連企業の集積を進めることにより、県経済の活性化及び雇用の拡大に資する。

#### 事業の主な経緯

平成5年度	流通拠点整備基本構想策定
平成9年度	用地取得（～平成10年）、関連工事着手（～平成13年）
平成10年度	本体工事着手（～平成14年）
平成13年度	1工区分譲開始（12月）
平成14年度	2工区分譲開始（10月）



## (5) 歳入及び歳出の状況

単位：千円

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
財産売却収入	618,452	541,812	698,998	877,142	900,494
財産賃貸収入	8,429	1,060	7,001	9,383	8,723
諸収入	3	2	216	1,144	769
起債収入	—	3,011,000	5,499,000	—	—
基金繰入金収入	179,450	—	1,000,000	—	—
前年度繰越金	—	2,861	714	828	1,672
歳入合計	806,334	3,556,735	7,205,929	888,497	911,658
維持管理費	9,655	12,521	39,856	10,615	8,251
起債償還金	—	3,011,000	6,499,000	252,000	—
起債利子	179,450	136,286	113,867	112,320	111,581
基金積立金	614,368	396,214	552,378	511,890	789,802
次年度繰越金	2,861	714	828	1,672	2,024
歳出合計	806,334	3,556,735	7,205,929	888,497	911,658

## (6) 予算規模

平成 21 年度 1,405,932 千円 (平成 20 年度 609,754 千円)

(内訳)

流通業務団地造成事業費 498,566 千円(財源 土地売却等の財産収入)

公債費 907,366 千円 (財源 土地売却等の財産収入 108,366 千円、

減債基金からの繰入金 799,000 千円)

## (7) 減債基金の状況

単位：千円

年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
期首残高	732,636	1,165,874	1,565,119	1,121,142	1,640,642
繰入額	611,931	398,363	552,378	511,890	789,802
運用利息	757	882	3,645	7,610	12,781
繰出額	179,450	0	1,000,000	0	0
期末残高	1,165,874	1,565,119	1,121,142	1,640,642	2,443,225

※土地売却収入から、県債償還利子額等を控除して積立て、将来の県債償還に充当するものである。

## (8) 県債の残高

単位：千円

年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
期首残高	12,254,000	12,254,000	12,254,000	11,254,000	11,002,000
借入額	0	3,011,000	5,499,000	0	0
返済額	0	3,011,000	6,499,000	252,000	0
期末残高	12,254,000	12,254,000	11,254,000	11,002,000	11,002,000

## 2. 分譲の状況

## (1) 大分流通業務団地の概要

大分流通業務団地は、大分市の東部に位置し、国道 197 号大分東バイパスに隣接し、東九州自動車道大分宮河内 I C (約 2 km) や大分港大在コンテナターミナル (約 6 km) へのアクセスに優れている。

所在地	大分市大分流通業務団地
事業主体	大分県
面積	開発区域面積 85.2ha 分譲面積 29.6ha
主な対象施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貨物取扱施設 (トラックターミナル等)</li> <li>・ 倉庫施設</li> <li>・ 荷さばき施設</li> <li>・ 運送業、倉庫業、卸売業の事務所・店舗</li> <li>・ 製造業、小売業等の配送センター</li> <li>・ 卸売市場</li> <li>・ 流通加工等工場、自動車関連施設、駐車場</li> <li>・ 物流関連施設を併設する工場 (ただし、建築基準法別表第二 (ぬ) 項第一号に掲げる工場以外のもの)</li> </ul>



当初は、流通業のみの分譲であったが、計画通りの分譲が進まなかったこともあり、早期分譲のためには流通業だけでなく幅広い業種をターゲットとした分譲が必要なことから、平成17年度に入居規制の法的緩和を行い、製造業への分譲を可能にした。

#### 流通業務団地の契約状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
契約件数*1	6(0)	2(0)	5(1)	6(1)	4(0)
区画数	9	5	6	8	5
分譲面積(m <sup>2</sup> )	18,789	15,800	25,565	27,377	35,355
分譲価格(千円)	618,452	541,812	806,819	913,432	900,494

\*1 ( )内は、契約件数のうち、貸付特約付土地売買契約の件数を表す。

#### (2) 監査手続

- ①契約の状況について確認した
- ②貸付特約付土地売買契約の内容について確認した

#### (3) 監査結果

##### ①契約の状況

収支計画では、毎年度6億円(ただし平成35年度からは5億円)の売却収入を予定しており、平成20年度までその計画はほぼ達成できている。

##### ②貸付特約付土地売買契約について

貸付特約付土地売買契約は、貸付期間を3年、期間中の賃料を年額土地販売価格の1%、3年後にその土地を売買する契約で、契約時に保証金として土地販売価格の10%を預かり、契約の解除があった場合には、違約金として土地販売価格の10%を徴収するものである。なお、建物等の保証金の徴収はしていない。

借主が建物の所有権等の権利設定又は移転を行う場合には、県の承認が必要となる。借主がこれに違反した場合は、契約が解除となり、土地の原状回復義務を負うことになっている。

また、賃料を土地販売価格の1%としているのは、固定資産税相当額を負担してもらうためである(固定資産税の課税標準額を販売価格の7割と想定し、その価格に1.4%を乗じたもの)。

### 【監査意見】

保証金を土地のみに限定しているため、売買前の貸付期間中に買主（借主）が建物等の設備を建築し、その建物等を県に相談なく無断で転売又は貸付をした場合は借地権に関するリスクがあるため、その回避方法について十分な検討が必要と考える。

## 3. 流通業務団地立地促進補助金

### （1）概要

大分流通業務団地の用地を購入し、事業を営む者には県から補助金が交付される。補助金はこの特別会計からではなく、一般会計から支出される。

#### （補助金交付の対象者）

大分流通業務団地の用地を購入した事業者

#### （補助率等）

原則：設備投資額の 20%以内かつ用地取得費の 40%以内

特認：設備投資額の 20%以内かつ用地取得費の 60%以内

※特認は、知事の承認が必要である。

一般会計より支出した補助金は次のとおりである。

単位：千円

年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
件数	5	2	5	3	3
補助金額	76,420	53,420	446,940	394,510	130,060
（特認件数）	-	-	(1)	(1)	-
（特認補助金額）	-	-	(181,660)	(106,570)	-

なお、補助金による取得した土地を売却するには、知事の承認が必要である（大分県流通業務団地立地促進補助金交付要綱第 6 条に規定）。

### （2）監査手続

①補助金交付の効果とその意味合いについて確認した。

②知事特認とした 2 件について、その理由を確認した。

③一般会計から交付される補助金の財源を確認した。

### (3) 監査結果

#### ①補助金交付の効果とその意味合い

現状では収支計画の売却収入目標を達成できており、補助金交付の効果が現れているといえる。ただし、土地の売却収入を将来の県債の償還原資とするために、補助金を特別会計からの支出ではなく、一般会計からの支出としていることから、この補助金は実質的には土地売買代金の値引きといえる。

#### ②知事特認とした2件の理由

知事特認とした2件は、平成17年度に入居規制を緩和し、製造業への分譲が可能となった宅盤への初期の入居であり、その後の製造業誘致の呼び水とするためがその理由であった。

#### ③一般会計から交付される補助金の財源

補助金の財源は、一般財源であり、国からの交付金や特別会計からの繰入金等ではない。

## 4. 今後の収支見通し

### (1) 概要

次のような前提条件を設定し、平成40年度までにすべて造成地を売却、償還を終える計画となっている。

#### ○前提条件

- ・ 造成が未完了の第3工区を平成28～29年度に8億円にて実施
- ・ 第3工区を含めた売却が平成40年度までにすべて完了  
(600,000千円/年の売却収入、平成35年度以降500,000千円/年)
- ・ 起債の利息1.5%
- ・ 維持管理費 15,000千円/年

### (2) 監査手続

①今後の収支計画の内容について、ヒアリング等にて確認した。

### (3) 監査結果

①今後の収支計画の内容について

当初の計画では、平成15年度に全工区の宅盤を完売するはずであった。しかし、総区画数109に対し、平成20年度において、未整備である3工区を含めた分譲率は34.9%である。このような状況の中、平成15年度に、事業計画を平成40年度まで延長し、更なる企業誘致活動を行うものとした。

見直しの計画では、その間の維持経費等として、年間15,000千円程度を予定しており、また、未整備である3工区の造成費用として8億円の支出を見込んでいることから、事業費の負担も残されている。

【監査意見】

インフラの見直し等により、出来るだけ収益性の高い団地の造成に努め、宅盤の早期売却により、補助金の増額など一般会計の負担のかからない運営を行う必要がある。

○大分流通業務団地収支計画（平成40年度）

特別会計

単位：千円

		実績額 合計	平成 21-25 年度計	平成 26-30 年度計	平成 31-35 年度計	平成 36-40 年度計	合計
収 入	総収入	27,941,219	6,514,392	5,011,000	5,708,000	4,731,365	49,905,976
	起債収入	21,101,000	0	0	0	0	21,101,000
	財産売却収入	5,095,553	3,000,000	3,000,000	2,900,000	2,305,429	16,300,982
	その他収入	41,621	22,392	0	0	0	64,013
	基金繰入金	1,703,045	3,492,000	2,011,000	2,808,000	2,425,936	12,439,981
支 出	総支出	27,941,219	6,514,392	5,011,000	5,708,000	4,731,365	49,905,976
	造成費	12,179,944	0	800,000	0	0	12,979,944
	維持・管理費	100,180	75,106	75,000	75,000	75,000	400,286
	起債償還金	10,099,000	3,492,000	2,011,000	2,808,000	2,691,000	21,101,000
	起債利子	1,440,509	579,308	486,328	331,478	171,825	3,009,448
	基金積立金	4,121,586	2,367,978	1,638,672	2,493,522	1,793,540	12,415,298
収支		0	0	0	0	0	

## 減債基金

単位：千円

	実績額 合計	平成 21-25 年度計	平成 26-30 年度計	平成 31-35 年度計	平成 36-40 年度計	合計
積立額	4,122,233	2,367,978	1,638,672	2,493,522	1,793,540	12,415,945
基金運用利息	24,036	0	0	0	0	24,036
取崩額	1,703,045	3,492,000	2,011,000	2,808,000	2,425,936	12,439,981
残高	2,443,224	1,319,202	946,874	632,396	0	

## 起債

単位：千円

	実績額 合計	平成 21-25 年度計	平成 26-30 年度計	平成 31-35 年度計	平成 36-40 年度計	合計
借入額	21,101,000	0	0	0	0	21,101,000
返済額	10,099,000	3,492,000	2,011,000	2,808,000	2,691,000	21,101,000
残高	11,002,000	7,510,000	5,499,000	2,691,000	0	

## 補助金

単位：千円

	実績額 合計	平成 21-25 年度計	平成 26-30 年度計	平成 31-35 年度計	平成 36-40 年度計	合計
補助金支出額		1,200,000	1,200,000	1,160,000	922,170	4,482,170
総支出額(一般会計)	1,122,440	2,322,440	3,522,440	4,682,440	5,604,610	

※補助金は用地費の40%で試算



#### 第4.7 県営林事業特別会計

##### 1. 特別会計の概要

###### (1) 設置目的

県有林産物の生産及び処分並びに造林事業の適正、かつ、円滑な運営を図るため、昭和31年4月1日にこの特別会計が設置された。

###### (2) 関連法令等

法令	大分県規則・要領
—	大分県営林事業特別会計設置条例 大分県県行分収造林規則 大分県県営林規則

###### (3) 所管部署

農林水産部森林整備室

###### (4) 事業の概要

県営林事業は、県営林の管理（造成事業）と処分（伐採事業）とに区分され、造成事業は主に植林・間伐・巡視等による管理を、伐採事業は主伐・間伐を行っている。

県営林の現況は次表のとおりである。

種別	林班数	面積(ha)	土地所有者	備考
県有林	100	2,355.95	県	土地及び立木は県所有
二者分収	214	3,900.18	県以外	県有地以外に県が造林したもの
三者分収	66	1,039.12	県以外	県有地以外に県が造林したもの
県民有林	1,729	9,568.06	県以外	旧林業公社から引継いだ森林
合計	2,109	16,863.31		

分収林：県有地以外に県が造林したもので、二者分収（契約当事者が県及び土地所有者の場合）と、三者分収（契約当事者が県・土地所有者及び費用負担者の場合）とがある

旧県営林：県民有林を除く県有林と二者分収、三者分収を指す

なお、この特別会計においては、県営林事業の収支に余剰が生じたときは一般会計へ繰り出し、不足が生じたときは一般会計から繰り入れするものとして

おり、県営林事業を独立した会計とすることによって、大分県が主体となって造林、森林資源の造成・保全を行い、大分県と大分県民が森林資源から利益を獲得し、生活と産業の活性化を図り、県営林事業の採算性を把握し、その効率を高めることとしている。

(5) 歳入及び歳出の状況

単位：千円

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
使用料及手数料	37	37	36	36	36
国庫支出金 *1	16,800	5,468	19,193	93,588	29,207
財産収入 *2	70,134	36,285	121,345	48,798	78,290
一般会計繰入金	322,088	210,712	256,101	293,610	312,119
前年度繰越金	5,804	4,681	8,174	91,667	42,509
諸収入	13,431	12,627	18,146	13,368	17,166
県債	1,261,000	26,000	—	41,000	21,000
歳入計	1,689,294	295,810	422,995	582,067	500,327
県営林事業費	1,684,613	287,636	331,328	379,486	342,760
県民有林事業費	—	—	—	73,059	115,942
次年度繰越金	4,681	8,174	91,667	42,509	41,625
歳出計	1,689,294	295,810	422,995	495,054	500,327

\*1 造林奨励費補助金等

\*2 立木売払収入及び土地貸付料

(6) 予算規模

平成 21 年度 481,272 千円(平成 20 年度 468,911 千円)

(内訳)

県営林事業費 340,488 千円 (財源 一般会計繰入金 211,809、県債 64,000、財産収入 52,231、諸収入 12,411、その他 37)

県民有林事業費 140,784 千円(財源 一般会計繰入金 86,986、財産収入 49,464、諸収入 4,334)

2. 全般的事項

(1) 概要

①一般会計への繰出金、一般会計からの繰入金

大分県の県営林は、明治35年の模範林設置に始まり、水源林の造成等を通じた森林の公益的機能の発揮、公有林野県行造林の推進による地域産業の振興、県基本財産の造成及び民有林業の模範を示すなど、大分県の森林・林業・木材産業の振興に大きな役割を果たしてきた。

昭和25年に着手した日出生台事業（面積1,390ha、林積240,000m<sup>3</sup>）による県財政の建て直しや、その後も伐採収入を一般会計に繰り出すなど県財政に寄与したが、昭和46年以降は一般会計から繰り入れを行っており厳しい経営状況となっている。

一般会計への繰出金、一般会計からの繰入金の状況

単位：千円

	昭和24年度～ 昭和43年度	昭和44年度～ 昭和63年度	平成1年～ 平成20年度	合計
繰出金 a	1,091,194	0	0	1,091,194
繰入金 b	0	1,511,039	5,121,780	6,632,819
差引(a-b)	1,091,194	△1,511,039	△5,121,780	△5,541,625

## ②公債の発行、償還

県債の発行については、農林漁業金融公庫からの資金を地方公営企業等金融機構が代理貸しをすることで調達してきた。

しかし、平成20年10月からは日本政策金融公庫からの資金を地方公営企業等金融機構が代理貸しをすることとなり、公債の発行は全てこのルート行われている。

### i) 公債発行の状況

県債の発行と償還の状況は次のとおりである。

県債の状況

単位：千円

	公有林造林資金			施業転換資金		
	借入額	償還額	年度末残高	借入額	償還額	年度末残高
平成15年度末			3,162,174			0
平成16年度	32,000	1,372,795	1,821,379	1,229,000	—	1,229,000
平成17年度	26,000	87,765	1,759,614	—	—	1,229,000
平成18年度	—	77,610	1,682,004	—	50,061	1,178,939
平成19年度	41,000	67,039	1,655,965	—	44,722	1,134,217
平成20年度	21,000	61,987	1,614,978	—	39,257	1,094,960

ii) 公債の発行の必要性について

公債の発行については、事業費の不足額を賄う程度の金額を起債している。なお、平成16年度の12億円超の資金調達は、長伐期施業への転換に伴う公債の借り換え資金としての資金調達であり、平成16年度の事業の不足金額ではない。

すなわち、木材価格の下落により償還財源の確保どころか事業に不足分がここ10年間毎年生じており、管理費については一般会計からの繰り入れにて全額充当している。

なお、借入金額は造成事業の効率化等で削減方向である。

iii) 公債の発行手続きについて

実際に公債の発行が必要になった際には、森林整備室県営林整備班が起案することとなり、起案書類の保管も行っている。

iv) 償還手続について

公債の償還については、返済財源の確保が困難であるため、一般会計から繰り入れを行い、償還している。

(2) 監査手続

公債の発行手続きについて、所定の書類が整備され、適法に発行手続が行われているか、実際の公債の発行手続について検討する。

(3) 監査結果

公債の発行手続きについて、サンプリングにて実際の公債発行の手続について検討した結果、所定の書類は整備され、適法に発行手続が行われていることを確認した。

(サンプリング対象)

平成20年度 公有林造林資金 21,000千円の借入の件

起案書 決済日	H21. 2. 3
借入申込日	H21. 2. 3
貸付通知書	H21. 3. 10
公有林造林資金事業完成報告書・事業竣工	H21. 3. 13
貸付実行日	H21. 5. 21

### 3. 県営林事業

#### (1) 概要

##### ①事業の概要

県営林（県が管理している森林：16,863.31ha）のうち、旧林業公社より引き継いだ県民有林を除く、旧県営林（県有林、二者分収、三者分収）に対し、次の事業を行っている。

##### i) 伐採事業

森林の公益性機能の発揮、地域産業振興への寄与、県基本財産の造成等の基本方針をもとにして、県有林及び分収林の造成を行っており、これらの事業推進の財源を確保するため、主伐及び利用間伐を実施している。

また、広葉樹林化促進対策として人工林整理伐により、針広混交林化を促進し健全な森林を造成している。

##### (現況)

- ・ 県有林は、長伐期施業に移行しており、主伐する森林は少ない。
- ・ 分収林は、契約期限満了までに主伐を実施して、収益分収の後、土地を土地所有者に返還することを原則としているが、土地所有者が伐採後の再造林回避ため、契約延長を希望する場合は現地調査等を踏まえ、分収権買取（土地所有者が県持ち分を買い取る）または材積分収（県持ち分を抜き切りして土地所有者分は立木の状態で返還する）により処分することもある。

##### ii) 造成事業

県営林は、戦後植栽された育成途上の林分が大部分を占めており、現在の保育管理が伐採到来時の価格に大きく影響するため、保育管理に重点を置くとともに、県営林の基本方針である公益的機能の増進、県基本財産の造成、民有林の模範林的経営を目指しながら、経済的・合理的経営を図っている。

特に、県有林については、長伐期施業に伴い、人工林整理や列状間伐等の導入により長期育成循環施業の推進に努めている。

##### (現況)

- ・ 主伐収入の減少により事業費の縮小  
→ 保育に重点を置き、間伐実施等、森林の公益性機能の増進を目的とした施業の促進中
- ・ 作業道等基盤整備が遅れ、山林作業者の減少、高齢化  
→ 保育管理の充実が急務であるが、財源確保が困難な状況

iii) 分収造林事業

民有林の森林資源造成の一環として、三者による（県・土地所有者・費用負担者）分収造林方式で、造林地の保育及び管理に必要な事業を実施している。

分収林の収益については、大分県県行分収造林規則第7条に規定されており、下表の割合によって分収される（ただし、契約当事者の協議により分収の割合を変更することができる）。

契約形態	契約当事者	分収の割合
県及び土地所有者の二者が契約当事者となるもの	県	60/100
	土地所有者	40/100
県、土地所有者及び費用負担者の三者が契約当事者となるもの	土地所有者	40/100
	県	60/100 に対する
	費用負担者	費用負担割合

②歳入／歳出の状況（5か年）

県営林の事業区分毎の歳入歳出の状況は下表のとおりである。

I. 伐採事業

単位：千円

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
造林補助金	—	—	2,761	7,430	5,159
財産収入	70,134	36,285	121,345	44,815	39,515
歳入合計	70,134	36,285	124,106	52,245	44,674
素材生産委託	—	—	5,418	14,634	13,620
分収交付金	46,096	13,757	1,016	3,543	1,376
素材販売精算金	—	—	—	21,110	—
償還金利子	—	—	—	—	12,210
繰出金	—	—	—	2,117	10,000
その他	8,757	3,232	1,943	2,988	3,604
歳出合計	54,853	16,989	8,377	44,392	40,810
歳入－歳出	15,281	19,296	115,729	7,853	3,864

①財産収入は、県営林の伐採に伴う立木の売払収入と土地貸付料（毎年度300千円程度）である。平成18年度は、販売を目的とした人工林整理伐による売払収入が114,660千円発生している。

- ②素材生産委託とは、人工林整理伐を行い、間伐材から素材（丸太）を生産することを委託するものである。
- ③素材販売精算金とは、当初は材積を概算で算定し、立木の状態のまま販売契約を行う。その後、生産された素材材積により精算し、当初の材積より減じた場合に精算金として相手方に支払うものである。
- ④繰出金は、一般会計への繰出であり、その年の余剰分である。
- ⑤その他の支出の主なものは、主間伐等調査費用と事務費である。

## II. 造成事業

単位：千円

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
造林補助金	13,075	3,028	14,031	18,692	21,922
一般会計 繰入金	314,887	207,309	253,564	236,611	226,450
諸収入 (使用料含む)	2,033	787	8,015	1,476	5,430
県債	1,261,000	26,000	—	41,000	21,000
歳入合計	1,590,995	237,124	275,610	297,779	274,802
新植（再造林）	1,995	—	—	5,933	4,762
保育間伐	26,228	15,939	17,413	11,530	31,533
その他 (直接費)	19,625	14,845	15,699	18,407	8,975
嘱託・委託費	12,533	12,523	19,340	27,051	15,862
給与費（8名）	48,124	49,257	50,998	53,642	57,235
県債償還金	1,496,023	158,052	202,566	182,917	169,162
その他 (間接費)	4,115	2,476	1,968	1,002	1,649
歳出合計	1,608,643	253,092	307,984	300,482	289,178
歳入－歳出	△17,648	△15,968	△32,374	△2,703	△14,376

- ①諸収入の主なものは、立木補償金収入及び森林共済の保険金収入（平成18年度のみ）と企業参画負担金収入（平成20年度のみ）である。
- ②その他（直接費）は、下刈、下枝払、枝打、除伐、被害木処理、防火線、作業道開設・補修に係る費用及び雑賃金である。
- ③嘱託・委託費は、登記嘱託、管理事務嘱託、管理システム委託、監視業務委託、作業道開設委託に係る支出である。
- ④その他（間接費）は、経営計画作成費、調査費、事務費である。

※ 歳出超過部分は、他の事業から発生した繰越金で賄っている形になっている。

### Ⅲ. 分収造林事業

単位：千円

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
造林補助金	3,095	2,440	2,401	1,636	2,126
一般会計繰入金	943	1,076	940	916	894
諸収入	11,398	11,877	10,167	9,938	9,759
歳入合計	15,436	15,393	13,508	12,490	12,779
保育間伐	5,733	4,830	4,625	4,874	4,487
保護管理	2,064	2,453	2,416	1,637	1,644
給与費（1名）	4,238	4,858	4,191	4,454	4,907
その他	3,358	3,207	2,137	1,485	1,735
歳出合計	15,393	15,348	13,370	12,450	12,773
歳入－歳出	43	45	138	40	6

①諸収入は、会社負担金である。

②その他の支出は、監視業務委託費と事務費等である。

#### （2）監査手続

①工事の発注（事務）手続についての合規性・妥当性を、平成20年度の工事のうち6件をサンプリングし確認を行った。

②分収林の契約手続と、分収林契約の満期時の手続の合規性について、平成16年度～平成20年度の契約手続と契約満期時の手続についてサンプルを抽出し、手続き資料の完備と日時等の確認を行った。

③分収林の現状と今後の見通しについて検討を行った。

#### （3）監査結果

①工事の発注（事務）手続についての合規性・妥当性

平成20年度の工事のうち、6件をサンプリングし確認したが、所定の書類の整備状況については、特に問題は認められなかった。



(県営林伐採事業)

事業	種別	事業地	樹種	予定価格	入札等	落札率
素材生産 (人工林整理伐)	県有	宇佐市	スギ・ヒノ キ	11,770,500	指名競争 入札	60.6%
素材生産 (皆伐等)	県有	大分市	スギ	14,847,000	随意契約	95.8%

※素材生産（皆伐等）事業は、他の一連の事業を含む

(県営林造成事業)

事業	種別	事業地	樹種	予定価格	入札等	落札率
再造林	県有	大分市	スギ・ヒノ キ・広葉樹	3,232,950	随意契約	97.4%
保育間伐	二者	豊後大野市	スギ・ヒノ キ	8,421,000	随意契約	91.6%
保育間伐	県有	豊後高田市	スギ・ヒノ キ	11,130,000	随意契約	99.8%

(県営林分収事業)

事業	種別	事業地	樹種	予定価格	入札等	落札率
保育間伐	王・普	宇佐市	ヒノキ	1,115,100	随意契約	97.9%

サンプリングした6件のうち5件は予定価格が250万円超であるため、原則指名競争入札となるが、そのうち4件は2者見積合わせによる随意契約であった。その理由としては、いずれも随意契約ガイドライン1-(2)-ウに該当（契約の相手方を、その技術、技能等により特定する必要があるとき）となっており、その現場の近隣の2つの森林組合等から見積りを徴収していた。

なお、随意契約となっていた5件すべてが落札率90%を超えており、うち4件は見積り合わせをしたもう1者との金額との差額が僅少（1～3万円程度）であった。その理由としては、工程が単純であるために、森林組合等では、長年の経験から予定価格の算定が比較的容易であるためではないかとのことであった。

②分収林の契約について

分収林の契約手続と、分収林契約の満期時の手続の合規性について、確認作業を行った結果、所定の書類の整備状況に問題は認められなかった。

分収林契約書等確認

年度	平成16	平成16	平成17	平成18	平成20
振興局	中津下毛	竹田直入	竹田直入	南部	南部
市町村	本耶馬溪町	直入町	竹田市直入	佐伯市	佐伯市
林班	5	10	10	23	23
分収種類	二者	三者	三者	二者	二者
処分理由	契約満了	契約満了	契約満了	契約満了	契約満了
処分額	12,673,500円	26,754,000円	10,710,000円	5,512,500円	2,824,500円
造林契約書ファイル					
地上権設定日	S45.2.2	S37.9.17	S37.9.17	S36.3.24	S36.3.24
地上権解除日	H18.12.1	H18.9.7	H18.9.7	H21.12.28 予定	H21.12.28 予定
変更契約日	S44.11.7	—	—	H18.12.28 (3年間延長)	H18.12.28 (3年間延長)
造林契約日	S26.2.27	S34.3.11	S34.3.11	S36.3.23	S36.3.23
造林契約期間	S26.2.27 ～S81.2.26	S33.3.10 ～S83.3.9	S33.3.10 ～S83.3.9	S36.1.1 ～S81.12.31	S36.1.1 ～S81.12.31
県行分収造林 契約解除願	H18.9.25	H18.7.20	H18.7.20	H21.12.28 予定	H21.12.28 予定
県営林処分（主伐）ファイル					
県営林産物 売買契約書	H16.10.12	H16.10.12	H17.11.28	H19.3.20	H20.8.26
分収交付金ファイル					
支出命令書 (支払日)	H16.12.24	H17.3.30	H18.4.27	H20.4.17	H21.4.6
諸経費	1,295,942円	1,958,380円	765,450円	416,550円	213,767円
分収交付率	0.4	0.35	0.35	0.4	0.4
	—	0.6	0.6	—	—
分収交付金額	4,551,023円	8,678,467円	3,480,592円	2,038,380円	1,044,293円
	—	14,877,372円	5,966,730円	—	—

造林契約期限満了時の対応

年度	平成 1 9	平成 2 0	平成 2 0
振興局	豊肥	北部	東部
市町村	竹田市	豊後高田市	別府市
林班	1 3	2 1 4	5 7
分収種類	三者	二者	二者
契約期限	H20. 3. 9	H20. 11. 30	H20. 4. 7
契約事務の内容 (予定)	搬出終了までの契約延長 (23 年度末)	材積分収契約 (35 年間延長契約)	材積分収契約 (35 年間延長契約)
造林契約書期間	S33. 3. 10～ S83. 3. 9	S33. 12. 1～S83. 11. 30	S33. 4. 8～S83. 4. 7
協議内容	木材価格の高騰を待つために、とりあえず、搬出終了までの期間を 3 年間延長する。	契約の延長による生育はあまり望めないため、材積分収契約の締結により、県は森林の持分を伐採していく。 所有者は木材価格を見ながら各自で売却タイミングを見ていくことになる。管理は県が引き続き行う。	木材価格の低迷により売却のメリットが望めないため、保安林の義務である再植林が困難となっている。 そのため、材積分収契約を結び、H55. 4. 7 までの契約延長 (35 年間) を行うことになった。

③分収林の現状と今後の見通しについて

大分県と土地所有者との 50 年の県行分収契約に基づき造林が行われているが、その契約が満了すると伐採して土地を所有者に返還しなければならない。

しかし、現状では木材価格の下落 (30 年前の 3 分の 1 以下) が原因で伐採コスト (30 年前のおよそ 30 倍) の方が木材の売却価格を上回る場合もあるため、森林の伐採・売却ができないことがある。この場合は、50 年の契約満了が生じても、伐採を行わずに契約の延長を行うことにしている (現在は新規の契約も行っていない)。その契約は材積分収というもので、県がその持分を森林災害が起こらないように長期間をかけて伐採していき、所有者の持分を維持・管理して契約満了時に所有者の持分を立木の状態で返還するものである。

素材価格の推移（出典：農林水産省統計部、木材需要報告書）

区分		昭和 55 年	平成 3 年	平成 19 年
すぎ *1	単価(円/m <sup>3</sup> )	39,600	23,100	12,200
	比率 *2	100	58.3	30.1
ひのき *1	単価(円/m <sup>3</sup> )	76,400	49,700	20,000
	比率 *2	100	65.1	26.2

\*1：いずれも、14～22cm 3.65～4.0m

\*2：昭和 55 年の単価を 100 とした場合の比率

また、伐採する森林が保安林に指定されていれば、森林所有者が指定施業要件に基づき再度植林しなければならず、木材の売却価格の下落と植林コストから逆に伐採できないこともある。その場合は、20年から35年程度の長期延長契約に変更して、抜き切りをしながら県が維持していくことになる。

なお、分収林の今後の展望については、伐採しても赤字が出ない限りは伐採していくが、所有者の義務である伐採後の植林を考慮すると、伐採は所有者からストップがかかることが多いため、長伐期として契約を延長して、材積分収による処分が増加する傾向にある。

#### 4. 県民有林事業

##### (1) 概要

###### ①事業の概要

(社)大分県林業公社の解散に伴い、平成19年9月1日より林業公社営林(9,568.06ha)を県民から預かった森林(二者分収)で、伐採事業と造成事業とに区分される。

管理手法等については県営林と同様であるが、管理等は旧林業公社の受け皿となっている(財)大分県森林整備センター(以下、「森林整備センター」という。)が行っている。

###### i) 伐採事業

県民有林は、県民から預かった県民共有の財産として、森林のもつ公益的機能を十分に発揮できるように管理を行っていく必要がある。

そのため、事業財源の確保の観点から、造成事業で生産をした素材の売払いを行っている。

(現況)

標準伐期齢未満の林分が全体の約 90%を占めていることから、伐採収益を多く見込めず財源確保が困難な状況である。

ii) 造成事業

県民有林は、県民から預かった森林として公益的機能に重点をおいて経営を進めている。

現状は、育成途上であり、しばらくの期間、育成管理に重点を置いた施業を行うものとし、約 9,600ha の県民有林の管理については、森林整備センターと長期施業委託契約を締結し、事業及び管理委託を行うことにより、公益的機能の増進及び県基本財産の造成に努めるとともに、存続期間の延長登記等の理由から、同法人に登記事務調査委託をすることにより、事務の効率化を図っている。

(現況)

県営林事業（伐採事業）と同様である。

②歳入／歳出の状況（5か年）

県民有林事業

単位：千円

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
財産収入	—	—	—	23,898	38,775
一般会計繰入金	—	—	—	56,083	84,775
諸収入	—	—	—	1,990	2,013
歳入合計	—	—	—	81,971	125,563
伐採事業費	—	—	—	93	5,750
造成事業費	—	—	—	72,966	110,192
(うち委託費)	—	—	—	(71,126)	(107,583)
歳出合計	—	—	—	73,059	115,942
歳入－歳出	—	—	—	8,912	9,621

①財産収入は、県民有林の伐採に伴う立木の売払収入である。

②諸収入の主なものは、森林共済の保険金収入と立木補償金収入である。

(2) 監査手続

森林整備センターへの委託契約の内容を確認した。

(3) 監査結果

森林整備センターへの委託契約の概要は、次のとおりである。

○県民有林事業委託（平成20年度）

委託料：89,985,000円（契約保証金は免除）

（造林事業）

事業の種類

・下刈 ・枝打 ・間伐 ・作業道の開設 ・その他県の承認を得た事業

委託費用

- ・造林事業委託費は、造林事業費から造林補助金を除いた額
- ・造林事業委託費の単価は、造林補助金申請時の単価に変更
- ・諸経費は、造林事業に要した経費の20%以内
- ・造林事業委託費から諸経費への経費の配分の変更は認めない

（立木調査等）

業務内容

- ・県民有林事業の搬出間伐によって生じる県営林産物処分のための調査
- ・県民有林事業の搬出間伐箇所等についての立木調査

委託費用

- ・委託業務費用は、立木調査委託費及び消費税相当額の合計額
- ・事業計画書に基づき、事業量・事業費を精算
- ・予算の範囲内で行う

○登記事務調査業務委託（平成20年度）

委託料：17,430,000円（契約保証金は免除）

業務内容：地上権の存続期間の延長登記を行うための調査

## 第4.8 臨海工業地帯建設事業特別会計

### 1. 特別会計の概要

#### (1) 設置目的

地方自治法第209条第2項の規定に基づき、大分県臨海工業地帯建設事業及びこれに関連する事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、昭和39年4月1日にこの特別会計が設置された。

#### (2) 関連法令等

法令	大分県規則・要領
—	大分県臨海工業地帯建設事業特別会計設置条例

#### (3) 所管部署

土木建築部港湾経営室

#### (4) 事業の概要

大分臨海地帯建設事業は、昭和34年に1号地埋立工事に着手して以来、その後順次工業用地の造成を行い、平成4年までの間に1号地から7号地まで約1,500haの工業用地を造成してきた。

これらの造成地は、新日本製鐵を始め、数多くの企業の立地に成功するなど、本県の産業、経済の発展に大きく貢献してきた。

しかしながら、時代の変遷とともに、産業構造が大きく変革したことに加え、バブル経済崩壊以降の長引く景気低迷などにより、6号地C-2地区が未売却のままとなっている。

#### 6号地C-2地区のこれまでの経緯

平成3年1月	N社と立地協定を締結（造成面積70ha）
平成3～4年	土地造成（起債事業）
平成5年8月	N社より用地半分のみ購入の緊急の申し入れ （理由：経済情勢の変化や会社経営状況の悪化）
平成5年10月	N社と用地半分（35ha）の売買契約を締結
	未売却土地について、N社と協議を継続
平成16年1月	N社に対し未売却土地について文書により回答を求める
平成16年4月	N社が債務不存在の確認を求める民事調停を申立て
平成17年2月	N社が県に21億円の解決金を支払うことで基本合意

6号地C-2地区については、商工労働部が中心となり企業誘致活動を行っているが、現時点では売却の見通しが立たず、起債の償還に支障をきたすことから、建設元金債（借換分）により建設元金債の償還財源を確保している。

利息については、平成5年度に積み立てた減債基金の積立金からの繰入金により、償還財源を確保している。

(5) 歳入及び歳出の状況

単位：千円

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
土地売却収入	22,839	—	—	7,823	—
土地貸付料	21,329	32,255	26,927	14,951	12,803
減債基金繰入金	94,285	50,677	50,941	60,970	71,936
繰越工事費	—	—	13,165	—	—
前年度繰越金	3	171	2,152	1,991	200
諸収入	2,186,908	1,379	1,095	1	2,887
県債	1,360,000	658,000	1,592,000	1,376,000	—
歳入合計	3,685,364	742,482	1,686,280	1,461,736	87,826
6号地事業費	22,529	10,387	3,711	6,140	571
繰越工事費	—	—	13,165	—	—
公債費	1,562,664	708,677	1,642,940	1,436,970	71,936
積立事業費	2,100,000	8,101	24,473	18,426	15,176
次年度繰越金	171	15,317	1,991	200	143
歳出合計	3,685,364	742,482	1,686,280	1,461,736	87,826

- ① 土地売却収入は、九州石油㈱の鉄道引込線用地の使用しなくなった部分を売却したもので、大分県と九州石油㈱とで均分。
- ② 土地貸付料は、九州電力㈱への高圧線用地の賃貸料と6号C用地の一時貸付収入。
- ③ 多少の維持管理事業（6号地事業費）は行っているが、現状は公債管理が主目的となっており、過去に起債した建設元金債の償還に要する費用（公債費）を借換債の発行（県債）と減債基金からの繰入で賄っている一方で、毎年の事業利益を減債基金に積み立てて（積立事業費）、将来の償還に備えている。
- ④ 平成16年度については、県債及び減債基金繰入金の他に土地売却収入と諸収入の一部を、公債費の財源に充てている。



(6) 予算規模

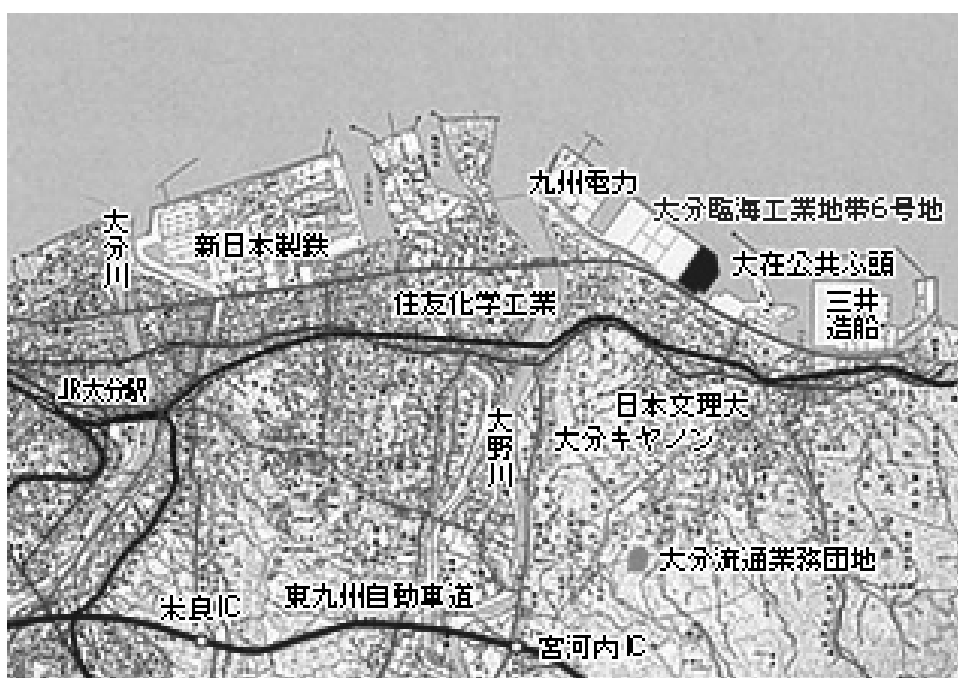
平成21年度 85,524千円 (平成20年度 90,229千円)

(内訳)

利子 80,063千円 (財源 減債基金からの繰入)

6号地事業費 5,461千円 (財源 土地貸付料等の財産収入)

(7) 6号地C-2地区の写真及び位置図



## 2. 公債管理

### (1) 概要

#### ① 県債残高

県債の状況

単位：千円

年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
期首残高	7,004,000	7,004,000	7,004,000	7,004,000	7,004,000
借入額	1,360,000	658,000	1,592,000	1,376,000	—
返済額	1,360,000	658,000	1,592,000	1,376,000	—
期末残高	7,004,000	7,004,000	7,004,000	7,004,000	7,004,000

(注) C-2 地区の当初起債額は 97 億円である。

#### ② 減債基金

従前に施工した臨海造成事業に係る剰余金及び C-2 地区半分の売却代金の一部及び民事調停の解決金等を積み立てたものである。

減債基金の状況

単位：千円

年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
期首残高	441,376	1,563,216	1,521,679	1,497,015	1,465,280
繰入額	1,200,000	8,101	24,473	18,426	15,176
運用利息	16,125	1,039	1,804	10,809	11,937
繰出額	94,285	50,677	50,941	60,970	71,937
期末残高	1,563,216	1,521,679	1,497,015	1,465,280	1,420,456

(注) 1. 「(5) 歳入及び歳出の状況」に記載の平成 16 年度の積立事業費 21 億円のうち 12 億円を減債基金に繰入、残りの 9 億円は、企業立地促進等基金に繰り入れている。

2. 運用利息については、決算後に生じた利息を減債基金へ積立てをおこなっている。

### (2) 監査手続

① 公債の償還計画の合理性（財源確保、将来の増減見通し）について、償還予定表を入手して検討した。

② C-2 地区の未売却地について、売却予定額と過去に発生した造成工事費用、公債残高との関係を整理し、売却できれば、投資コストを回収し、残る公債を全額返済できる売却価額となっているか確認した。

③売却予定価額は現実的な数値か確認した。

(3) 監査結果

①公債の償還計画の合理性について

公債の償還計画では、平成26年度までに完了する計画となっている（次表参照）。dの平成22年度返済分については、減債基金を財源に返済することは可能であるが、その他の公債はC-2地区の残地が売却されないと、財源を一般会計に求めるしかない。現実的には、一般会計も厳しい財政状況であり、当面売却先を見つけることも困難な経済情勢であるため、特にeとfは延伸で対応することになる可能性が高い。

公債の償還計画

単位：百万円

	a	b	c	d	e	f	計
当初借入	H10.3	H11.4	H12.3	H13.3	H14.3	H15.3	
完済予定	H27.3	H26.4	H27.3	H23.3	H24.3	H25.3	
借入額	1,360	1,360	658	658	1,592	1,376	7,004
H22年度	—	—	—	658	—	—	658
H23年度	—	—	—	—	1,592	—	1,592
H24年度	—	—	—	—	—	1,376	1,376
H25年度	—	—	—	—	—	—	—
H26年度	1,360	1,360	658	—	—	—	3,378

※ eとfについては、許可条件30年で延伸は可能。a～dについて、上記を超えて返済期限を延ばす場合は、当局と再協議の上、借換債を起債することになる。

上記のように返済が進むと仮定した場合の利息発生額

単位：千円

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	計
利払額	80,787	71,641	50,467	35,489	28,329	266,713

②公債を全額返済できる売却価額となっているか

売却予定価格は、平米当たり23,500円で、大分県のホームページで募集している。未売却地の面積は349,000㎡である。他方、C-2地区の造成工事費は周辺関連工事も含めて、10,484,767千円となっているが、C-2地区全体の面積は、700,000㎡となっているので、未売却地分は面積割で計算するこ

ととする。実質的な公債残高は減債基金を控除した残高として、これらの関係を比較すると次のようになる。

項目	金額（千円）	備考
売却予定価額	8,201,500	23,500円×349,000㎡
造成工事費用	5,227,405	面積按分
実質公債残高	5,595,480	県債残高－減債基金残高

### ③売却予定価額は現実的な数値か

売却予定価額は、造成工事費用及び平成20年度末時点での実質公債残高を上回っているが、平米当たり23,500円は現実的な数値か路線価と比較した。

平成19年度までは本埋立地近隣に路線価があったが、その後は路線価が設定されていない。主要道路である大在-大分港線の平成19年度の近辺路線価は、35,000円程であるが、橋を渡った埋立地となると18,000円となっている。平米当たり18,000円で計算すると、349,000㎡では6,282,000千円となり、実質公債残高を上回ってはいるが、差が686,520千円にまで縮まる。なお、実質公債残高と一致する売却価格を逆算すると、16,034円となる。

### 【監査意見】

未売却地の売却については、商工労働部で売却先を探してはいるが、景気の動向が好転するまでは、難しいものと予想される。現実的には、当面10年間は売れないものと想定して、今後のことを考える必要がある。

また、減債基金から公債の利息払いを埋めているので、減債基金は年々70百万円程度減少していくため、10年後には、実質公債残高が7億円増加する。従って、平米当たり23,500円で売却できれば、まだ余裕があるが、18,000円では返済財源としての余裕はなくなってしまう。近隣の路線価がある埋立地は、C-2地区よりも大分市市街地寄りであり、売却を急ぐとさらに低い売却価額となってしまう可能性もある。何とか、公債の利息分程度は、収入増加を図らないと実質公債残高割れで売却するような事態になりかねない。

いずれ売却することが前提のため難しいとは思われるが、未売却地を有効利用（例えば、イベント会場）して収入増を図り、減債基金からの毎年の繰入を減少させることを検討されたい。

## 第4.9 港湾施設整備事業特別会計

### 1. 特別会計の概要

#### (1) 設置目的

地方自治法第209条第2項の規定に基づき、港湾施設整備事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、平成19年4月1日にこの特別会計が設置された。

具体的には、収支の透明性を高め、受益と負担の均衡を図り、予算規模を適正に把握し起債額の適正化を図ることをその目的とする。

#### (2) 関連法令等

法令	大分県規則・要領
地方財政法 地方財政法施行令	大分県港湾施設整備事業特別会計設置条例

(注) 地方財政法及び地方財政法施行令では、港湾整備事業(特定のものに限る)は特別会計を設けてこれを行うことと規定している。しかし、平成18年度までは一般会計予算で行い、決算時に想定特会という形で収支を明らかにしていた。

#### (3) 所管部署

土木建築部港湾経営室

#### (4) 事業の概要

##### ①大分港大在コンテナターミナル管理運営事業

指定管理者制度を導入し、同ターミナルの維持・管理運営を委託している。

##### ②港湾施設維持修繕事業及び港湾施設管理

既存施設の維持修繕を行っている。また、港湾監視、緑地管理、浄化槽等の法定点検等を行っている。

##### ③港湾機能施設整備事業

埠頭用地の埋立等により港湾機能施設を整備している。平成20年度事業の主なものは次のとおりである。

- ・別府港北浜地区…ヨットハーバーの整備
- ・別府港石垣地区…直轄事業により行う耐震強化岸壁に付随し、防火拠点兼ねた埠頭用地の整備
- ・中津港田尻地区…自動車関連企業の進出に備えた埠頭用地の整備

- ・佐伯港女島地区…貨物船の大型化に対応した多目的国際物流ターミナルの埠頭用地の整備
- ・臼杵港下り松地区…既存フェリー施設の老朽化に伴い、耐震強化岸壁の機能を備えた新フェリーターミナルの埠頭用地の整備
- ・津久見堅浦地区…不足する青江地区の港湾施設及び船舶の大型化に対応した堅浦地区の新国内物流ターミナル埠頭の整備

(5) 対象となる港湾

20港（うち重要港湾 5港、地方港湾 13港、56条港湾 2港）

単位：千フレート・トン

管轄土木事務所	港湾名	取扱貨物量	備考
中津土木事務所	中津港	3,941	重要港湾
豊後高田土木事務所	高田港	—	地方港湾
	臼野港	—	地方港湾
	堅来港	—	地方港湾
	羽根港	—	地方港湾
	真玉港	—	56条港湾
国東土木事務所	国東港	—	地方港湾、フェリー埠頭あり
	姫島港	264	地方港湾、フェリー埠頭あり
	小高島港	—	56条港湾
別府土木事務所	別府港	8,029	重要港湾、フェリー埠頭あり
	守江港	919	地方港湾
	日出港	107	地方港湾
大分土木事務所	大分港	65,122	重要港湾、フェリー、コンテナ埠頭あり
	佐賀関港	7,587	地方港湾、フェリー埠頭あり
臼杵土木事務所	津久見港	23,542	重要港湾
	臼杵港	8,070	地方港湾、フェリー埠頭あり
	下ノ江港	—	地方港湾
佐伯土木事務所	佐伯港	4,008	重要港湾、フェリー埠頭あり
	浦代港	—	地方港湾
	丸市尾港	6	地方港湾

注) 1 取扱貨物量は、平成20年の数値である。なお、貨物量が千フレート・トン未満の港湾は記載を省略している。

2 国東港は、東国東郡の町村合併にあわせて、平成18年2月7日に伊美港、櫛来港、岐部港、熊毛港、向田港、富来港、国東港、武蔵港の8港が統合された港湾。

(6) 歳入及び歳出の状況

土木事務所別の歳入・歳出の状況は次のとおりである。なお、平成19年度から特別会計を設置しているため、平成19年度と平成20年度の2年度分のみを記載している。

①平成19年度

単位：千円

	豊後高田	国東	別府	大分	臼杵
使用料	8,492	23,477	112,794	634,932	48,876
県債	-	-	273,000	80,000	40,000
一般会計繰入金	1,898	9,110	17,317	226,232	10,682
歳入計	10,390	32,587	403,111	941,164	99,558
施設管理費	-	9,089	8,334	131,912	14,329
施設建設費	-	-	252,368	79,867	35,711
償還金利子	6,952	33,362	63,418	757,306	39,120
一般会計繰出金	-	-	19,402	133	4,289
歳出計	6,952	42,451	343,522	969,218	93,449
収支差額	3,438	-9,864	59,589	-28,054	6,109

	佐伯	中津	港湾課	合計
使用料	64,266	212,378	-	1,105,215
県債	111,000	20,000	-	524,000
一般会計繰入金	18,753	68,594	-	352,586
歳入計	194,019	300,972	-	1,981,801
施設管理費	15,377	13,693	111	192,845
施設建設費	106,000	19,624	1,230	494,800
償還金利子	68,677	251,203	-	1,220,038
一般会計繰出金	5,000	376	-	29,200
歳出計	195,054	284,896	1,341	1,936,883
収支差額	-1,035	16,076	-1,341	44,918
			次年度繰越金	44,918

## ②平成20年度

単位：千円

	豊後高田	国東	別府	大分	臼杵
使用料	8,574	20,437	103,707	671,858	45,268
県債	-	-	463,000	63,000	169,000
一般会計繰入金	1,447	8,451	14,150	175,060	7,424
雑入	-	-	-	-	-
歳入計	10,021	28,888	580,857	909,918	221,692
施設管理費	-	3,288	5,815	123,194	8,023
施設建設費	-	559	443,852	64,484	98,593
補償賠償金	-	-	-	-	67,115
償還金利子	6,952	40,592	67,966	748,435	35,657
一般会計繰出金	-	-	15,754	29	1,705
歳出計	6,952	44,439	533,387	936,142	211,093
収支差額	3,069	-15,551	47,470	-26,224	10,599

	佐伯	中津	港湾課	合計
使用料	64,334	235,729	-	1,149,907
県債	36,000	93,000	-	824,000
一般会計繰入金	14,663	66,763	-	287,958
雑入	-	-	233	233
歳入計	114,997	395,492	233	2,262,098
施設管理費	12,900	4,846	32	158,098
施設建設費	32,130	87,858	2,409	729,885
補償賠償金	-	-	-	67,115
償還金利子	70,430	320,681	-	1,290,713
一般会計繰出金	3,870	5,142	-	26,500
歳出計	119,330	418,527	2,441	2,272,311
収支差額	-4,333	-23,035	-2,208	-10,213
			前年度繰越金	44,918
			次年度繰越金	34,705

県債を財源にして、施設建設費（港湾機能施設整備事業費）、補償賠償金（漁業補償金）、一般会計への繰出金（人件費負担相当額）が発生しており、ここからは収支差額は若干を除いて発生していない。

使用料収入と一般会計からの繰入金を財源にして、施設管理費（維持修繕



及び施設管理事業費)、償還金利子(県債の償還金及び利子)が発生しており、収支差額の大半は、ここから発生している。全体的に言えば、使用料収入の不足をまかなうために3億円前後を一般会計から補てんしている状況である。従って、理想を言えば使用料収入が3億円程度増加するとよいのであるが、ダイハツ九州(株)関連で中津港の港湾使用料が今後増加することが見込めるが、他の港湾は現状を維持できればというところである。

個別的に見ると大分土木事務所で繰入金金が2億円前後発生しており、特に大分港が償還金利子を賄う上で使用料収入が大幅に不足している。

#### (7) 平成21年度の予算規模

①大分港大在コンテナターミナル管理運営事業	68,884
②港湾施設維持修繕事業(①以外の施設)	23,863
③港湾施設管理費(①以外の施設)	52,783
④港湾機能施設整備事業(埠頭用地の埋立等)	713,000
⑤公債費(元利償還金)	1,367,878
計	2,226,408 千円
(平成20年度)	2,209,644 千円)

## 2. 使用料収入

### (1) 概要

使用料収入の項目別の内訳は次のとおりである。

単位：千円

	平成19年度	平成20年度	増減
上屋・倉庫	38,377	61,583	23,206
旅客上屋	52,603	52,598	-5
野積場	331,561	332,980	1,419
荷捌き地	106,830	113,320	6,490
附属地	413,054	401,176	-11,878
駐車場	52,848	76,557	23,709
ヨットハーバー	975	1,032	57
大在C. T	56,574	56,966	391
占用料	52,393	53,696	1,303
合計	1,105,215	1,149,907	44,692

- (注) ①上屋・倉庫：平成20年度は新日鐵の高炉の改修に伴い、新日本製鐵(株)による上屋使用により使用料収入が増加。
- ②駐車場：大分港西大分地区再開発で港湾施設の変更をしたことにより駐車場の使用料収入が増加。
- ③附属地：大分港大在地区において景気悪化による企業の撤退等により使用料収入が減少。

なお、使用料及び占有料の収入の計上が、一般会計と特別会計のどちらとなるかは、収入の原因となった港湾施設が公営企業債によって整備された施設か否かで区分される。直轄工事、補助金など公営企業債以外で整備された港湾施設であれば一般会計となり、公営企業債で整備し港湾施設であれば特別会計になる。係船料、入港料、船揚げ場の収入は、岸壁が一般会計で整備されるので一般会計の計上となる。上屋、荷捌地、野積場、附属地、駐車場の収入は岸壁の後背地が公営企業債で整備されるので特別会計の計上となる。

## (2) 監査手続

サンプルとして、別府土木事務所が管轄している上屋の使用状況について、確認した。

## (3) 監査結果

別府土木事務所が管轄している上屋の使用状況は、現在、次のとおりである。

- |      |                 |
|------|-----------------|
| 1号上屋 | 工事業者が現場事務所として使用 |
| 2号上屋 | 宇和島運輸株式会社       |
| 3号上屋 | 関西汽船株式会社        |

### ① 1号上屋の利用予定

当面、工事業者に現場事務所等として使用させる以外の予定はないようである。

### ② 2号、3号上屋の使用料収入（平成21年度見込）

2号上屋は、使用料単価 38.8 円/日/㎡で、年間使用料は、6,297,530 円となっている。3号上屋は、使用料単価 74.5 円/日/㎡で、年間使用料は、25,192,120 円となっている。

ただし、2号、3号上屋ともに平成21年7月から県外フェリー会社支援による1/2減額措置を行っており、収入の増加は見込めない状況である。

### 3. 公債（機能起債）の状況

#### （1）概要

港湾機能施設事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る）については、起債をして事業資金の調達をしている。

港湾課が、財政課に事業計画を提出し財政課が起債先を決める。

単位：千円

		平成19年度	平成20年度
起債額		750,000	754,000
償還額（元金）		933,009	1,025,528
期末現在高（3/31時点）		13,167,685	12,966,157
内訳	財政融資	5,971,989	6,194,830
	簡易生命保険	5,108,801	4,594,074
	公営企業金融公庫	2,086,895	2,177,253
利息支払額		287,029	265,184
期末残高に対する比率		2.18%	2.05%

なお、上表の起債額が「1.（6）歳入及び歳出の状況」の県債の金額と異なるのは、後者は、当該年度執行分（起債額＋前年度からの繰越－翌年度への繰越）に調整しているためである。

#### （2）監査手続

- ①起債原因と借入額の妥当性について確認した。
- ②償還について、承認関係と支払事務の妥当性について確認した。
- ③後の償還状況について妥当性を検討した。

#### （3）監査結果

##### ①起債原因と借入額の妥当性

起債は、事業の実施に必要な規模で行われており、問題はなかった。

##### ②償還の承認関係と支払事務の妥当性の確認

適正に行われており、問題はなかった。

##### ③償還状況の妥当性

平成20年度の公債残高の金利別残高及び平成21年度以降の償還予定額は次のようになっている。

i) 平成20年度金利別残高

単位：千円

金利	金額
起債前借	242,000
1.0%未満	785,761
1.0%以上2.0%未満	7,353,811
2.0%以上3.0%未満	3,313,556
3.0%以上4.0%未満	707,411
4.0%以上5.0%未満	370,084
5.0%以上6.0%未満	127,859
6.0%以上7.0%未満	65,675
合計	12,966,157

ii) 平成20年度以降の償還予定額

単位：千円

	元金償還額	利息支払額	合計
平成21年度	1,119,225	244,896	1,364,121
平成22年度	1,136,165	214,787	1,350,952
平成23年度	1,023,132	186,545	1,209,677
平成24年度	958,891	162,757	1,121,648
平成25年度	973,555	141,574	1,115,129
平成26年度	959,259	121,316	1,080,575
平成27年度	918,420	102,697	1,021,117
平成28年度	932,728	85,289	1,018,017
平成29年度	656,965	69,505	726,470
平成30年度	633,680	59,434	693,114
平成31年度以降	3,412,137	267,537	3,679,674
起債前借額	242,000	—	242,000
合計	12,966,157	1,656,337	14,622,494

## 【監査意見】

借入金の返済原資は、港湾使用料等の収入からなる。不足額については、一般会計からの繰入金によって、充当されているので、将来の港湾使用料収入が増加しなければ、一般会計からの繰入金が増加する事になる。従って、起債による事業は、将来の収入見込みが重要な判定要素となる。現状の経済状況では、使用料収入が増加する見込みが厳しいので、港湾整備の事業計画については慎重に行う必要がある。

## 4. 指定管理者について

### (1) 概要

大分港大在コンテナターミナル及び別府港機械管理駐車場・県営3号上屋、石垣地区緑地の管理について、指定管理者制度を導入している。

#### ①大分港大在コンテナターミナル

平成18年3月24日付で基本協定書を締結し、平成18年度より(株)大分国際貿易センターに管理を委託している。管理物件は、次のとおりであり、これらの維持管理及び修繕に関する業務、使用の許可に関する業務、利用の促進に関する業務、使用料の徴収事務等を同社が行っている。

管理物件	数
くん蒸庫	1棟
ガントリークレーン	2基
トラックスケール	1基
マリンハウス	1棟
警備員詰所	1棟
冷凍コンセント、照明設備、受変電所、保安設備	—

なお、各年度の委託料の額、支払方法の詳細は年度協定書により定められている。また、使用料の徴収事務についても、別途の委託契約を締結している。

平成20年度の委託料は、49,330千円となっている。なお、平成21年度からは、年間48,150千円（5年間・サービス改善事業を含む）で再契約をしている。

## ②別府港機械管理駐車場・県営3号上屋、石垣地区緑地

平成18年3月24日付で基本協定書を締結し、平成18年度より、(株)おおいた観光サービスに管理を委託している。管理物件は、次のとおりであり、これらの維持管理及び修繕に関する業務、使用の許可に関する業務、利用の促進に関する業務、県営3号上屋（フェリーターミナル）の使用料の徴収事務等を同社が行っている。

管理物件	面積	主要設備等
機械管理駐車場	14,806 m <sup>2</sup>	第1～第3駐車場合計（504台分）
県営3号上屋	4,007 m <sup>2</sup>	貸付区画（13区画）、貴賓室（1室）、トイレ、エレベータ、エスカレータ、空調機器、消防設備等
石垣地区緑地	12,122 m <sup>2</sup>	第2埠頭緑地、第3埠頭緑地

なお、別府港機械管理駐車場の利用料金については、株式会社おおいた観光サービスが直接收受し、その収益の範囲内で経費を賄うことを前提とした基本協定となっているため、年度協定書はあるものの、委託料の支払はない。また、県営3号上屋の使用料の徴収事務については、別途の委託契約を締結している。

## (2) 監査手続

- ①年度終了後に指定管理者から提出されている事業報告及び収支報告を入手し、その内容を検討した。
- ②大在コンテナターミナルについては、監査委員の監査報告に関連する事項が記載されていたため、改善状況を確認した。

## (3) 監査結果

### ①事業報告及び収支報告について

平成20年度の事業報告書を見る限りでは、(株)大分国際貿易センター、(株)おおいた観光サービスともに適切に指定管理者の業務を行っているものと認められた。収支報告についても、大在コンテナターミナルについては認められた範囲内の収支差額3,506千円となっており、別府港機械管理駐車場等については、利用料収入約35百万円に対して、188千円の収支差額と少額となっている。

ただし、以下の点は妥当性に疑問が残る。

- i) 大在コンテナターミナルの予算と実績を比較すると「その他支出」が予算 1,824 千円に対して、実績 7,653 千円と大きな予算超過が発生していた。このため内容を確認したところ、役員報酬及び役員に係る法定福利費の負担額 3,866 千円が人件費とは別に「その他支出」に含まれていた。(株)大分国際貿易センターは、本指定管理者業務以外に不動産賃貸業（大型冷蔵倉庫事業や食品流通加工センター）やコンテナクレーンメンテナンス工事に係る助勢業務を行っている。このため、共通的な費用の按分の問題が生じるが、これら費用の 50%を負担させている。
- ii) 別府港機械管理駐車場等の収支報告の支出項目として、負担金 2,106 千円が計上されており、内容を確認したところ、別府ポートフェスタの主催団体である別府国際観光港みなとまちづくり協議会の負担金が 2,040 千円と大半を占めていた。しかし、同協議会の平成 20 年度収支決算書を見ると収入の内訳は、次のようになっており、これによりイベント事業費が賄われている。

大分県補助金（地域活動支援事業）	1,683 千円
市町村補助金（泉都別府ツーリズム支援事業）	300
その他（みなとまちづくり協議会負担金）	<u>2,070</u>
合 計	4,053

みなとまちづくり協議会負担金は、300 千円を除いて別府港機械管理駐車場等の収益から負担しており、大分県の補助金と合わせると 3,723 千円（92%）を大分県が実質負担していることになる。

## ②大在コンテナターミナルについて

大在コンテナターミナルについては、上記の共通費の按分の問題が、特に人件費に係って、県の監査委員の監査で指摘されている。平成 19 年度までは、(株)大分国際貿易センターの運営に係る人件費総額が計上されており、本来は業務量に応じて按分するなどにより指定管理者業務に係る人件費のみを算出して報告すべきであるとして、平成 20 年度から適正化するよう所管部署に指導を求めていた。このため、按分を行った計算資料の提出を求めて確認した結果、按分は行われていたが、人件費の負担率が人員により 80%又は 95%と高い割合である。ただし、人件費の予算 21,629 千円に対して、実績 17,568 千円となっているので、予算内ではある。

## 【監査意見】

### i) 大在コンテナターミナルの指定管理者について

大在コンテナターミナルの指定管理者では、事業費支出の15%以内の収支差額であれば、管理費相当分として認めているので、直接業務に係っていない役員の報酬や法定福利費まで、事業費の中の「その他支出」として計上してしまうことには、問題があるのではないかと思われる。人件費の負担率が高いことについても、特に根拠資料の提示はなかったため、妥当性を再検証してもらいたい。

### ii) 別府港機械管理駐車場等のみなとまちづくり協議会負担金について

別府港機械管理駐車場等のみなとまちづくり協議会負担金については、別に補助金が県から出ている上に、その大半をさらに負担する必要があるのか非常に疑問である。実質的に迂回補助金となっている。利用料金制のため収入の範囲内であれば、支出は自由というものでもないであろう。支出内容の適正性について、詳細を所管部署は毎年度検証する必要がある。

## 5. 建設改良工事

### (1) 概要

建設改良工事は、港湾機能施設整備事業と港湾施設維持修繕事業に区分されており、港湾機能施設整備事業は起債対象事業（平成19年度750,000千円、平成20年度754,000千円）となるが、港湾施設維持修繕事業は使用料を財源としている。

入札方式・落札者決定方式は年々実情に合わせて厳しい方向に変更されてきているが、基本的には予定価格が一定額以上の場合（平成20年度からは40百万円以上、それ以前は50百万円以上）は一般競争入札で行われ、2.5百万円以下は随意契約となるので、その間の価格帯は指名競争入札で実施されている。落札者決定方式には、入札価格のみで低価格の業者に決まる価格基準方式と他の要素（施工実績、技術評価点、施工計画の提案）を加味する総合評価落札方式があり、予定価格が一定額以上（平成20年度からは50百万円以上、それ以前は1億円以上）になると総合評価落札方式となる。加えて、1億円未満の入札案件には調査基準価格が適用され、1億円以上には低入札価格調査（調査基準価格を下回る根拠が適切であれば調査基準価格以下でも落札）が適用される。



平成19年度及び平成20年度に実施された主要な港湾機能施設整備事業（各年度金額上位10件）は、次の通りである。

平成19年度

単位：千円

港湾名／地区名	請負額	契約者名	工事概要	契約種別
別府港／北浜地区	208,530	㈱菅組	浮棧橋 2基	※
佐伯港／女島地区	102,113	森崎海事㈱	護岸工事	※
大分港／大在地区	75,500	三井造船㈱	クレーン修繕工事	
臼杵港／下り松地区	53,954	三双土木㈱	仮護岸工事	
臼杵港／下り松地区	47,859	㈱豊産業	仮護岸工事	
別府港／石垣地区	43,050	池辺設備工業㈱	3号上屋空調設備	
別府港／石垣地区	28,833	㈱佐伯建設	裏込工事	
別府港／北浜地区	27,172	㈱菅組	舗装工事	
別府港／石垣地区	22,776	(有)丸吉塗装	外部改修工事	
別府港／石垣地区	19,375	㈱高橋工務店	内部改修工事	

平成20年度

単位：千円

港湾名／地区名	請負額	契約者名	工事概要	契約種別
別府港／北浜地区	122,273	大栄建設㈱	浮棧橋 2基	
中津港／田尻地区	76,944	富士建設工業㈱	地盤改良工事	
佐伯港／女島地区	72,969	菅政建設㈱	護岸工事	
別府港／北浜地区	72,489	㈱安藤建設	浮棧橋 1基	
大分港／大在地区	56,175	三井造船㈱	クレーン改修 2基	
別府港／石垣地区	52,979	高石土木㈱	埋立工事	
臼杵港／板知屋地区	47,174	日光工業㈱	仮護岸工事	
日出港／尖地区	42,873	㈱昭和建設工業	地盤改良工事	
別府港／北浜地区	24,780	㈱菅組	舗装工事	
大分港／大在地区	9,905	三井造船㈱	クレーン改修 2基	

## (2) 監査手続

①港湾機能施設整備事業について、工事の発注等手続の妥当性、特に工事業者の決定方法の妥当性について検討した。検討にあたり、工事件数の多い別府港及び臼杵港については、担当の別府土木事務所、臼杵土木事務所に往査を実施した。その他の港については、一部資料を本庁に送ってもらい、通査した。

②臼杵土木事務所については、港湾施設維持修繕事業についても、個々の発生額は少額であるが、工事資料を通査する等して、同様に検討した。

### (3) 監査結果

#### ①港湾機能施設整備事業

(別府土木事務所)

平成19年度及び平成20年度は北浜地区で大分国体用のヨットハーバーとして緊急的に工事を行っている。国体終了後は、用途を考えて追加工事等を行う予定で、係留料の値上げ等による収入増を見込んでおり、将来的には黒字化を目指すものである。

入札契約

単位：千円

年度（起債）	港湾名	地区名	契約額（含む：消費税）	契約者名	工事概要
平成19年度	別府	北浜	208,530	(株)菅組	浮棧橋2基
平成20年度	別府	北浜	122,227	大栄建設(株)	浮棧橋2基

入札方式は、一般競争入札（要件設定型）である。落札者決定方式は、総合評価落札方式で最低制限率は、平成19年度は概ね75%であり、平成20年度は概ね80%になっている。低価格の入札に関しては、審査があり低入札価格調査結果報告書がある。

入札から落札、低入札価格調査結果報告書、請負契約書、完成通知書、工事目的引き渡書、請求書、支出命令書を監査し、適正に実施されている事を確認した。

随意契約

単位：千円

年度（起債）	港湾名	地区名	契約額（含む：消費税）	契約者名	工事概要
平成20年度	別府	石垣	1,421	(株)菅組	浚渫工

地方自治法施行令第167条の2等により実施され、理由書があり、適正に実施されている事を確認した。

(臼杵土木事務所)

東九州自動車道の臼杵I.C（平成13年開通）及び佐伯I.C（平成

20年開通)に伴い、取扱貨物量の増大が見込まれ、現在でも主体のフェリーが過密な運航スケジュール(1日14便臼杵～八幡浜)となっていることから、下り松地区に新たな岸壁2バース(うち1つは耐震バース)を整備している。

単位：千円

工事番号	第5号	第5-2号	第6号	第6-2号	第6-12号
地区名	下り松	下り松	板知屋	板知屋	板知屋
年度	19年度	19年度	20年度	20年度	20年度
請負額	47,859	53,954	47,174	8,647	5,580
契約種別	指名競争入札	一般競争入札	指名競争入札	—	—
予定価格	38,237	56,049	39,894	9,827	6,660
落札価格	37,800	49,318	38,850	8,647	5,580
落札率	98.9%	88.0%	97.4%	88.0%	83.8%
入札者数	10者	8者	10者	—	—
変更率	26.6%	9.4%	21.4%	変更なし	変更なし
備考	(変更理由) 盛砂の運搬船が水深不足となり、瀬取り投入(喫水の浅い船に積み替えて投入)に変更。	(変更理由) 当初別途発注工事で発生する残土を流用する予定だったが工程が合わず、購入砂を使うこととなったため、変更。	(変更理由) 予算上の理由により、施工範囲を拡大して、追加工事を実施したことによる、変更。	(入札外とした理由) 第5-2号の変更工事(購入砂)のうち、平成19年度の予算不足分を平成20年度の予算で充当したため。	(入札外とした理由) 翌21年度発注工事の一部を平成20年度の予算で充当したため(未契約繰越工事)。

※下り松地区と板知屋地区と年度で地区名を変えているが、同一地区である。

一般競争入札は要件設定型で行われているが、落札率も90%以下となっており、競争原理が働いているといえる。他方、指名競争入札2件については、管内の地元業者を指名し、落札率は98%前後と高くなっている。

工事の変更は、規則上、変更率が30%以内であれば、別に入札を実施しなくてもよいことになっている。第5号や第5-2号の場合は、工事施工上の理由で増額となっているが、第6号、第6-2号、第6-12号の場合は、予算上の理由による施工範囲を拡大した追加工事や前年度や翌年度の実施工事

に当年度の予算を充当するために設定した工事番号である。

工事に係る書類の整備状況については、特に問題はなかった。

#### 【監査意見】

##### i) 指名競争入札での指名の方法について

指名競争入札でもう少し競争原理が働くような指名の方法がないか、検討をする必要がある。建設業者の倒産が相次ぐ中で、地元業者を守る必要性も行政的には認められるとは思われるが、大分県としては、県内業者までは指名業者を多少拡大することは、やむを得ない措置ではないかと考える。地元業者が少ない管内では、管内以外の業者が指名される場合も多いこととのバランスの問題もある。

##### ii) 30%基準による入札省略の適用について

予算上の理由により、施工範囲を拡大した追加工事(第6号)について、単純に30%基準による入札省略を適用することには疑問が生じる。港湾整備工事は、順次、埋め立て等の工事を何年もかけて行う全体としては一つの工事であるものを施工範囲を分けて発注していく。従って、施工範囲が異なることになる工事は、原則、別工事として新たに入札すべきと考える。また、第6号の場合、平成20年度の一般競争入札と指名競争入札の適用判断基準が40百万円となっていることから、最終的には一般競争入札を適用する規模の工事となっていることにも問題がある。他方、施工範囲を拡大すればすべて新規入札とするかと言えば、事務上の効率性を考えれば、小規模工事は例外的に認め得るかとも思われる。これらの点を考慮して、判断基準をもう少し厳しくする方向で見直す必要があるのではないかと考える。

##### iii) 予算充当目的で設定した工事番号について

予算上の理由で、前年度や翌年度の実施工事に当年度の予算を充当することは、従来の予算主義的な考え方に基つけば、問題はないのかも知れないが、一般企業の観点や厳しい県財政を考えれば、違和感がある。やむを得ない理由で年度予算をオーバーするのであれば、補正予算を組んで増額すべきであろうし、未契約の工事にまで充当して予算消化するよりも、そのまま余剰金として残すべきであろう。少なくとも、このような行為を行うに当たっては、異例処理として相当に厳しい承認手続きが必要である。

(その他の港)

佐伯港／女島地区、大分港／大在地区、中津港／田尻地区の工事について、一部検討した。これらのうち競争入札案件については、価格基準方式・総合評価方式が共に適切に運用され、最低制限価格を下回る案件についても低入札価格調査が適切に行われていた。その結果、入札方法等に問題等は見当たらず、入札方法は妥当であると判断できる。

平成19年度

港湾名	地区名	工事概要	金額	入札方式	落札者決定方式
中津	田尻	照明灯設置 11 基	10,920,000 円	指名競争入札	価格基準方式
佐伯	女島	西海岸基礎工事 東海岸本体工事 裏込工事	102,112,500 円	一般競争入札 【要件定義型】	総合評価落札方式【施工実績型】
大分港	大在	ガントリークレーン修繕工事	75,500,250 円	1 者随意契約	クレーンは三井造船製であり、三井造船への発注

平成20年度

港湾名	地区名	工事概要	金額	入札方式	落札者決定方式
中津	田尻	地盤改良 28,800 m <sup>2</sup>	76,944,000 円	一般競争入札 【要件定義型】	総合評価落札方式【施工実績型】

②港湾施設維持修繕事業

(臼杵土木事務所)

金額的には 2.5 百万円以下の工事であるため、すべて随意契約で実施している。なお、大幅な変更工事は行われていなかった。

- i) 1 者随意契約が 1 件あったため、理由を確認した。工事金額が 50 万円程度と些少であり、護岸の孔食補修工事のため緊急性があり、同一箇所ですでにフェリー会社発注の護岸補修工事を行っていた業者が発見したため、当該業者に発注した方が資機材等を現場付近に有しているため、すぐに現地着工でき、価格的にも有利である旨の随意契約理由書が起票されていた。地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の 1 号、5 号、6 号に該当し、妥当なものと認められた。

- ii) 舗装工事的な補修工事を同一の業者が落札しており、不自然に思われた。  
これらの工事は2者の競争見積りで契約しているが、平成19年度の見積業者は落札業者とA者、平成20年度の見積業者は、落札業者とB者の組み合わせで、各年度3件ずつ見積りを取っていた。落札率は91.6%～96.4%の間となっている。

#### 【監査意見】

舗装工事については、地元業者が3者程度しかなく、また、修繕工事は緊急性がある場合が多いので、臼杵土木事務所管内で現に工事をしている業者を優先しているため、このような見積業者の選定方法になっているとのことであった。しかし、2年間の工事6件をすべて同一業者が取っているのは、いかにも不自然であり、地元業者を大事にするのであれば、他の業者にも回るように配慮すべきである。例えば、一つの工事を取った場合、次の工事の見積業者には入れない、見積業者数を増やす等の方法が考えられる。

## 6. 漁業補償金

### (1) 概要

平成20年度に臼杵土木事務所で補償・賠償金67,115千円が発生している。これは津久見港（堅浦地区）の港湾整備工事の施工に伴って、工事区域の漁業権が一部消滅し、また施工中の漁業操業を一時制限することによる損失補償を関係漁業者に対して行ったものである。

### (2) 監査手続

補償金の算定方法等につき、資料を入手し、ヒアリングを実施した。

### (3) 監査結果

消滅補償と制限補償に分けて、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」及び「同基準の運用方針」に基づいて算定している。消滅補償額は、95,870千円、制限補償額は3年間で32,780千円となっており、合計128,650千円のうち60.53%を港湾施設整備事業特別会計で負担している。残りの61,535千円については、別の3つの補助事業で負担していた。当該割合は、それぞれの事業に伴う消滅面積により算定している。特に問題はないものと思われた。

補償額計算の基礎となる漁獲量については、九州農政局大分統計事務所の「大分県漁業の動き」から5か年（平成15～19年）の平均に漁協に聞きとった統計に掲載されていない自家消費分等を追加した漁獲量としている。実務的には、長嶋補償コンサルタント(株)へ補償調査を委託し、その報告書である補償額算定調書（平成20年3月28日）の算定額と同額を交付している。

## 7. 滞留債権の管理等

### (1) 概要

#### ①滞留債権の管理について

調査に入った別府土木事務所において、使用料及び占有料で滞留債権が発生していた。

#### ②港湾施設台帳について

港湾施設台帳は、各土木事務所で所有している。金額は記載欄がなく、施設名で記載されている。各土木事務所からデータを提出して港湾課が作成し、完成品を各土木事務所に渡している。

### (2) 監査手続

①滞留債権の年齢調べを行い、滞留原因を確認した。

②調査をした別府土木事務所では、平成17年度までの記載はあるが、平成18年度以降は新規取得がないため記載がなかったため、北浜のヨットハーバーについて、記載の必要がないのか確認した。

### (3) 監査結果

#### ①滞留債権の滞留原因

滞留債権の年齢調べを行った結果は、次のとおりである。

平成20年度末の収入未済の金額

発生年月	金額（千円）
平成19年5月	802
平成19年10月	439
平成20年4月	535
平成20年10月	468
合 計	2,244

債務者は5名で、うち4名は平成21年中に半額程度は回収できる見込みであるが、他の1名は、事業不振によるもので、債務残額が一番大きく、毎月10万円分納（当年分の使用料を含む）している。なお、平成21年11月末現在で過年度分の残高は、1,947,840円となっている。

**【監査意見】**

滞留債権については、早期に回収するための対策を検討する必要がある。

②北浜のヨットハーバーについて

北浜のヨットハーバーについては、管理棟が完成すれば台帳に記載するとのことであった。



## 第4.10 公債管理特別会計

### 1. 特別会計の概要

#### (1) 設置目的

地方自治法第209条第2項の規定に基づき、一般会計予算における実質的な予算規模を把握し、公債管理の一層の明確化を図るため、平成17年4月1日にこの特別会計が設置された。

#### (2) 関連法令等

法令	大分県規則・要領
地方財政法	大分県公債管理特別会計設置条例 大分県減債基金条例

#### (3) 所管部署

総務部財政課

#### (4) 事業の概要

##### ①背景

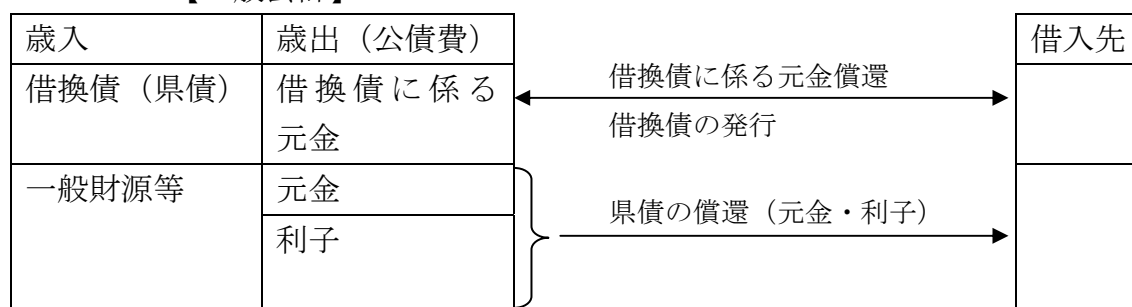
従来、県債の償還の平準化を図るため、借換を予定した県債を発行し、10年後の償還時に元金（公債費）とその財源として借換債（県債）を計上してきたが、今後の借換額の急増により、一般会計の歳入歳出総額が見かけ上膨らむため、借換債相当額を一般会計の歳入歳出から除外（圧縮）することで、実質的な予算規模を把握できるようになった。

また、満期時の一括償還のための財源として、年度ごとの理論償還分（発行額を償還期間で除した金額）を減債基金に積立てて、償還時に基金を取崩し、公債管理特別会計の公債費に充当するものとした。

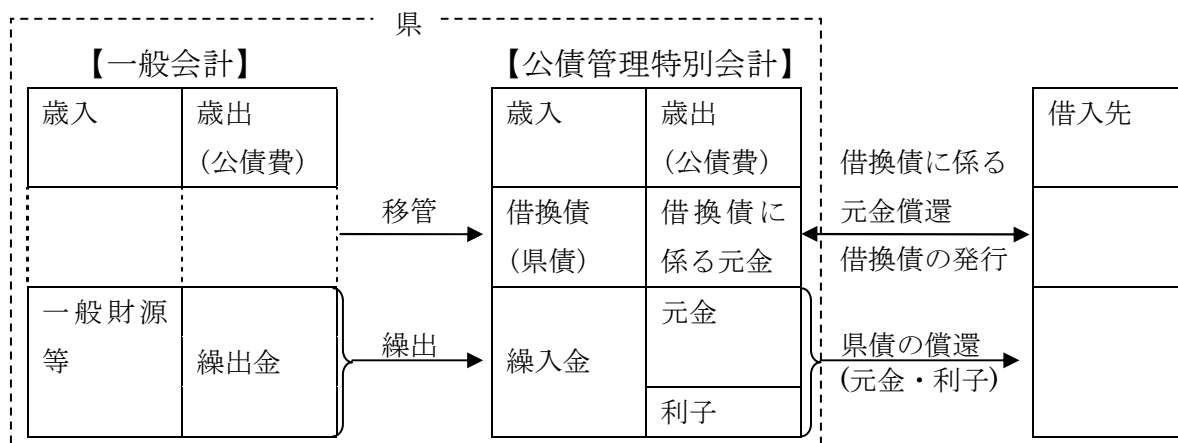
借換債の借入にあたっては、市中金融機関からの調達を行っている。

ア. 従来 of 仕組み

【一般会計】



イ. 特別会計設置後の仕組み



② 一般会計と公債管理特別会計の相違

起債にあたっては、新発債については一般会計で、借換債については特別会計で行っている。なお、一般会計における満期一括債については、毎年度の積立金見合い額について、債務残高を減少させているのに対し、特別会計においては実債務残高が示されている。

③ 減債基金積立金

県債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる県財政の健全な運営に資することを目的に、毎年度決算剰余金の3分の1を下らない額及び各年度予算で定める額を基金として積み立てることが条例で定められている。当該基金は、会計管理局において、譲渡性預金や大口定期預金によるもののほか、国債・地方債にて運用している。減債基金を用いた繰上償還は理論上・契約上は可能である。剰余金を財源に積み立てているものであり、取崩しは自由に行うことができる。

## (5) 歳入及び歳出の状況

単位：千円

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
繰入金		95,504,886	91,584,704	91,788,796	92,857,757
県債		15,561,000	24,984,000	31,144,000	37,113,000
歳入計		111,065,886	116,568,704	122,932,796	129,970,757
公債費		111,065,886	116,568,704	122,932,796	129,970,757
歳出計		111,065,886	116,568,704	122,932,796	129,970,757

※平成17年度より設置されている。

## (6) 県債発行と償還額の推移

単位：百万円

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
期首県債残高		983,390	987,110	987,234	994,411
県債発行額		78,252	73,974	83,081	77,802
借換債		15,561	24,984	31,144	37,113
借入計		93,813	98,958	114,225	114,915
元金償還額		74,532	73,850	75,904	77,214
借換債		15,561	24,984	31,144	37,113
償還計		90,093	98,834	107,048	114,327
期末県債残高		987,110	987,234	994,411	994,999

※公債管理特別会計ベースにて記載している

## (7) 減債基金の推移

単位：百万円

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
受入額	5,203	2,858	4,072	5,172	4,234
払出額	1,474	2,050	3,851	10,661	3,937
現在残高	39,193	40,001	40,222	34,733	35,029

※特別会計分も含めて記載している

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れる。

(8) 平成20年度末現在の起債残高の内訳

単位：百万円

区分		金額
普通債	土木債	574,750
	農林水産債	144,025
	教育債	26,533
	公営住宅債	9,624
	総務債	11,792
	福祉生活債	2,807
	保健環境債	5,792
	商工債	2,054
	警察債	2,688
	労働債	345
	小計	780,410
災害復旧債	土木債	9,241
	農林水産債	264
	教育債	13
	小計	9,518
その他	減税補てん債	12,157
	臨時税収補てん債	2,944
	退職手当債	12,300
	臨時財政対策債	171,670
	減収補てん債	6,000
	小計	205,071
合計		994,999

※公債管理特別会計ベースにて記載している

2. 起債手続

(1) 監査手続

- ①起債手続を確認した。
- ②借換債の起債の考え方を確認した。
- ③退職手当債の発行の根拠を確認した。
- ④減収補てん債及び臨時税収補てん債の発行の根拠を確認した。

⑤利率別地方債の状況を確認した。

## (2) 監査結果

### ① 起債手続の確認

#### i) 財政融資資金借入れの場合

- ・国（総務省 自治財政局 地方債課等）に起債予定額一覧（起債金額、起債先等）を提出する。
- ・予定額通知が来る（内定通知）。
- ・予定額通知に基づき、起債協議についての起案書を上げ、正式な協議を総務大臣に行う。
- ・その正式協議に基づき、同意通知が送られてくる。
- ・財務省と事前協議の上、財務省（大分財務事務所）宛に融資の依頼書を提出する（協議書、一覧表、借入申込書）。
- ・問題が無ければ、貸付通知書が送られてくる。
- ・貸付申込書に添付されてくる償還年次表を手入力にて電算入力する（償還年次表の電算資料作成）。

#### ii) 市場公募の場合

基本的な手続は、財政融資資金借入れと同様である。相手先が引き受けシ  
ンジケートローンになるだけの違いである。

起債手続のサンプリング

申請番号	財 1398 号
資金種別	財政融資資金
起債予定額一覧	H20. 11. 28
予定額通知	H20. 12. 25
起案書・起債協議書	H21. 3. 9
同意通知	H21. 3. 31
借入申込書	H21. 4. 21
貸付通知書・償還年次表	H21. 5. 18
貸付年月日	H21. 5. 26

### ②借換債の起債について

借換債の実質的内容は、本来、20年、30年の超長期の返済で計画し、  
国の許可等を受けているが、民間金融機関の場合、固定金利での貸出が10

年程度が限度ということもあり、例えば20年での場合は分割返済額は計画に基づく10年分とし、最終回の返済で残額を一括返済する約定で借入を行っておき、10年後に利率を見直した上で、借換えるというものである。同様に、将来の金利リスクを分散させるため、5年毎に借換えを行っているものもあり、この場合、30年の返済計画では、都合5回に亘り借り換えていくこととなる。

### ③退職手当債の発行の根拠

退職手当債は、地方財政法（第33条の5の5）の規定により発行されるものである。現在、各地方自治体では、過去の大量採用による職員の年齢構成の偏在から、いわゆる「団塊の世代」の大量退職時期を迎えていることに加え、退職金に備えた準備金的な制度が存在しないことから、退職金が平年度より著しく多額となる場合、職員定数の適正化等を行い、将来の人件費削減効果により償還財源が確保できると認められる範囲内で起債することができるとされている。

### ○地方財政法（第33条の5の5）

#### 退職手当の財源に充てるための地方債の特例

地方公共団体は、平成18年度から平成27年度までの間に限り、当該各年度に支給すべき退職手当の合計額が著しく多額であることにより財政の安定が損なわれることのないように、退職手当の財源に充てるため、第5条の規定にかかわらず、当該支給すべき退職手当の合計額のうち著しく多額であると認められる部分として総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。

#### 退職手当債のサンプリング

借入総額	5,800 百万円
借入年月日	平成21年5月29日
年利率	1.568%
償還期間	10年（うち据置期間3年）
償還条件	毎半期7%償還（5月末・11月末）
償還期間における支払利子総額	620 百万円

### ④減収補てん債及び臨時税収補てん債の発行

減収補てん債及び臨時税収補てん債は、地方財政法（第33条の5の2）

の規定により発行されるものである。

○地方財政法（第33条の5の2）

地方公共団体は、平成19年度から平成21年度までの間に限り、第5条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税附則第6条の3第1項の規定により控除する額に係る同項に規定する算定方法に準ずるものとして総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

- ①減収補てん債（75%国庫負担、25%県負担）
- ②臨時税収補てん債（全額国負担）

⑤利率別地方債の状況

発行している地方債を利率別にまとめてみると次のとおりである。

利率別地方債の状況（平成20年度決算）

単位：百万円

	利率別内訳							合計
	1.5%以下	1.5%超 2.0%以下	2.0%超 2.5%以下	2.5%超 4.0%以下	4.0%超 5.5%以下	5.5%超 7.0%以下	7.0% 超	
証書借入	431,770	220,369	69,558	35,366	15,902	4,582	0	777,547
証券発行	88,121	124,851	9,500	0	68	47	1	222,588
合計	519,891	345,220	79,058	35,366	15,970	4,629	1	1,000,135

※普通会計ベースで記載している

**3. 償還手続**

(1) 監査手続

- ①公債償還が適正に実行されているかについて、元利金支払請求書、支払負担行為決裁書、支出命令書等の関係書類を確認した。
- ②元金償還の延伸について確認した。

(2) 監査結果

- ①公債費償還手続きの適正性について  
償還手続きは、適正に実行されており、特に問題はなかった。

②元金償還の延伸について

平成13年の財政投融资改革以降、地方債の引き受けが公的資金から民間資金へとシフトするなか、「地方債に関する調査研究委員会」の報告書等を受け、全国的に、公債管理特別会計の設置による適切な公債管理とともに、償還年限の適正化など調達方法の多様化も図られてきた。

本県でも、全国的な流れを受け、今時の市場が超低金利水準にあることを好機と捉え、道路や教育施設整備等の財源として起債した県債について、施設の耐用年数に応じた償還年限の見直しを平成19年12月から実施することにより、公債費の平準化を図っている。

○元金償還の延伸による公債費の減少額について

①従来：借換後10年で償還・据置なし

単位：百万円

年度		借換額	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
H19	H19.12	10,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	H20.02	6,239	623	623	623	623	623	623	623	623	623	632
H20	H20.05	7,569	378	756	756	756	756	756	756	756	756	756
	H20.11	28,710	-	2,871	2,871	2,871	2,871	2,871	2,871	2,871	2,871	2,871
H21	H21.05	7,830	-	391	783	783	783	783	783	783	783	783
	H21.11	13,920	-	-	1,392	1,392	1,392	1,392	1,392	1,392	1,392	1,392
H22	H22.05	9,753	-	-	487	975	975	975	975	975	975	975
	H22.11	12,180	-	-	-	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218
H23	H23.05	4,595	-	-	-	229	459	459	459	459	459	459
	H23.11	12,180	-	-	-	-	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218
H24	H24.05	6,299	-	-	-	-	314	629	629	629	629	629
	H24.11	6,960	-	-	-	-	-	696	696	696	696	696
H25	H25.05	2,320	-	-	-	-	-	116	232	232	232	232
	H25.11	23,780	-	-	-	-	-	-	2,378	2,378	2,378	2,378
計			2,001	5,641	7,912	9,847	11,609	12,736	15,230	15,230	15,230	15,239

※満期一括償、補償金なし繰上償還、5年借換債を除く



②変更：借換後20年で償還・3年据置

単位：百万円

年度		借換額	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
H19	H19.12	10,000	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
	H20.02	6,239	311	311	311	311	311	311	311	311	311	311
H20	H20.05	7,569	-	-	-	222	445	445	445	445	445	445
	H20.11	28,710	-	-	-	-	1,688	1,688	1,688	1,688	1,688	1,688
H21	H21.05	7,830	-	-	-	-	230	460	460	460	460	460
	H21.11	13,920	-	-	-	-	-	818	818	818	818	818
H22	H22.05	9,753	-	-	-	-	-	286	573	573	573	573
	H22.11	12,180	-	-	-	-	-	-	716	716	716	716
H23	H23.05	4,595	-	-	-	114	229	229	229	229	229	229
	H23.11	12,180	-	-	-	-	609	609	609	609	609	609
H24	H24.05	6,299	-	-	-	-	157	314	314	314	314	314
	H24.11	6,960	-	-	-	-	-	348	348	348	348	348
H25	H25.05	2,320	-	-	-	-	-	58	116	116	116	116
	H25.11	23,780	-	-	-	-	-	-	1189	1189	1189	1189
計			811	811	811	1,147	4,169	6,066	8,316	8,316	8,316	8,316

③変更－従来（②－①）

単位：百万円

年度		借換額	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
H19	H19.12	10,000	-500	-500	-500	-500	-500	-500	-500	-500	-500	-500
	H20.02	6,239	-312	-312	-312	-312	-312	-312	-312	-312	-312	-321
H20	H20.05	7,569	-378	-756	-756	-534	-311	-311	-311	-311	-311	-311
	H20.11	28,710	-	-2,871	-2,871	-2,871	-1,183	-1,183	-1,183	-1,183	-1,183	-1,183
H21	H21.05	7,830	-	-391	-783	-783	-553	-323	-323	-323	-323	-323
	H21.11	13,920	-	-	-1,392	-1,392	-1,392	-574	-574	-574	-574	-574
H22	H22.05	9,753	-	-	-487	-975	-975	-689	-402	-402	-402	-402
	H22.11	12,180	-	-	-	-1,218	-1,218	-1,218	-502	-502	-502	-502
H23	H23.05	4,595	-	-	-	-115	-230	-230	-230	-230	-230	-230
	H23.11	12,180	-	-	-	-	-609	-609	-609	-609	-609	-609
H24	H24.05	6,299	-	-	-	-	-157	-315	-315	-315	-315	-315

	H24. 11	6,960	-	-	-	-	-	-348	-348	-348	-348	-348
H25	H25. 05	2,320	-	-	-	-	-	-58	-116	-116	-116	-116
	H25. 11	23,780	-	-	-	-	-	-	-1,189	-1,189	-1,189	-1,189
計			-1,190	-4,830	-7,101	-8,700	-7,440	-6,670	-6,914	-6,914	-6,914	-6,923

#### 4. 減債基金の運用

##### (1) 監査手続

- ①預金及び債券の平成21年3月31日現在の残高証明書等を入手し、残高の確認を行った。
- ②運用方法の妥当性を検証した。

##### (2) 監査結果

- ①預金及び債券の残高確認  
残高は一致し、特に問題はなかった。

- ②運用方法の妥当性

譲渡性預金を中心に、大口定期、普通預金、地方債等にて運用されており、特に問題はなかった。

なお、「大分県基金等運用方針」では、基金等の運用対象商品は、預金及び債券としており、そのうち債券は「国債、政府保証債及び地方債等元本の償還及び利息の支払いが確実なもの」としている。

減債基金残高の内訳

単位：百万円

	金額
譲渡性預金	23,677
大口定期	8,688
普通預金	14
政府保証債	304
地方債	1,806
大分県債	91
計	34,580

※特別会計分も含めて記載している

## 5. 財政健全化指標

### (1) 監査手続

大分県の財政健全化指標の数値を確認した。

### (2) 監査結果

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成20年4月1日施行）により財政状況の判断指標として、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率・資金不足比率が、平成19年度決算から算定が義務付けられた。

大分県の平成20年度決算における各指標の数値は次のとおりであり、いずれの指標も早期健全化基準（資金不足比率については経営健全化基準）を下回っている。

	対象範囲	健全化判断比率		
		早期健全化基準	財政再生基準	大分県
1. 実質赤字比率 一般会計等の実質赤字比率	一般会計及び一般会計に準ずる会計（母子寡婦、中小企業等）	3.75%	5%	赤字なし
2. 連結実質赤字比率 全会計の実質赤字の比率	1に病院局、企業局、流通業務団地等の公営企業会計を加えたもの	8.75%	15%	赤字なし
3. 実質公債費比率 公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	2に一部事務組合や広域連合を加えたもの	25%	35%	12.8%
4. 将来負担比率 県債残高の他、一般会計等が将来負担すべき実質的負債を捉えた比率	3に土地開発公社等の県設立団体及び損失補償等を行っている団体を加えたもの	400%	—	212.4%
5. 資金不足比率 各公営企業の資金不足比率	公営企業会計ごとに算定	20%	—	資金不足なし

《参考：各指標の算定方法》

$$\text{【実質赤字比率】} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{【連結実質赤字比率】} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{【実質公債費比率】} =$$

( 3カ年平均 )

(県債の元利償還金+準元利償還金)-

$$\frac{\text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

$$\text{【将来負担比率】} =$$

将来負担額-(充当可能基金額+特定財源見込額+県債現在高等

に係る基準財政需要額算入見込額)

$$\frac{\text{標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

$$\text{【資金不足比率】} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(注1) 「標準財政規模」には臨時財政対策債発行可能額を含む

(注2) 準元利償還金 (次のイからニまでの合計額)

イ 満期一括償還県債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ニ 一時借入金の利子

(注3) 将来負担額 (次のイからホまでの合計額)

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における県債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額 (地方財政法第5条各号の経費に係るもの)

ハ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金償還に充てるための、一般会計等からの繰入見込額

ニ 退職手当支給予定額 (全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

ホ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財

務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額  
へ 連結実質赤字額

## 第4. 1.1 心身障害者扶養共済制度特別会計

### 1. 特別会計の概要

#### (1) 設置目的

地方自治法第209条第2項の規定に基づき、心身障害者扶養共済制度の円滑な運営とその経理の適正を図るため、昭和45年4月1日にこの特別会計が設置された。

#### (2) 関連法令等

法令	大分県規則・要領
独立行政法人福祉医療機構法	大分県心身障害者扶養共済制度特別会計設置条例 大分県心身障害者扶養共済制度条例施行規則 大分県心身障害者扶養共済制度条例

#### (3) 所管部署

福祉保健部障害福祉課

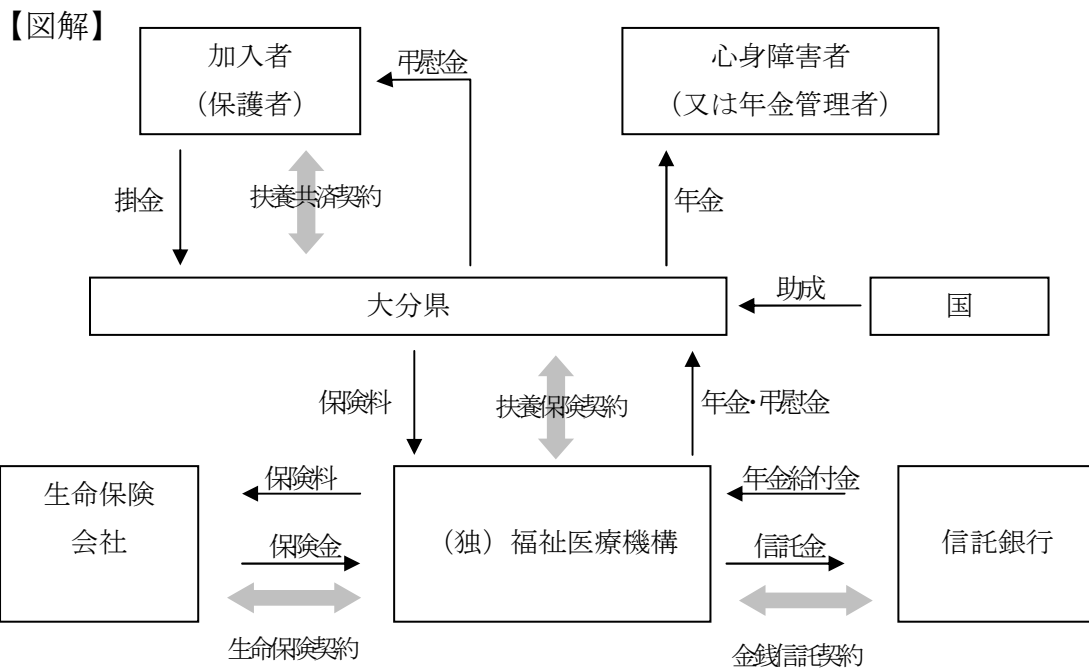
#### (4) 事業の概要

心身障害者扶養共済制度の運営を行っている。これは、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者死亡後、心身障害者に年金を支給することで、心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とする。

この制度の円滑な運営を図るため、(独)福祉医療機構(以下、「福祉医療機構」という。)と心身障害者扶養保険契約を締結し、運営している(全国統一)。

##### ①心身障害者扶養共済制度

保護者死亡後に心身障害者の生活の安定を図るため、保護者が生前に一定の掛金を納付することにより、保護者死亡後に残された心身障害者に対して年金(一口月額2万円)を支給する。



・加入資格

心身障害者の保護者のうち、加入時に下記の要件に該当するもの

- 一 県の区域内に住所を有すること
- 二 65歳未満であること
- 三 心身障害者扶養保険契約の対象となり得る者であること

次に掲げる要件に該当する者は、上記の規定にかかわらず、制度に加入することができる

- 一 制度の発足後に転入をしたこと
- 二 転入の直前まで他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入者であって、転入後直ちに制度に加入するものであること

・加入口数の限度

同一の心身障害者につき二口まで。

・掛金等

加入者は、加入の承認を受けた日の属する月から、下表に定める掛金を納付しなければならない。

(平成20年4月1日現在)

加入時又は口数の追加時の年齢	掛金又は加算掛金の月額
35歳未満	9,300
35歳以上40歳未満	11,400
40歳以上45歳未満	14,300
45歳以上50歳未満	17,300
50歳以上55歳未満	18,800
55歳以上60歳未満	20,700
60歳以上65歳未満	23,300

・掛金の免除（プレミアム免除）

加入者が下記の要件のいずれにも該当したときは、掛金等を免除する。

- 一 加入日から20年
- 二 加入日から加入者が4月1日時点で満65歳である年度の加入当日の前日までの期間

・掛金等の減免

加入者のうち、生活困窮等のため掛金又は加算掛金を納付することが困難であるものについて、掛金等を減額又は免除することができる。

具体的には、次のとおり。

- 一 生活保護法第六条第一項に規定する被保護者は、掛金の全額を免除
- 二 市町村民税を課せられる者のいない世帯に属するものは、掛金の半額を減額

・地位の喪失

加入者は、次のいずれかに該当したときは、その生じた日の属する月の翌月から、その地位を失う。

- 一 加入者が死亡又は重度障害となったとき
- 二 扶養する心身障害者が死亡したとき
- 三 脱退の申出をしたとき
- 四 加入者が掛金等を一定期間（2月以上）滞納したとき



## (5) 歳入及び歳出の状況

単位：千円

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
国庫支出金 *1	34,549	34,540	34,598	34,609	32,303
一般会計繰入金	35,434	35,472	35,535	35,509	33,868
諸収入 *2	97,409	107,093	104,628	104,706	112,510
前年度繰越金	648	193	269	168	283
歳入計	168,040	177,298	175,030	174,992	178,964
心身障害者扶養共済事業費*3	167,847	177,029	174,862	174,709	178,599
翌年度繰越金	193	269	168	283	365
歳出計	168,040	177,298	175,030	174,992	178,964

\*1 心身障害者扶養共済制度運営費補助金

\*2 加入者からの掛金納付及び福祉医療機構からの年金交付金

\*3 福祉医療機構への保険料支払及び年金受給者への年金支払等

## (6) 予算規模

平成 21 年度 177,232 千円(平成 20 年度 183,898 千円)

(内訳)

保険料等 91,562 千円(財源 国庫支出金 32,128 千円、一般会計繰入金  
33,391 千円、加入者納付金 26,042 千円、繰越金 1 千円)

扶養年金 85,320 千円(財源 年金交付金 85,320 千円)

運営費 350 千円(財源 国庫支出金 175 千円、一般会計繰入金 175 千円)

## (7) 加入者及び年金受給者の状況(平成 20 年 10 月 1 日現在)

加入者数	356 名(うち口数追加加入者 125 名)	
加入口数	481 名	
掛金減免者数	全額免除者(生活保護)	4 名(5 件)
	半額免除者(市町村民税非課税世帯)	6 名(7 件)
	計	10 名(12 件)
年金受給者数	329 名(うち 2 口受給者 20 名)	

## (8) 監査手続

- ① 本特別会計の当初の設置目的を確認した。
- ② 本特別会計の必要性を検討した。

## (9) 監査結果

### ①本特別会計の当初の設置目的

大分県心身障害者扶養共済制度特別会計設置条例には、「心身障害者扶養共済制度の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。」とある。また、担当者へのヒアリングにおいては、「制度導入当初その制度の認知を高めることも狙いの一つではなかったのでは」、とのことであったが、特別会計設置の主要な目的は確認できなかった。

### ②本特別会計の必要性

心身障害者扶養共済制度は、全国共通の制度であり、各都道府県にて同様の事務手続を行っている。しかしながら、法的に特別会計の設置が義務付けられているものではないため、実際に特別会計を設置している自治体は少なく、大分県のほか、岡山県や栃木県、長野県などに限られている。

そこで、本県において特別会計の設置の必要性と意義を担当者に確認したところ、「一般会計とは別に独立の会計を設置することで、当該事業の経理の適正化、明瞭化を図ることができる。」との回答を得た。

## 2. 申込・審査手続

### (1) 概要

#### ①加入申込み

加入申込者は、加入申込書に次の書類及び申込者告知書を添付し、県（窓口：福祉事務所）に申し込む。

加入申込書 添付書類	住民票（申込者、心身障害者）
	年金管理者指定届書
	障害証明書（療育手帳等の所持の有無など）

※年金管理者指定届書は、心身障害者の年金を管理する年金管理者を加入者が指定し届出るものである。

県（障害福祉課）にて、記載事項や添付書類の漏れ・誤り等を確認し、福祉医療機構宛、保険対象加入者等追加申込書に次の書類を添付し申し込む。

保険対象加入者等 追加申込書 添付書類	心身障害者扶養保険対象加入者名簿
	障害証明書
	申込者告知書

なお、加入審査は、県では行わず福祉医療機構にて行う。

## ②加入承認通知

福祉医療機構の審査が通ると、保険対象加入者等追加承諾書が県に送付される。県は、申込者宛に、加入等承認通知書と第1回納入分の納入通知書を福祉事務所経由で送付する。第1回の納入を確認したのち、福祉事務所経由で大分県心身障害者扶養共済制度加入証書と第2回以降の納付書を送付する。

## ③掛金の減額・免除申請

掛金等減額免除申請書と次の書類を本人より徴収し、伺い書起案して決裁する。

掛金等減額免除申 請書添付書類	生活保護法の被保護者である証明書
	又は
	市町村民税非課税証明書

なお、プレミアム免除（加入者が65歳かつ20年又は25年加入）の場合は、大分県心身障害者扶養共済制度掛金の免除について（通知）を本人宛、福祉事務所経由で送付する。

## (2) 監査手続

- ① 新規加入者の申込書類が完備されているかサンプリングにて確認した。
- ② 掛金等減額免除申請の手続の合規性および書類の検討を行った。

## (3) 監査結果

### ① 申込書類の完備

平成18～20年度の新規加入者のうち3名について確認したが、問題はなかった。

### ② 掛金等減額免除申請

平成20年度の減額及び免除9名について確認した。うち8名については、規定の手續と書面の完備がなされていることを確認したが、残りの1名A氏については監査当日減額及び免除の関係書類を確認できなかった。

#### A氏の経緯

～平成20年5月	生活保護法の被保護者に該当し全額免除。
平成20年6月～	生活保護法の被保護者に非該当となる。市民税の非課税に該当し半額免除。
平成20年10月～	再度、生活保護法に該当し全額免除。

後日、その関係書類の提示を受け、内容を確認した。

#### 確認した書類

申請書等	申請日等
掛金等免除理由消滅届	平成20年5月31日
掛金等減額申請書 (添付) 市町村民税非課税証明書	平成20年5月31日 平成20年10月24日付
掛金等免除申請書 (添付) 生活保護法の被保護者である証明書	平成20年9月18日 平成20年9月18日付

#### 【不備事項】

掛金等減額申請書の添付書類である、市町村民税非課税証明書の発行日付は申請日より約5か月後になっていた。従って、掛金等減額申請書は、申請日以降に作成された可能性が高いと考えられる。このケースは、非常に手續が煩雑ではあるものの、適時適正に処理すべきであったと考える。

### 3. 掛金の回収手續

#### (1) 概要

##### ①掛金の納付と入金確認

掛金の納付は、納付書により行う。年度初めに1年分の納付書を送付しており、一括での入金も可能である。また、平成20年5月より口座振替制度を開始している。

入金のチェックは、加入者掛金消込台帳で管理し、またコンピュータによる管理も行っており、2重での管理となっている。

## ②未収債権の督促

滞納期間が2か月以上である未納者に対して、催告書を発送する。また、それでも入金がない場合は、電話、訪問等にて督促を行っている。債権回収マニュアルは存在せず、督促経過等の記録は一部残っているものの記録がないものも多い。従って、未収者の顛末管理は特になされていない。加入について他の親族が知らない場合もあり、回収を強固にするのが難しい。心身障害者へ支給される年金と未収の掛金との相殺はできない。

なお、脱退者の未収債権については、脱退した滞納者にとって、未収金を支払うことに何のメリットもなく、未収金の納入が期待できないため、催告書の送付を控えており、回収は事実上不可能となっている。

なお、こうした状況を踏まえ、平成21年10月に債権管理マニュアル（未収金徴収事務処理要領）を定め、未収金防止に努める予定である。

## ③不納欠損処分

未収債権の不納欠損処分に関する規定は特になく、大分県会計規則及び大分県会計規則運用通知に従って行うことになる。

なお、平成21年10月に定めた債権管理マニュアル（未収金徴収事務処理要領）では、不納欠損処分を行う場合についても規定された。

## (2) 監査手続

- ① 掛金の口座引き落としの状況を確認した。
- ② 未収債権の状況を確認した。
- ③ 不納欠損処分の状況について確認した。

## (3) 監査結果

### ①掛金の口座引き落としの状況

掛金の口座引き落としを平成20年5月より開始したが、平成21年3月31日現在の口座引き落としの状況は次のとおりである。

口座引き落とし	60人
加入者数のうち掛金支払者	145人
口座引き落とし率	41.4%

## ②未収債権の状況

平成20年度における共済掛金未収金は、下表のとおりである。

発生年度	未収債権額(千円)
過年度分	3,000
平成16年度	302
平成17年度	15
平成18年度	71
平成19年度	0
平成20年度	468
合計	3,856

共済掛金の未収金については、加入者が脱退するまでの間、県が立替えて福祉医療機構に支払っている。しかしながら、滞納者の現状把握が不十分であり、未収金の回収を前提に行っているとは言いがたい状況である。

なお、脱退時に共済掛金の未納付額がある場合には、脱退一時金から未納付額を控除して支払うこととしている。

延滞発生後の強制脱退については、平成15年を最後に行われていないが、それ以降の延滞発生者の脱退については、その脱退理由等は管理・把握されておらず確認できなかった。

### 【監査意見】

延滞発生時の事務手続をまとめた債権回収マニュアルを作成し、それに沿った回収を行う必要がある。また、延滞者の経緯・交渉等の顛末を管理し、いつでも確認可能な状態とする必要がある。

## ③不納欠損処分

不納欠損処分は平成18年度決算に行っている。

不納欠損処分 調定年度	平成18年度決算実施分	
	件数	金額(円)
平成元年度	2名分	36,600
平成2年度	7名分	181,400
平成3年度	3名分	30,000
平成4年度	7名分	142,200

平成5年度	5名分	75,600
平成6年度	4名分	53,600
平成7年度	3名分	113,500
平成8年度	3名分	217,600
計	34名分 (実人員20名)	850,500

- ・不納欠損処分を行った理由：  
これらは、すべて脱退者であり、掛金を納付することによって当該制度から受ける利益は何もなく、未納となっている掛金を納付する意思は全くない。債務者から時効援用申立書の提出があり、これによって10年の消滅時効が完成し、未納掛金に係る県の債権は消滅した。
- ・不納欠損処分の手続：  
時効の援用がない場合は、時効による消滅の判断をすることができず、不納欠損にあたっては、地方公共団体の積極的な意思決定が必要となり、権利放棄として議会の議決が必要となる。しかし、時効が援用された場合は、時効による消滅の判断ができ、債権は時効により当然に消滅し、議決を経ずに不納欠損処分を行えるため、福祉保健部長の決裁により行われている。

#### 【監査意見】

平成19年度以降の決算では、不納欠損処分を実施していないが、未収債権のほとんどが脱退者であり、その多くは回収可能性が極めて低いものと考えられる。従って、平成18年度決算と同様に、時効の援用により消滅時効が完成した債権については、早期に不納欠損処分を行っていくことが必要と考える。

#### 4. 年金等の交付手続

##### (1) 概要

##### ①年金の支給

年金の支給は、加入者（保護者）の死亡により開始される。書類を福祉医療機構へ提出し、審査をもって決定される。

掛金は、亡くなった月分までは支払い、年金は亡くなった月分から支払わ

れる。年金の支払いは福祉医療機構から県に振り込まれて、県から年金受給者に支払うことになる。県への振込みは、県から福祉医療機構への支払い請求に基づいて行われる。実際の支払いは福祉医療機構の審査終了後になるため3か月分程度がまとめて支払われることになる。福祉医療機構からの支払がないと県は年金受給者へ支払いは行わない。

振込み時の福祉医療機構からの情報としては、全体の口数と金額、明細は前回との変更分のみ送付される。県では、個別明細のチェックは、福祉医療機構から送付された変更分と県から申請した分のみチェックを行い、全件数のチェックは行わない。また、年1回福祉医療機構から年金受給者のリストを県に送ってくるので、年金支給者のデータが、福祉医療機構と県で一致しているか、県にてチェックする

支払の管理は、電算システムにて加入者・年金受給者ごとに行っている。加入者の管理については、年に一度、市町村に依頼して住基ネット等にて確認する。年金受給者の管理は県が直接、年金管理者に住民票の添付等を求めている。

## ②弔慰金の支給

加入者の生存中にその扶養する心身障害者が死亡したとき、又は加入者とその扶養する心身障害者が同時に死亡したときは、年金受給権が発生していない口数について、当該加入者又はその遺族に対し、弔慰金を支給する。ただし、加入期間又は口数追加期間が一年に満たない場合は、この限りでない。

加入期間又は口数追加期間	弔慰金の額（一口あたり）
1年以上5年未満	5万円
5年以上20年未満	12万5千円
20年以上	25万円

## ③脱退一時金

加入者が、脱退又は口数の減少の申出をしたときは、年金受給権が発生していない口数について、規則に定めるところにより、当該加入者に対し、脱退一時金を支給する。ただし、加入期間又は口数追加期間5年に満たないとき、又は加入者が転出したことに伴い、転出後直ちに他の制度の加入者となったときは、この限りでない。



加入期間又は口数追加期間	脱退一時金の額 (一口あたり)
5年以上10年未満	7万5千円
10年以上20年未満	12万5千円
20年以上	25万円

なお、脱退時に未納付額（延滞）がある場合には、脱退一時金から未納付額を控除して支払うことになる。

## (2) 監査手続

- ①年金及び弔慰金、脱退一時金の支払いに関する書面管理と、年金及び弔慰金、脱退一時金の支払事由をサンプリングにて確認した。
- ②加入者が死亡したが、請求無く年金を未払いとなっている事例はないか確認した。
- ③脱退者についてその理由及び県のフォローの状況を確認した。
- ④年金の支払い額について、機構から県への支給額と、県から年金受給者への支給額とが一致するか、サンプリングにて確認した。
- ⑤年金の過払いが発生していないか、またその場合どのような対応をしているか確認した。

## (3) 監査結果

### ①書面管理と支払事由の検討

平成18年度～20年度に支払った年金、弔慰金、脱退一時金のうち、年金6件、弔慰金3件、脱退一時金3件について関係書類を確認したが、書面管理の状況と支払事由について、特に問題はなかった。

### ②年金が未払いとなっている事例の検討

支払漏れがないよう、加入者及び心身障害者の現状調査を、市町村に依頼し年1回実施している。この数年は支払漏れの事例はなく、それ以前は記録が残っていないので確認はできないとのことであった。

ただし、次のような年金・弔慰金の支払いの請求遅れを確認した。年に一度の加入者・受給者の現状把握が不十分である。

#### ・年金支払いの請求遅れ

市役所の指導により年金加入・年金支払事由が発覚し、請求する事態が生

じている（平成18年度：2年以上遅れが3件、平成19年度：1年以上遅れが1件、平成20年度：1年遅れが1件）。

・弔慰金支払いの請求遅れ

年金同様に請求遅れが生じている（平成18年度：2年以上遅れ1件）。

**【監査意見】**

年金及び弔慰金の支払いの請求遅れが生じており、加入者・心身障害者の現状把握が十分できているとはいいがたい。市町村との連携を密にし、長期間の請求遅れが生じないように対策を講じる必要がある。また、加入者及び心身障害者の現状調査を最低でも年2回は行う必要がある。

③脱退者についてその理由及び県のフォローの状況を確認

平成19年度の脱退者1名については、掛金免除要件の一つである20年以上の支払いを行っており、もう一つの要件である65歳まであと5年であった。掛金は月額4,500円であり、残り5年間で支払えば（27万円）掛金免除になるとともに、年金額が月額2万円増えるはずであった。明らかに加入者に対するフォロー不足である。

このようなケースは多々あり、脱退による年金喪失の機会と継続による年金受取額のメリットの説明と説得が出来ているのか疑問である。

**【監査意見】**

未払・脱退後に加入者が死亡した場合、加入者は損をすることになり、県からの極力脱退しないようにさせるためのフォローが必要である。

従って、年金から未払い分を天引きする制度があれば、年金の確実な受け取り、延滞債権の削減に寄与することができる。

④年金の支払い額の確認

平成21年3月の年金受給者への年金支払額（7,160千円）と福祉医療機構から県への支払額（7,180千円）に20千円の差額があった。これは、平成19年6月に死亡した年金受給者B氏の死亡の届が、年金管理者より県へ提出されておらず、平成21年3月によく提出された。そのため、県から福祉医療機構への死亡届もそれ以降の提出となり、平成21年3月分まで福祉医療機構から県へ年金が支払われたためである。

⑤年金の過払いの確認

年金受給者が死亡した場合、その事実が判明するまでは年金を支給するため、過払いとなることがある。その場合、年金管理者に対して返還を求めることになる。

平成19年6月に死亡した年金受給者B氏の場合、平成19年7月～20年6月までの、240千円（20千円×12月）が過払いとなり、うち180千円を平成21年6月に回収し、平成21年8月31日現在60千円未回収である。他にも、過払いとなり返還請求した事例を1件確認した。

## 第4. 1 2 公共用地先行取得事業特別会計

### 1. 特別会計の概要

#### (1) 設置目的

地方自治法第209条第2項の規定に基づき、公共用地先行取得事業の円滑な推進とその経理の適正を図るため、平成9年4月1日にこの特別会計が設置された。

#### (2) 関連法令等

法令	大分県規則・要領
—	大分県公共用地先行取得事業特別会計設置条例 大分県公共用地先行取得事業特別会計事務実施要綱

#### (3) 所管部署

土木建築部用地対策課

#### (4) 事業の概要

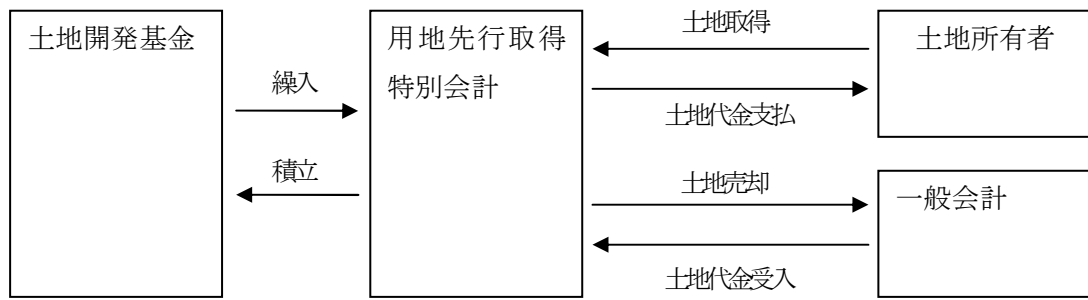
本特別会計にて公共事業用地を先行取得し、後年度に一般会計事業費で再取得することで、予算執行の都合に縛られず効率的な用地取得を可能とする。

本特別会計を使った公共事業用地取得の仕組みとして、次の2つの方式がある。

##### ①土地開発基金からの繰入金による用地取得

土地開発基金から公共用地先行取得事業特別会計へ繰入した4.2億円を原資に、特別会計の資産として土地所有者から土地を取得する。この取得した土地は一般会計（道路事業等）へ売却され、その資金を原資に、新たに土地所有者から土地を取得する。

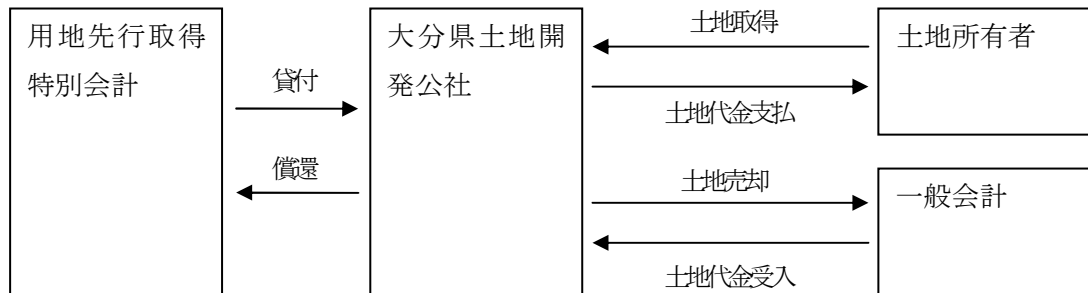
なお、平成21年度以降は、このスキームでの土地の取得予定はなく、平成21年度中に特別会計で保有する土地の売却が完了し、土地開発基金へ4.2億返済し、平成22年度には土地開発基金からの繰入残高は0円となる予定である。



②大分県土地開発公社への貸付金による用地取得

公共用地先行取得事業特別会計から、大分県土地開発公社（以下、「県土地開発公社」という。）へ土地の取得原資として毎年度 18.8 億円を貸し付ける。県土地開発公社は、この資金を大分県の指示に基づき、土地所有者から土地を取得し、県土地開発公社の資産とする。県土地開発公社は、この取得した土地を一般会計（道路事業等）へ売却する。毎年度末には、県土地開発公社へ貸付けた額の全額が償還される。

なお、平成 21 年度から、県土地開発公社への貸付金は 10 億円に減額されている。



(5) 歳入及び歳出の状況

単位：千円

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
財産収入	483,241	393,594	311,081	374,839	278,524
諸収入 *1	1,880,000	1,880,000	1,880,000	1,880,000	1,880,000
前年度繰越金	200,036	139,919	104,487	74,472	150,693
歳入計	2,563,277	2,413,513	2,295,568	2,329,311	2,309,217
用地費 *2	198,579	83,187	50,050	213,701	24,369
補償費 *2	344,779	265,839	291,046	84,917	7,729
積立金(基金繰入金) *3	0	80,000	0	0	0
貸付金	1,880,000	1,880,000	1,880,000	1,880,000	1,880,000
翌年度繰越金	139,919	104,487	74,472	150,693	397,119
歳出計	2,563,277	2,413,513	2,295,568	2,329,311	2,309,217

- \*1 貸付金(県土地開発公社)の回収額である。
- \*2 公共用地先行取得事業に関する事業費は、用地の買収費及び補償費のみであり、県土地開発公社へ支払う事務手数料(用地費及び補償費の合計額×2.7%×0.15×1.05)については一般会計の事業費工事雑費にて支出されている。
- \*3 土地開発基金からの借入の返還である。

(6) 予算規模

平成21年度 1,420,000千円(平成20年度 2,300,000千円)

(内訳)

貸付金 1,000,000千円 (財源 償還金 1,000,000)

積立金 420,000千円 (財源 財産収入 420,000)

(7) 貸付金(県土地開発公社)の残高推移

単位：千円

区分	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
貸付額	1,880,000	1,880,000	1,880,000	1,880,000	1,880,000
回収額	1,880,000	1,880,000	1,880,000	1,880,000	1,880,000
残高	0	0	0	0	0

※平成21年度より貸付額が10億円となった。

(8) 先行取得の実績

①土地開発基金からの繰入金による用地取得

単位：千円

	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
取得筆数(筆)	27	11	46	30	102
取得面積(m <sup>2</sup> )	7,381	2,895	9,147	21,908	27,508
補償件数(件)	15	9	30	3	0
用地費	134,666	65,652	54,442	207,196	24,251
補償費	350,676	198,407	320,139	26,880	0
用地費補償費計	485,342	264,059	374,561	234,076	24,251

※契約金額ベースのため、(5)歳入及び歳出の状況の数字とは一致しない。

②県土地開発公社への貸付金による用地取得

単位：千円

	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
取得筆数（筆）	92	18	26	0	4
取得面積（㎡）	27,223	1,580	7,607	0	9,423
補償件数（件）	36	22	8	0	0
用地費	183,053	57,894	92,899	0	80,708
補償費	539,070	208,246	343,620	0	0
用地費補償費計	722,123	266,141	436,518	0	80,708

(9) 事業実施上の事務の流れ

大分県公共用地先行取得事業特別会計事務実施要綱（平成9年4月1日施行）に次のように規定されている。なお、書類は、すべて事業主管課長を経由し提出する。

①事業実施計画書等の提出

事務所長等が実施年度の5月末までに「公共用地先行取得事業実施計画書」を土木建築部長へ提出する（ただし、緊急を要するものについては随時提出可能）。

なお、計画書に変更が生じた場合（軽微なもの除く）、ただちに「公共用地先行取得事業実施変更計画書」を作成し、土木建築部長へ提出する。

②事業計画に対する決定

土木建築部長が事業の実施方法を決定し、「公共用地先行取得事業実施計画通知書」にて事務所長等に通知する。なお、変更計画書提出時も同様である。

③事業の実施

- ・土地開発基金からの繰入金による用地取得の場合  
事務所長等は、特別会計予算の令達を受け実施する。

- ・県土地開発公社への貸付金による用地取得の場合

土木建築部長が県土地開発公社と「公共用地先行取得資金貸付契約」を締結し資金を貸付ける。県土地開発公社は年度末まで県に償還。ただし償還日まで土地等の引渡しがなく、県土地開発公社が金融機関等から借入をした場合、4月1日に同額を県土地開発公社に貸付ける（これは、土地等の引渡しが完了するまで毎年度実施）。

#### ④取得した土地の管理等

事務所長又は県土地開発公社は、取得した土地等について「公共用地先行取得台帳」の作成が必要である。

#### ⑤事業の完了報告

事務所長又は県土地開発公社は、取得事業完了後、「公共用地先行取得事業完了報告書」をすみやかに作成し、土木建築部長に提出する。

#### ⑥取得した土地等の引渡し

- ・土地開発基金からの繰入金による用地取得の場合

事務所長等は、「先行取得用地等引渡要求書」により、土木建築部長に土地の引渡しを要求する。土木建築部長は、引渡し要求が適当と認められるときは、「先行取得用地等引渡書」により引渡しを行う。

- ・県土地開発公社への貸付金による用地取得の場合

事務所長等は、土木建築部長へ県土地開発公社との「土地等引渡契約」の締結を依頼のうえ引渡しを受ける。

#### ⑦引渡し前の使用承認

引渡し前に土地を使用する必要がある場合、事務所長等は、「引渡前土地使用承認申請書」により土木建築部長に申請する。土木建築部長が適当と認める場合、「引渡前土地使用承認書」により通知する（ただし、県土地開発公社取得土地の場合は、県土地開発公社の承認後でなければ使用できない）。

## 2. 全般的事項

### (1) 監査手続

- ①特別会計にて取得した土地が一般会計にて買い戻されていないものが存在しないか確認した。
- ②特別会計での先行取得を行うことのメリット・デメリットを確認した。
- ③県土地開発公社への貸付による取得へ一本化する理由を確認した。
- ④県土地開発公社への貸付金の年度末処理について確認した。

### (2) 監査結果

- ①一般会計にて買い戻されていない土地の有無



平成20年度末時点で、一般会計にて買い戻されていない土地は、次の3件（特別会計所有：1件、県土地開発公社所有：2件）であり、いずれも平成20年度に取得したものであった。平成19年度以前に取得した土地については、すべて一般会計にて買い戻しが終了していた。

一般会計の買い戻し未了物件 平成20年度末現在

所有	路線名	事業名	筆数	用地費(千円)
特別会計	野津宇目線	道路改良工事	103	24,251
県土地 開発公社	八坂川	河川改良工事	3	47,445
	宇佐本耶馬溪線	道路改良工事	1	33,263
計			107	104,960

※すべて平成20年度取得

#### ②特別会計での先行取得を行うことのメリット・デメリット

本特別会計において先行取得することの主なメリット、デメリットは次のとおりである。

(メリット)

- ・地権者の都合で当初計画より早く取得が可能になったが、一般会計での予算がつかず取得ができない場合であっても、特別会計で取得できれば、早期の着工が可能になるなど、機動的な対応が可能になる。

(デメリット)

- ・翌年度以降に一般会計で確実に予算化される事業に対する用地の取得にしか使えないため、万一、取得した土地が予算化されなければ、一般会計での買い戻しができず、塩漬けとなる（その場合、それ以後の土地新規取得の財源が確保できなくなる）。
- ・先行取得のため予算を見積もるのが極めて困難な場合がある。
- ・補助事業は用地費のみ先行取得対象となり事業化が難しい場合がある。

#### ③県土地開発公社への貸付による取得へ一本化する理由

県土地開発公社への貸付による取得のほうが、土地開発基金からの繰入金による取得より、県（土木事務所）の事務手続きが容易であることが主な理由である。

#### ④県土地開発公社への貸付金の年度末処理について

県土地開発公社への貸付は4月初めに実行され、その同額を3月末に返還を受ける形で毎年度行われている。県土地開発公社では、年度末の県への返済のため、市中金融機関からの融資を、翌年度新たに県から貸付を受けるまでの数日間受けている。従って、年度末時点では県から県土地開発公社への貸付残高は無い形となっているものの、実質的には県から県土地開発公社へ常時貸付が行われているのと同じといえる。

### 3. 土地開発基金からの繰入金による用地取得

#### (1) 取得手続の概要

土地開発基金からの繰入金による用地取得は、土地開発基金から特別会計へ繰入した資金を原資にして行われ、特別会計の資産として土地を取得する。これを一般会計（道路事業等）へ売却し、その売却代金を原資として、新たな土地を取得する。

#### (2) 監査手続

① サンプルングした事業につき、事業実施計画書の内容を確認し、決裁伺書、完了報告書（添付書類含む）、引渡要求書、引渡契約書、支出負担行為決議、支出命令書といった一連書類が事務実施要綱等に従って、発行されているか確認した。

#### (3) 監査結果

##### ① 事業内容及び所定の書類の整備状況の確認

別表の事業につき、手続を実施した結果、所定の書類の整備状況については、特に問題はなかった。

#### 【不備事項】

平成19年度の臼杵川の事業について、支出負担行為決議書の日付が支出命令書の日付より後になっていた。単純な記載ミスと思われる。

#### 【監査意見】

平成18年度の新城山香線の事業について、事業内容の変更に伴い事業実施変更計画書が提出されているが、その変更の理由書が添付されておらず、変更の理由が明らかでなかった。その理由を確認したところ、当初一般会計予算で契約していたものを予算の都合により、特別会計を利用することにな

ったためとの説明を受けた。どのような理由であれ、事業実施変更計画書には理由書を必ず添付し、変更の理由を明確にしておく必要があると考える。

別表

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度
路線名	県道稲積姫島 港線	新城山香線	臼杵川	国道 212 号	野津宇目線
事業内容	道路改良工事	道路改良工事	住宅宅地基盤 特定治水施設 等整備事業	道路改良工事	道路改良工事
1) 用地費	7,015,692 円	4,990,729 円	41,816,898 円	167,286,160 円	24,251,340 円
2) 補償費	55,894,400 円	80,615,900 円	0 円	0 円	0 円
3) 買戻予定	平成 19 年度	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
4) 先行取得理由	・早期着工 ・18 年度用地 補償費が不足	歩行者安全確保のため早期 整備が必要	・床下浸水被害を防ぐため 早期完成、補償金額の早期 提示の要望 ・用地補償費 の不足	・地元との協議 で早期の用地買 収が可能に ・文化財調査に 不測の日数を要 する可能性有	バイパスでの改良であり、早期 の用地取得が必要
決裁伺決裁	H18.9.15	H18.8.2	H19.7.23	H19.10.31	H20.9.17
事業実施変更 日付	—	H19.1.11	H20.7.18	H20.1.21	H21.1.30
1) 変更内容	—	買戻しの半分 程度を 20 年 度へ変更及び 事業費の変更 (筆数増)	買戻しを 20 年度に変更	用地費減額	用地費減額
2) 変更理由	—	理由書なし	早期買戻しを 図るため	一部契約ができ ない、単価に誤 りがあったなど	一般会計での事 業費令達額が増 加など
事業完了報告 書	H19.8.9	H19.8.3 (H20.4.8)	H20.7.18	H20.6.4	未了
1) 公共用地先 行取得台帳	○	○	○	○	—

2) 土地売買契約書	○	○	○	○	-
3) 物件移転補償契約書	○	○	補償無し	補償無し	-
引渡要求書	H19. 8. 9	H19. 8. 3 (H20. 6. 9)	H20. 7. 18	H20. 6. 4	未了
引渡書	H19. 8. 23	日付なし (H20. 6. 13)	H20. 8. 26	H20. 7. 7	未了
支出負担行為決議書	H19. 8. 23	H19. 9. 7 (H20. 6. 23)	H20. 9. 26	H20. 7. 7	未了
支出命令書 (支払日)	H19. 9. 28	H19. 9. 28 (H20. 7. 18)	H20. 9. 12	H20. 7. 28	未了
現在の状況 今後の予定	一般会計での用地買収残1件あるが、交渉不調の場合、その部分は残し工事着工予定	一般会計にて着工済み	一般会計にて着工済み	一般会計にて着工済み	近日中に買戻手続に入る予定

#### 4. 県土地開発公社への貸付金による用地取得

##### (1) 取得手続きの概要

県土地開発公社による用地取得は、年度初めに特別会計から県土地開発公社へ貸付けた資金を原資として行われ、一旦、県土地開発公社の資産として土地を取得する。従って、土地売買契約書の契約当事者は県土地開発公社であり、大分県が県土地開発公社から再取得する際には引渡要求書（土木事務所長から土木建築部長宛）を起票し、引渡契約書を締結（県土地開発公社が土木建築部長宛押印のうえ送付）して引渡しを受ける。これにより一般会計の事業費から支出して代金を支払うことになる。実際には、土木事務所が主導して事業実施計画を立て、地権者との交渉にあたっているようで、県土地開発公社は先行用地の支払事務の委託を受けている形になり、県土地開発公社の事務費は、特別会計の支出とはせずに、一般会計の事業費に含めて支出されている。

## (2) 監査手続

- ① サンプルングした事業につき、事業実施計画書の内容を確認し、決裁伺書、完了報告書（添付書類含む）、引渡要求書、引渡契約書、支出負担行為決議、支出命令書といった一連書類が事務実施要領等に従って、発行されているか確認した。
- ② 先行取得理由について、不明確な点の説明を受けた。
- ③ 買取価格の根拠について確認した。

## (3) 監査結果

### ① 事業内容及び所定の書類の整備状況の確認

別表の事業につき、手続を実施した結果、所定の書類の整備状況については、問題はなかった。

### ② 先行取得理由について

国道212号交安の自歩道整備事業について、説明を受けた。移転等に時間を要する理由は、大山町農協の経営する施設の代替駐車場用地を補償金で同農協が造成してからの土地移転となるためとのことであった。図面等で確認したが、確かに平成20年度中に着工するには、先行取得が必要と認められた。

なお、当該事業については、代替駐車場用地の造成の関係で、補償費が高くなっている。また、国道211号交安の自歩道整備事業については、ひた農協の支部建物の取壊・移転が発生したため、高額となっている。

### ③ 買取価格の根拠

土地の買取価格は、不動産鑑定士の鑑定評価に基づいて決定している。なお、八坂川のワンド（生態系保護のため残した静水域・よども）の買取価格については、通常の鑑定評価は困難と思われるため、どのように買取価格を算定したのか確認した。一応、鑑定評価は出ていたが、取引事例比較法では整備地区内の農地に接する雑種地として評価していた（比準価格）。原価法では、杵築市土地開発公社の用地買収に伴う借入金、事務費、借入利息等を考慮して積算していた（積算価格）。結果的に両価格ともに近い金額となり、積算価格とほぼ同一価格で決定している。

河川改修事業と圃場整備事業が一体となって施行された事業であり、もと旧河川用地を大分県が新河川用地と交換することにより、当該ワンド用地が杵築市土地開発公社の所有となった経緯がある。杵築市土地開発公社は、埋め立てて非農用地として利用する計画であったが、その後八坂川河川改修

環境影響検討委員会において、ワンドとして残すべきであるとの決定がされ、杵築市土地開発公社としては当初の計画どおりに利用できなくなった。このため大分県が買い戻すこととなったが、交換がなければ大分県が新河川用地を買い取るのに必要であった金額をもって買い取ることにしたことから、杵築市土地開発公社の用地買収コストをベースに算定したものである。

ワンドについては、実質的利用価値として47百万円の価値があるかどうかは別として、上記経緯を考慮すると、杵築市土地開発公社に負担を強いることもできないため、合理的な価格算定方法と判断される。

#### 別表

	H18-14	H18-15	H20-2	H20-3
路線名	国道 212 号交安	国道 211 号交安	八坂川	宇佐本耶馬溪線
事業内容	自歩道整備	自歩道整備	河川改良	道路改築
1) 事業期間	H11-21 91%	H18-22 19%	—	H14-22
2) 取得時期	H19. 1	H19. 3	H21. 1	H20. 3
3) 用地費	56, 453, 625	3, 227, 350	47, 445, 163	33, 263, 019
4) 補償費	122, 951, 800	177, 038, 300	0	0
5) 買戻時期	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21-23 年度	平成 21 年度
6) 先行理由	平成 20 年度中に用地買収を完了させる必要があり、移転等に時間を要する物件を平成 18 年度中に契約する。	県域農協への合併にともない財産処分を急いでいる。	杵築市土地開発公社取得用地の一部をワンド用地として残すため、将来的に県が買取する約束。同公社の金利負担増大回避。	翌年度早期の工事着工のため。
7) 権利者氏名	大山町農協	ひた農協	杵築市土地開発公社	個人 5 名共有
決裁伺書	H19. 1. 23 ○	H19. 3. 26 ○	H21. 1. 22 ○	H21. 2. 5 ○
完了報告書	H20. 5. 27	H20. 3. 17	H21. 7. 29	H21. 4. 1
1) 取得台帳	土地・補償	土地・補償	土地	土地
2) 土地売買契約書	H19. 3. 7	H19. 3. 27	H21. 2. 16	H21. 3. 11
3) 移転補償契約書	H19. 3. 7	H19. 3. 27	—	—
引渡要求書	H20. 5. 27	H20. 3. 17	H21. 7. 29 一部	H21. 6. 18

引渡契約書	H20. 6. 27	H20. 3. 31	H21. 9. 30 一部	H21. 7. 28
支出負担行為決議	H20. 6. 27	H20. 3. 31	H21. 9. 30 一部	H21. 7. 28
支出命令書	H20. 7. 18 支払	H20. 4. 25 支払	H21. 10. 23 一部	H21. 8. 10 支払

- 注) 1. 決裁伺書欄の○は、承認印が適正に押されていたことを確認。決裁伺書を受けて、実施決定通知を土木部長名で土木事務所に発送している。
2. 八坂川の河川改良は、改良事業自体は杵築市及び杵築市土地開発公社が行っているため、事業期間の定めはない。

## 第4.13 用品調達特別会計

### 1. 特別会計の概要

#### (1) 設置目的

県支弁用品の調達業務を行うため、昭和28年4月1日にこの特別会計は、設置された。

具体的には、用品の購入・交付・支払い等一連の物品調達事務を一元的に処理することにより、事務の効率化・簡素化を図り、予算の効率的運用に努めることを目的としたものである。

#### (2) 関連法令等

法令	大分県規則・要領
—	大分県用品調達特別会計条例、大分県用品取扱規則 大分県契約事務規則 等

#### (3) 所管部署

会計管理局用度管財課

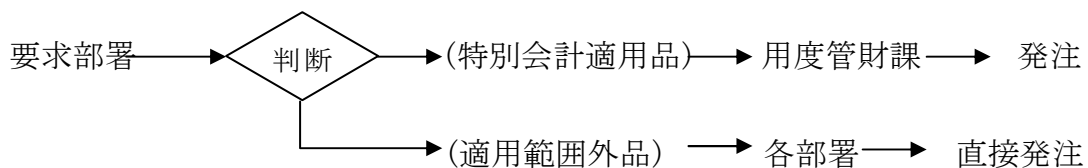
#### (4) 事業の概要

##### ①物品調達事務

大分県では、昭和28年に「大分県用品調達特別会計条例」を制定し、原則的に用度管財課において物品を集中調達している。大分県として多くの共通物品を使用しているが、これらを個々に購入していたのでは、規格もまちまちになり、また、同じ物でも価格に高低が生じ不経済となり、調達事務も非能率的となる。従って、本制度の趣旨は、調達事務を一元化して、事務処理の能率化・簡素化を図り、良い品を安く購入するために、共通物品については年度当初に単価契約を締結し、各部署の要求に応じて供給することで県財政の効率的運用に寄与することにある。

「大分県用品調達特別会計条例」で取り扱う物品の調達に関する具体的な事項は、「大分県用品取扱規則」で定められており、適用範囲については、第4条に基づいて、用品調達特別会計を適用するか否かを判断している。用度管財課と物品の要求部署との関係を示すと次の図のようになる。





なお、平成19年度に実施した包括外部監査（テーマ：物品等の購入手続と管理使用状況について）において、用品調達特別会計についても取り上げており、また、大分県の物品調達事務については、「第2. 物品の購入状況と関連規則の概要」で具体的に記載している。このため、本報告では、事務の詳細説明は省略した。

## ②会計処理

要求部署が物品を直接購入する場合には、一般会計の備品購入費、その他需用費の科目にその支出額が計上される。支払先は購入業者の口座となる。他方、用品調達特別会計を適用して物品を購入する場合には、一般会計側から見ると通常の業者に代わって用度管財課に発注（用品要求）し、支払う形態となる。従って、購入金額を一般会計（要求部署）から用品調達特別会計（用度管財課）へ振替える処理を行い、一般会計では歳出として計上されたものが用品調達特別会計で歳入として計上されることになる。そして、実際の購入業者への支払いは用度管財課から行われることになるため、当該支払額が用品調達特別会計の歳出として計上される。

## (5) 歳入及び歳出の状況

単位：千円

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
用品収入	1,744,296	1,788,506	1,873,117	1,989,269	1,919,838
前年度繰越金	2,316	5,253	10,424	6,588	6,090
歳入合計	1,746,612	1,793,759	1,883,541	1,995,857	1,925,928
需用費	1,060,679	1,114,830	1,082,877	1,099,973	1,139,964
備品購入費	678,364	663,253	783,653	883,206	774,500
一般会計繰出金	2,316	5,252	10,423	6,588	6,091
次年度繰越金	5,253	10,424	6,588	6,090	5,373
歳出合計	1,746,612	1,793,759	1,883,541	1,995,857	1,925,928

繰越金（剰余金）は、翌期に一般会計に繰出ししている。なお、大分県用品調達特別会計条例第4条で、「歳計に剰余を生じたときは一般会計に繰入れ、

又は物品改善資金にあてるため、その一部を積立するものとする」こととなっているが、積立ては実施せず、全てを一般会計に繰出して、庁用備品の整備に当てている。

#### (6) 予算規模

平成21年度 1,899,700千円(平成20年度 1,816,800千円)

(内訳)

需用費 1,149,000千円(財源 用品収入)

備品購入費 745,000千円(財源 用品収入)

一般会計繰出金 5,700千円(財源 繰越金)

## 2. 平成19年度監査のフォロー

平成19年度に実施した包括外部監査(以下、前回監査という)で、用品調達特別会計に係って検討を依頼していた次の事項について、用度管財課にヒアリングし、フォローした。

### (1) 検討を依頼していた事項

#### ①特別会計廃止の可否

平成13年度までは、調達執行額に数パーセントの上乗せ(加算金)を行って特別会計の収入としていたが、事務事業の見直しにより平成14年度に加算金が廃止されている。それまでは、加算金から発生する余剰金を、用品調達事務に伴う事務費及び庁用備品の整備費に充てることも特別会計の設置目的となっていたが、当該目的は、加算金が廃止されたため、喪失している。

このため、一元的な物品の調達事務(集中調達方式)は、事務の効率性の観点から継続が望ましいが、特別会計を継続する必要があるのか否かの検討を前回監査で依頼している。

#### ②電子入札システムの導入

前回監査当時、土木建築部等の公共工事部門では電子入札システムが導入されていたが、物品調達については未導入であり、透明性、競争性と入札事務の簡素化・効率化の観点から今後、導入を検討することであった。ただし、物品調達の場合、入札による調達が件数的にそれほど多くはないことから、事務の簡素化・効率化の面では、あまり効果は期待できないので、透明性、競争性の観点からの検討が主になる。

### ③適用除外申請の削減

特別会計を通して購入すべきところ、適用除外の申請をして直接購入しているケースのうち、3月初めの「用品要求締め切り後の購入」や特別会計での予算に計上していない「用品需要見込み外の購入」といった適切な事務処理を行っていれば適用除外とせずすむのではと思われるような理由での発生件数が多かった。また、3月に適用除外申請が集中していた。適用除外が多いと特別会計制度の趣旨そのものに反することにもなるため、関係部署が連携して、計画的な用品要求等を励行し、適用除外を少なくするよう前回監査で検討を依頼していた。

### ④単価契約品・在庫品の取扱い方法の見直し

単価契約品のうち印刷物等で一括発注するもの以外は、本庁等は在庫せずに業者が部署に直接配送が可能で、その割合の方が多くなっていた。しかし、単価契約品であれば実際に在庫していなくても在庫品と称していたため、用語的に紛らわしく、また、業者配送が可能なものも在庫している状況であった。逆に、かいについては、業者配送をしない契約となっているため、発注品を受取りに用度管財課へ足を運ばなければならず、しかも月2回の払出日指定があるため、利用しにくい制度となっている。これらの点について改善を前回監査で依頼している。

### ⑤無駄な備品購入の排除への取り組み

備品管理を徹底することや仕様の統一、効率的な利用方法の検討等による無駄な備品購入の排除に取り組んだか、前回監査後の状況についてヒアリングした。

### ⑥予定価格の算定方法について

物品の場合、入札、随意契約を問わず参考見積りを業者から徴してこれをそのまま予定価格としているケースが多い。一部には、参考見積から予算の都合等で減額しているケースもあった。物品の場合、実務的に致し方ない方法であるが、規則上根拠がないので、簡便的な方法として参考見積りで予定価格を設定できる旨を規定するよう前回監査でコメントしている。

## (2) 監査手続

上記の事項について、用度管財課にヒアリングし、フォローした。

### (3) 監査結果

#### ①特別会計廃止の要否

用度管財課の見解は次のとおりである。

- i) 用品調達特別会計は、集中調達方式を経費をかけずに、効率的に実施することを主目的に設置したものである。集中調達方式を特別会計に頼らず、一般会計の中で行うことは可能であるが、事務量の増大に対応するための新規システムの開発が必要となり、開発費負担が問題となる。一般会計の現行財務会計システムは、一件毎の請求に基づき、負担する部署が支払いを起こすことを前提にしているため、業者の請求、県側の支払命令を起こす件数が格段(20倍以上)に増えると予想される。これを解決するには、燃料取扱い事務をはじめ、一括請求、一括支払が可能となるような一般会計のサブ・システムを開発することが必要となり、その費用を考えれば、特別会計で一括支払いする方法を継続した方がよいと思われる。
- ii) 加算金は廃止されたが、単価契約品の円未満の端数処理の関係で今も余剰金が5~6百万円程度発生しており、規模は小さくなったものの、これを原資に現在も庁用備品の整備を行っている。
- iii) 単価契約品のうち、各種伝票や共通封筒等の共用印刷物は用度管財課で在庫を持って、必要に応じて各部署に供給した方が大量印刷できるため、安価となる。このためにも、現行システムでは特別会計で処理せざるを得ない。

上記の事情から用度管財課としては、特別会計の存続も含め引続き検討している。

#### (補足監査手続)

金額的に重要でなかったため、前回監査では確認しなかった余剰金の使い道及び余剰金の処理について補足手続を実施した。

#### (補足監査結果)

特別会計の余剰金は繰り越して、翌期に一般会計に繰出されるが、繰出先は用度管財課であり、用度管財課はこれを原資に一般会計の中で机・椅子等の庁用備品を購入している。実際に購入した庁用備品を使用する部署へは、管理替えという処理を行なう。なお、管理替えは、備品を使用管理する部署を変更する手続であって、費用(支出)の部署間の付替えは行わないため、収支上は、用度管財課の支出として処理されるものである。

過去3年間の庁用備品の購入状況は、次のとおりである。

単位：千円

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
机・椅子類	3,943	2,549	1,235
キャビネット・ロッカー類	1,836	1,363	2,163
応接セット・会議用テーブル類	1,768	516	898
テレビ・ビデオ類	69	702	658
ストーブ・冷蔵庫・水屋類	397	1293	200
複写機・ファックス類	1,274	-	-
シュレッダー類	-	217	772
カメラ類	245	469	-
合計	9,532	7,109	5,926

#### 【監査意見】

余剰金を原資にして用度管財課で購入した備品については、特別会計を通さずに購入している。つまり、例外処理となっているが、「大分県用品取扱規則」で特別会計を適用する物品に該当すれば、これも特別会計を通して購入すべきではないかという疑問が生じた。この点につき、用度管財課に検討を依頼したところ、今後は特別会計を通して購入することに変更するとの回答を得た。来年度からの対応をお願いしたい。

#### ②電子入札システムの導入

関係課によるプロジェクトチームで検討した結果、以下のような導入上の物理的問題や費用対効果の面での問題があり、他県の動向を調査しながら、検討したいとのことである。

- i) 工事の電子入札システムのコアシステムに乗った形でのシステム構築は物品の調達事務には馴染まない部分があり、困難である。
- ii) 特にICカード方式での認証システムが厳しい。ICカード方式では業者に3~5万円の負担を求めることになるが、県内の業者は中小企業者が多く難しいので、ID・パスワード方式でできないか検討している。
- iii) 入札、随意契約を含めてオールラウンドな対応ができるシステムになると、開発に約2億円弱他県ではかかっている。年間の維持費が65百万円。一定額以下で見積合わせの部分だけの電子調達システムでは、開発費が3.5百万円、維持費1.5百万円程度となる。
- iv) 平成20年度1,907件の用度管財課での発注件数のうち、入札件数は

143件である。iii) のようなコストをかけて導入するメリットがあるか疑問である。

#### 【監査意見】

大分県では、現在、集中調達方式を採用しており、用品の要求課と発注課を分離しているため、内部牽制の面では問題はないと思われるが、より透明性、公正な条件下での競争性を高め、入札事務の効率化を図るためには、経済合理性にかなったシステムの導入が望まれる。用度管財課としても、透明性、競争性の観点から導入の必要性は感じているが、コストが見合わないので、現時点では導入する状況にないようである。

#### ③適用除外申請の削減

平成18年度と平成20年度の適用除外申請の理由別件数を比較すると次ページの表のとおりである。

「用品要求締め切り後の購入」や「用品需要見込み外の購入」での件数は激減し、ほとんど発生しなくなっている。また、「特殊品」という理由での件数も大幅に減少している。なお、「用品要求締め切り後の購入」が減少した要因としては、これまで3月の第1週の金曜日までとしていた締め日を、年度内納品が可能で、電算上、ギリギリまで可能な3月26日まで受け付けるようにしたこともある。また、特殊品についても、競争性のない特殊品の認定基準を厳しくするなど、安易な適用除外は排除するようにしている。

適用除外申請の理由別内訳															
除外理由	H18年度					H20年度					削減数				
	直 払 備 品	印 刷	文 具 ・ 消 耗 品	計	割 合	直 払 備 品	印 刷	文 具 ・ 消 耗 品	計	割 合	直 払 備 品	印 刷	文 具 ・ 消 耗 品	計	割 合
特殊品(販売元が限定、定価販売など)	24	18	68	110	47.8%	6	16	14	36	56.3%	18	2	54	74	44.6%
急を要するもの(故障、人事異動など)	6	10	4	20	8.7%	-	2	12	14	21.9%	6	8	-8	6	3.6%
秘密を要するため	-	3	2	5	2.2%	-	3	1	4	6.3%	-	-	1	1	0.6%
用品要求期限後に予算措置されたため	6	-	-	6	2.6%	-	-	-	-	0.0%	6	-	-	6	3.6%
用品要求締め切り後の購入	19	20	24	63	27.4%	2	7	-	9	14.1%	17	13	24	54	32.5%
用品需要見込み外の購入	16	1	2	19	8.3%	-	1	-	1	1.6%	16	-	2	18	10.8%
その他	-	1	6	7	3.0%	-	-	-	-	0.0%	-	1	6	7	4.2%
計	71	53	106	230	100.0%	8	29	27	64	100.0%	63	24	79	166	100.0%

④単価契約品・在庫品の取扱い方法の見直し

- i) 地下倉庫に実際在庫されている単価契約品を「在庫品」と用語変更し、現在は共用印刷物のみに絞り込んだ。
- ii) 一般の単価契約品については、かいへも業者が直接配送するように変更した。ただし、月2回の配送となっている。
- iii) 在庫品は随時の払出しを行うようにし、かいの利便性を高めた。ただし、保管場所が、地下倉庫から用度管財課の近くに確保できないので、用度管財課は不便な状態である。
- iv) 地下倉庫の不用物品の整理はある程度進んだようであるが、棚卸表を見ると、まだ、動きのない印刷物がある。廃棄手続等の規程化も、未着手である。

【監査意見】

期末の在庫品の棚卸と関連づけて、廃棄手続等を規程化する必要がある。例えば、棚卸で滞留品を洗い出した上で、電子掲示板で一定期間掲示し、必要部署がないか確認した上で廃棄する。これらの前提として、在庫品の

棚卸を適正に行って報告する仕方（帳簿在庫と不一致がある場合の処理等）も工夫する必要がある。

⑤無駄な備品購入の排除への取り組み

- i) 作業服の規格を統一するための検討を進めている。
- ii) 地デジ対応のテレビの取扱については、財政課、行政企画課と協議しており、テレビの台数を減らす方向で検討している。
- iii) デジカメや農機具等、前回監査で共同利用の提案があったものについては、用度管財課と関係部署で検討を行い、デジカメについては、対応を実施するとともに、その他のものについても、検討を進めている。
- iv) 遊休物品については、e-o-f-f-i-c-eの“あげます、ください”の掲示板を利用して、有効活用をはかっている。
- v) 備品管理システムはこれからの話として、検討中である。導入すること自体の必要性は認識しているが、調達システムと一緒に検討している。大きなシステムと一緒に変えるか。独立パッケージでやるか、予算、コストパフォーマンスの問題も含めて検討課題としている。

**【監査意見】**

備品管理や利用上の課題そのものは直接特別会計の問題ではないが、管理データを収集・分析し、利用状況を検討することで購入行動に影響するため、今後も効率性、経済性、必要性の観点から改善を進めることが望まれる。

⑥予定価格の算定方法について

規則はインターネット等で公表されるため、公に規定するのは難しい。用度管財課の内規で参考見積方式を認める規定を置くことは可能だが、定めてはいない。





